

昭和五十七年大蔵省令第十三号

長期信用銀行法施行規則

長期信用銀行法及び長期信用銀行法施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、長期信用銀行法施行規則（昭和二十七年大蔵省令第二百二十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（営業の免許の申請等）

第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該株式会社に関する次に掲げる書面

イ 定款

ロ 会社の登記事項証明書

ハ 創立総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該株式会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（会社法第三百九十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があつたことを証する書面）

ニ 事業開始後三事業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

ホ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書（履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。））

ト 会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

チ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合に

は、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第十三条の二第一項第十一号に規定する議決権をいう。第四十条の四第一項第二号及び第三号並びに第四項、第十三条の七、第十八条の三並びに第二十五条の八の二を除き、以下同じ。）の数を記載した書面

リ 営業所の位置を記載した書面

又 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書面

ル 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二、第三条の二の五第二項第三号、第四号の二、第四号の三、第五項、第四号の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の三第三号、第二十五条の二の五から第二十五条の二の十六まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 当該子会社等の業務の内容を記載した書面

ハ 当該子会社等の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ホ 当該株式会社の事業開始後三事業年度における当該株式会社及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第三項第三号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

四 前各号に掲げるもののほか、法第四条第二項の規定により審査するため参考となるべき事項を記載した書面

2 長期信用銀行以外の株式会社が従前の目的を変更して長期信用銀行の業務を営むため法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号に掲げる書面（同項第二号ハに掲げる書面を除く。）のほか、次に掲げる書面を免許申請書に添付しなければならない。

一 株主総会の議事録

二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書面

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項の規定により審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 預金の受入れに代え債券を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務とする営業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本金の額が令第一条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 事業開始後三事業年度を経過するまでの間に申請者の一の事業年度における当期利益が見込まれること。

三 申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

四 長期信用銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員の確保の状況、長期信用銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

五 長期信用銀行の業務の内容及び方法が預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。

以下同じ。）の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

（営業の免許の予備審査）

第二条 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。（算定制当量の取得等）

第二条の二 法第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（金銭債権の証書の範囲）

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十二条の三第一項第一号において同じ。）の預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 住宅抵当証書

四 貸付債権信託の受益権証書

四の二 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 外国の法人の発行する証券又は証券で銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 法第六条第三項第九号又は第十一号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証券（業務の代理又は媒介）

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）

の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介

二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第二十五条の二十二第二項を除き、以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

一 三 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第四条の五第二項第一号の四において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は媒介

一 四 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第六条第三項第三号に掲げる業務を除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

二 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）（同条第七項に規定する外国保険会社等（以下「外国保険会社等」という。）を含む。）の資金の貸付けの代理又は媒介

二 二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）若しくは登録金融機関（同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）の投資顧問契約（同条第八項第一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任契約（同条第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）の締結の代理又は媒介

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人で、金融業務を行うものの業務の代理又は媒介

四 特別の法律により設立された法人で、特別の法律により長期信用銀行に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理又は媒介（前号に掲げるものを除く。）

五 前各号に掲げる業務の代理又は媒介のいづれかに準ずるもので金融庁長官が別に定めるもの

（外国銀行の業務の代理又は媒介）

第四条の二 法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができずる業務を除く。）に限る。以下この条において同じ。）の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからニまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからニまでに規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介

イ 長期信用銀行の子法人等（令第六条第一項において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条の二第二項において同じ。）である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）

ロ 長期信用銀行を子法人等とする外国銀行（長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の子法人等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 長期信用銀行を子会社とする親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）の子法人等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイからハまでに掲げる者を除く。）

二 長期信用銀行の子会社である外国銀行及び前号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）（デリバティブ取引）

第四条の二の二 法第六条第三項第九号及び第十号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第一百八十五条の二十二第二項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）に係る取引（金融等デリバティブ取引）

第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

二 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

2 法第六条第三項第十一号に規定する長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

3 法第六条第三項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。（リース契約の要件）

第四条の二の四 法第六条第三項第十三号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途にお

十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）

ロ 長期信用銀行を子法人等とする外国銀行（長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の子法人等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 長期信用銀行を子会社とする親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）の子法人等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイからハまでに掲げる者を除く。）

二 長期信用銀行の子会社である外国銀行及び前号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）（デリバティブ取引）

第四条の二の二 法第六条第三項第九号及び第十号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第一百八十五条の二十二第二項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）に係る取引（金融等デリバティブ取引）

第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

二 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

2 法第六条第三項第十一号に規定する長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

3 法第六条第三項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。（リース契約の要件）

第四条の二の四 法第六条第三項第十三号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途にお

の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介

二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第二十五条の二十二第二項を除き、以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

一 三 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第四条の五第二項第一号の四において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は媒介

一 四 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第六条第三項第三号に掲げる業務を除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

いて当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未經過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2 法第六条第三項第十三号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）
第四条の二の五 長期信用銀行は、法第六条の三

第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が長期信用銀行の子会社である外国銀行及び第四条の二第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行（法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書
二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面
三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面
四 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
六 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面
七 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面
八 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面
九 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請

が第四条の二第二号に規定する外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一 所属外国銀行が、長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。
二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 所属外国銀行及び当該所属外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所属外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、長期信用銀行に対し、銀行法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

イ 所属外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この号及び第二十五条の二の四第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下「株式等」という。）を保有している者
ロ イに掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を保有している者

ハ 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者
ニ 長期信用銀行が支店の設置又は長期信用銀行の業務を営むための会社の設立をすることができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も所属外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は持分を保有しているものに限る。）により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請

3 法第六条の三第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 長期信用銀行の子法人等である外国銀行
二 長期信用銀行の子法人等とする外国銀行
三 長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子法人等である外国銀行（前二号に掲げる外国銀行を除く。）
四 長期信用銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（前三号に掲げる外国銀行を除く。）

4 長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 理由書
二 所属外国銀行の商号を記載した書面
三 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面
四 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面
五 所属外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）の主要株主等の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面
六 所属外国銀行の属する外国銀行グループ（法第六条の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下同じ。）の連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七 当該長期信用銀行と所属外国銀行及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループとの間の資本関係を記載した書面
八 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
九 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面
十 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面
十一 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請

12 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一 所属外国銀行の属する外国銀行グループが、長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。
二 所属外国銀行の属する外国銀行グループが、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者の集団であること。

三 所属外国銀行の属する外国銀行グループに関するリスク管理及び法令遵守に関する方針が策定され、これらに基づく業務の運営の検証がされる等、的確なリスク管理及び法令を遵守した運営が確保されると認められること。
四 第二項第三号に掲げる基準（外国銀行代理業務に係る届出）
第四条の二の六 法第六条の三第三項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一 長期信用銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社として外国銀行
イ 法第十三条の二第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第九項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可
ロ 法第十三条の二第十項ただし書に規定する認可
ハ 銀行法第三十条第一項から第三項までに規定する認可
ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項に規定する認可

二 長期信用銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社として外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）
イ 法第十六条の四第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行等（同条第六項に規定する長

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請

期信用銀行等をいう。)を子会社とするこ
との認可
口 法第十六条の四第七項ただし書に規定す
る認可

ハ 銀行法第五十二条の三十五第一項から第
三項までに規定する認可

2 長期信用銀行は、法第六条の第三項の規定
による届出をしようとするときは、届出書に次
に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しな
ければならない。
一 理由書

二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記
載した書面
三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名
又は名称を記載した書面

四 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計
算書及び株主資本等変動計算書その他最近に
おける業務、財産及び損益の状況を知ること
ができる書面
五 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の
資本関係を記載した書面

六 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の
当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約
の内容を記載した書面
七 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及
び方法を記載した書面

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)
第四条の二の七 第四条の二の五第一項第七号及
び第四項第十号並びに前条第二項第六号に掲
げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべ
き事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃
止又は位置の変更に関する事項
二 外国銀行代理業務の内容(代理又は媒介の
別を含む。以下同じ。)に関する事項

三 外国銀行代理業務の営業日及び営業時間
に関する事項
四 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理長期
信用銀行(法第十七条に規定する外国銀行代
理長期信用銀行をいう。以下同じ。)の業務
上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当
該外国銀行代理長期信用銀行及び当該取引先
以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外
国銀行代理長期信用銀行及び当該取引先以外
の者のために利用することを禁ずる規定

五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに關
連する所属外国銀行の顧客に対する責任に關
する事項

六 契約の期間、更新及び解除に関する事項
七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代
理業務の営業日及び営業時間の店頭掲示に關
する事項
八 その他必要と認められる事項

(外国銀行代理業務の内容及び方法)
第四条の二の八 第四条の二の五第一項第八号及
び第四條の二の六第二項第七号に掲げる外国銀
行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記
載する事項は、次に掲げるものとする。

一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類
二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに
当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの
別(代理及び媒介のいずれも行う場合はその
旨)

三 外国銀行代理業務の実施体制
2 第四条の二の五第四項第十一号に規定する外
国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面
に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一 取り扱う外国銀行グループに係る業務の
種類
二 取り扱う外国銀行グループに係る業務の種
類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを
行うかの別(代理及び媒介のいずれも行う場
合はその旨)

三 外国銀行代理業務の実施体制
3 第一項第三号及び前項第三号に掲げる外国銀
行代理業務の実施体制には、法第十七条におい
て準用する銀行法第五十二条の二の十において
準用する同法第五十二条の四五各号(第四号
を除く。)に掲げる行為その他外国銀行代理業
務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼ
す行為を防止するための体制のほか、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為(外国銀行代理業務に係
る行為をいう。以下同じ。)に関して顧客か
ら金銭その他の財産の交付を受ける権限が付
与されている場合、当該交付を受ける財産と
自己の固有財産とを分別して管理するための
体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を
利用して外国銀行代理業務を営む場合、顧客
が当該外国銀行代理長期信用銀行と他の者を
誤認することを防止するための体制
(専門子会社の業務等)

第四条の三 法第十三条の二第一項第二号の二に
規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる
ものとする。

一 第四条の五第一項各号に掲げる業務であつ
て、金融庁長官が定める基準により銀行、そ
の子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業
務のために営むもの
二 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただ
し、同項第十九号から第二十三号までに掲げ
る業務については証券子会社等(法第十三条
の二第四項第六号に規定する証券子会社等を
いう。)を有する場合に限り、第四条の五第
二項第二十四号から第三十四号までに掲げる
業務については保険子会社等(法第十三条の
二第四項第七号及び第三項第五号において同
じ。)を有する場合に限り、第四号の五第
二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業
務については信託子会社等(法第十三条の二
第四項第八号に規定する信託子会社等をい
う。以下同じ。)を有する場合に限る。

2 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣
府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五
条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び
第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第
二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項
第一号に掲げる業務にあつては、第四号の二の
三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る
部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取
引法第二条第二十一項に規定する商品市場にお
ける取引等の委託を受ける業務に限り、金融商
品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務
にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び
第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲
げるものに限る。)のほか、次に掲げるものと
する。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第
十一号から第十七号までに掲げる行為(同項
第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行
為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産
の価値、暗号資産関連オポジション(同法第百
八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産
関連オポジションをいう。))の対価の額又は暗
号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一
号並びに第四条の五第二項第四号及び第十四
号において同じ。)の分析に基づく投資判断
(同法第二条第八項第十一号に規定する投
資判断をいう。次項第一号並びに第四条の五
第二項第四号及び第十四号において同じ。))
に基づいて財産の運用を行うものを除く。)

2 法第十三条の二第一項第四号及び第四号の二
に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品
取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に
掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号
から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げ
る業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第
十二号及び第十四号に掲げる行為(同項第十
二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、
暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に
基づいて財産の運用を行うものを除く。))並
びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一
号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約(金融商品取引法第三十五条
第一項第七号に規定する累積投資契約をい
う。)の締結の媒介
三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に
規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務
五 第四条の五第二項各号に掲げる業務(第一
号に掲げる業務に該当するものを除く。))。た
だし、同項第二十四号から第三十四号までに
掲げる業務については保険子会社等を有する
場合に限り、同項第三十五号から第三十七号
までに掲げる業務については信託子会社等を
有する場合に限る。

4 法第十三条の二第一項第十一号に規定する内
閣府令で定めるものは、次に掲げるものとす
る。
一 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定
子銀行(当該長期信用銀行を子会社とする長
期信用銀行持株会社の子会社(長期信用銀行

並びに金融商品取引法施行令(昭和四十年政
令第三十一号)第一条の十二各号に掲げ
る行為を行う業務
二 第四条の五第一項各号(第二十三号を除
く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が
定める基準により長期信用銀行、その子会社
又は第四項各号に掲げる者の営む業務のため
に営むもの。

三 第四条の五第二項各号に掲げる業務(第一
号に掲げる業務に該当するものを除く。))。た
だし、同項第二十四号から第三十四号までに
掲げる業務については保険子会社等を有する
場合に限り、第四号の五第二項第三十五号か
ら第三十七号までに掲げる業務については信
託子会社等を有する場合に限る。

3 法第十三条の二第一項第四号及び第四号の二
に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品
取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に
掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号
から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げ
る業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第
十二号及び第十四号に掲げる行為(同項第十
二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、
暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に
基づいて財産の運用を行うものを除く。))並
びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一
号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約(金融商品取引法第三十五条
第一項第七号に規定する累積投資契約をい
う。)の締結の媒介
三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に
規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務
五 第四条の五第二項各号に掲げる業務(第一
号に掲げる業務に該当するものを除く。))。た
だし、同項第二十四号から第三十四号までに
掲げる業務については保険子会社等を有する
場合に限り、同項第三十五号から第三十七号
までに掲げる業務については信託子会社等を
有する場合に限る。

4 法第十三条の二第一項第十一号に規定する内
閣府令で定めるものは、次に掲げるものとす
る。
一 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定
子銀行(当該長期信用銀行を子会社とする長
期信用銀行持株会社の子会社(長期信用銀行

並びに金融商品取引法施行令(昭和四十年政
令第三十一号)第一条の十二各号に掲げ
る行為を行う業務
二 第四条の五第一項各号(第二十三号を除
く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が
定める基準により長期信用銀行、その子会社
又は第四項各号に掲げる者の営む業務のため
に営むもの。

又は法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社に限り、当該長期信用銀行及びその特定子銀行（当該長期信用銀行の子会社のうち、法第十三条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二 当該長期信用銀行の長期信用銀行集団（当該長期信用銀行及びその子会社の集団又は当該長期信用銀行の特定子銀行及び当該長期信用銀行の特定子銀行以外の子会社の集団をいう。第四号において同じ。）

三 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団（当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号において同じ。）

四 当該長期信用銀行又はその特定子銀行、長期信用銀行持株特定子銀行、長期信用銀行集団若しくは長期信用銀行持株会社集団及び次に掲げる者

- イ 長期信用銀行等
- ロ 長期信用銀行等集団
- ハ 長期信用銀行持株会社集団
- ニ 銀行の銀行持株会社集団

五 前項第四号に規定する「長期信用銀行等」、「長期信用銀行等集団」及び「銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

- 一 長期信用銀行等 次に掲げる者
 - イ 長期信用銀行又は銀行（これらの子会社のうち、銀行業を営む外国の会社を含む。）
 - ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会又はその子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

- ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

二 農林中央金庫（その子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ホ 株式会社商工組合中央金庫

二 長期信用銀行等集団 前号に規定する長期信用銀行等及びその子会社の集団又は当該長期信用銀行等の子銀行等（当該長期信用銀行等の子会社のうち、銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該長期信用銀行等の子銀行等以外の子会社の集団

三 銀行持株会社集団 銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、前号に定めるものを除いたもの

六 法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つてい事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

- イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額
- ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二

十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数に對する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に對する割合が十分の一以上であるもの

七 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の規定を受けている会社

- 八 合理的な経営改善のための計画（長期信用銀行等（長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に對する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものである。以下この号において「期間」に當該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
- イ 当該債務の全部又は一部を免除している措置
- ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置
- ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が當該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）
- 九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社
- 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、長期信用銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。
 - 一 長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第十三条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。
- 二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。
 - イ 官公署
 - ロ 商工会又は商工会議所
 - ハ イ又はロに準ずるもの
 - ニ 弁護士又は弁護士法人
 - ホ 公認会計士又は監査法人

- 八 合理的な経営改善のための計画（長期信用銀行等（長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に對する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものである。以下この号において「期間」に當該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
- イ 当該債務の全部又は一部を免除している措置
- ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置
- ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が當該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）
- 九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社
- 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、長期信用銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。
 - 一 長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第十三条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。
 - 二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。
 - イ 官公署
 - ロ 商工会又は商工会議所
 - ハ イ又はロに準ずるもの
 - ニ 弁護士又は弁護士法人
 - ホ 公認会計士又は監査法人

へ 税理士又は税理士法人

ト 第四会社の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該長期信用銀行の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を長期信用銀行若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第四条の六第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該長期信用銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第十三条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十三条の二第一項第十二号の二」と読み替へるものとする。

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十六条の二の三第三項及び第二十六條第一項第十二号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日か

ら五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第十六条第一項第九号及び第十六条の二の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二條において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第十六条第一項第九号、第十六条の二の三第三項及び第二十六條第一項第十二号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回るものとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 第七項及び第十項の規定にかかわらず、長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

14 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）

二 同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）

三 同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四條の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十三条の二第一項第二号の二、第四号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四條の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第十三条の二第四項第六号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四條の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四條の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号か

ら第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)の子会社のうち第四条の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 法第十三条の二第四項第八号ニに規定する当該長期信用銀行の子会社である信託兼営銀行(同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)又は信託専門会社の子会社のうち第四条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

15 法第十三条の二第三項の規定は、第八項、第九項(第十項において読み替えて準用する場合を含む)、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第四條の四 法第十三条の二第三項(法第十六条の二第二項及び第十六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二第四第九項及び第五十三條第四項並びに銀行法施行令第四条第四項並びに前条第十五項、第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六條の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。)
- 三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第十六条の二の三第一項第一号及び第二十五条の五の三第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)
- 四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)
- 五 前二号に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けたもの

- 二 信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。
- 三 長期信用銀行は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 四 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式等について、当該申請をした長期信用銀行が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができなものであるかどうかを審査するものとする。
- (長期信用銀行の子会社の範囲等)
- 第四條の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 他の事業者のための不動産(原則として、自らを子会社とする長期信用銀行又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
 - 二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
 - 三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
 - 四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
 - 五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
 - 六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
 - 七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務(第十号に該当するものを除く。)
 - 八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(以下「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務
 - 九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務又は封書の作成又は発送を行う業務
 - 十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
 - 十一 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を行使する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産(不動産を除く。)の売買の代理又は媒介を行う業務
 - 十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
 - 十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
 - 十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
 - 十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
 - 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業
 - 十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)
 - 十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
 - 十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に該当するものを除く。)
 - 二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務
 - 二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務
 - 二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

- 十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を行使する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産(不動産を除く。)の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業
- 十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)
- 十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
- 十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に該当するものを除く。)
- 二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務
- 二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務
- 二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする長期信用銀行、その子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社（以下この号において「親銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親銀行等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行、銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

三 銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介（国内において営む場合にあっては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）

四 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

一の五 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を委託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

三 法第六条第三項に規定する業務（同項第五号、第五号の二及び第十三号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあっては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

三の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる業務を行う業務

三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第二十五条の二十七第一項において「保険募集」という。）

三の五 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第二十五条の二十七第一項において「保険媒介業務」という。）

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

五 削除
六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業
七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役員提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役員提供事業者への交付を含む。）をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役員提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役員提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役員提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除
十一 機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第六条第三項第十三号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務
イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。
ロ 当該会社の発行する社債（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。
ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。
ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）として行う業務（外国においてはこれらと同種類のもの。投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第十二条の四の九及び第十二条の四の十において同じ。）又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

十六 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務
十七 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務
十八 主として長期信用銀行持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第三十二号において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として長期信用銀行持株会社、銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に該当するものを除く。）
十八の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務
十八の四 法第六条第二項第三号に掲げる業務
十八の五 電子記録債権法（平成十九年法律第百二二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業務

十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務
二十 有価証券に関する顧客の代理
二十一 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務
二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に該当するものを除く。）

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業務に該当するものを除く。）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行
二十五 削除
二十六 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務
二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務
二十八 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務
二十九 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務
三十 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務
三十一 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務
三十二 主として保険持株会社、少額短期保険持株会社（保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。）、子会社対象会社に該当する会社（保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社に限る。）又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務
三十三 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務
三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務
三十五 財産の管理に関する業務（第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする長期信用銀行又は当該業務を行う子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である銀行の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）
三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務
三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）
四十 法第十三条の二第四項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 前項第十九号から第二十三号までに掲げる業務
二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三 前項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
四 法第十三条の二第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務
二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三 第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
四 法第十三条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務
二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三 第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
四 法第十三条の二第四項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子

会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社
が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。
七 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。
八 法第十三条の二第四項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。
九 前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。（法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第四条の六 法第十三条の二第五項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 長期信用銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
二 長期信用銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
三 長期信用銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）（当該長期信用銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）
四 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）
五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務
三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）
四十 法第十三条の二第四項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 前項第十九号から第二十三号までに掲げる業務
二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三 前項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
四 法第十三条の二第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務
二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三 第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
四 法第十三条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務
二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三 第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
四 法第十三条の二第四項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社
が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。
七 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。
八 法第十三条の二第四項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。
九 前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。（法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第四条の六 法第十三条の二第五項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 長期信用銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
二 長期信用銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
三 長期信用銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）（当該長期信用銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）
四 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）
五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得
 七 長期信用銀行の子会社である法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社による株式等の取得
 八 法第十三条の二第五項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

三 法第十三条の二第十項に規定する内閣府令で定める事由は、長期信用銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。
 (子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四條の六の二 法第十三条の二第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。
 一 第四條の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
 二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
 三 第四條の五第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
 (子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第四條の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等(法第十三条の二第九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社(以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条第二項第十号の二、第二十二條第一項第九号の二並びに第二十六條第一項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなればならない。
 一 理由書
 二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面
 イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
 ハ 株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

一 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 (2) 株式交換契約の内容を記載した書面
 (3) 株式交換費用を記載した書面
 二 株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面
 (1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 (2) 株式交付計画の内容を記載した書面
 (3) 株式交付費用を記載した書面
 三 当該長期信用銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を含む。以下この号及び次項並びに次条において同じ。)に関する次に掲げる書面
 イ 当該長期信用銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、次条第一項第三号口、第十八条の三第二号及び第三号、第二十一条第一項第十二号、第二十一条の二第二項第十一号、第二十二條第一項第七号並びに第二十六條第一項において同じ。)の見込みを記載した書面
 四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書面
 イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 ロ 業務の内容を記載した書面
 ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
 ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(銀行法第十六條の四第一項

に規定する基準議決権数をいう。第四項、次条、第十六條、第十六條の二及び第二十一条から第二十二條までにおいて同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
 七 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
 一 当該申請をした長期信用銀行(以下この項において「申請長期信用銀行」という。)の資本金の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
 二 申請長期信用銀行及びその子会社等(当該認可に係る子会社対象銀行等を含む。)の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
 三 申請長期信用銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
 四 当該申請の時に申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等が見込まれた後にも良好に推移することが見込まれること。
 五 申請長期信用銀行が子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
 六 当該認可に係る子会社対象銀行等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

三 長期信用銀行は、法第十三条の二第七項の規定による子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。)以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての認可を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなればならない。
 一 理由書
 二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面
 三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
 イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 ロ 業務の内容を記載した書面

八 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 九 その他法第十三条の二第七項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面
 四 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可(長期信用銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。)に適用する。
 五 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十一項において準用する同条第九項の規定による認可(長期信用銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとする)についての認可を除く。)について準用する。
 六 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。
 (長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第四條の八 長期信用銀行は、当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなればならない。
 一 理由書
 二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面
 イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
 ハ 株式交換により当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高

一 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 (2) 株式交換契約の内容を記載した書面
 (3) 株式交換費用を記載した書面
 二 株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面
 (1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 (2) 株式交付計画の内容を記載した書面
 (3) 株式交付費用を記載した書面
 三 当該長期信用銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を含む。以下この号及び次項並びに次条において同じ。)に関する次に掲げる書面
 イ 当該長期信用銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、次条第一項第三号口、第十八条の三第二号及び第三号、第二十一条第一項第十二号、第二十一条の二第二項第十一号、第二十二條第一項第七号並びに第二十六條第一項において同じ。)の見込みを記載した書面
 四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書面
 イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 ロ 業務の内容を記載した書面
 ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
 ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(銀行法第十六條の四第一項

度化等会社の議決権をその基準議決権数を
超えて取得し、若しくは保有しようとする
場合又は外国の長期信用銀行業高度化等
会社を子会社としようとする場合には、次
に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続が
あつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

二 株式交付により当該長期信用銀行若しく
はその子会社が合算して長期信用銀行業高
度化等会社の議決権をその基準議決権数を
超えて取得し、若しくは保有しようとする
場合又は外国の長期信用銀行業高度化等
会社を子会社としようとする場合には、次
に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続が
あつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

三 当該長期信用銀行及びその子会社等に關
する次に掲げる書面

イ 当該長期信用銀行及びその子会社等につ
き連結して記載した最終の貸借対照表、損
益計算書、株主資本等変動計算書その他こ
れらの会社の最近における業務、財産及び
損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及
びその子会社等(子会社等となる会社を含
む。)の収支及び連結自己資本比率の見込
みを記載した書面

四 当該認可に係る長期信用銀行業高度化等
社に關する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置
を記載した書面

ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制
を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資
本等変動計算書その他最近における業務、
財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職
務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏
名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る当該長期信用銀行若しくは
その子会社が合算して長期信用銀行業高度化

等会社の議決権をその基準議決権数を
取得し、若しくは保有すること又は外国の長
期信用銀行業高度化等会社を子会社とするこ
とにより、当該長期信用銀行又はその子会社
が国内の会社の議決権を合算してその基準議
決権数を超えて保有することとなる場合に
は、当該国内の会社の名称及び業務の内容を
記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参
考となるべき事項を記載した書面

2
金融庁長官は、次に掲げる基準に適合する
かどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした長期信用銀行(以下この項
において「申請長期信用銀行」という。)の
資本金の額が当該申請に係る長期信用銀行
業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有す
るに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る長期信用銀行業高度化等
社に対する出資が全額毀損した場合であつて
も、申請長期信用銀行及びその子会社等(当
該認可により子会社等となる会社を除く。)
の財産及び損益の状況が良好であることを見
込まれること。

三 申請長期信用銀行の最近における業務、財
産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時に申請長期信用銀行及び
その子会社等の収支が良好であり、かつ、
申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算
して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等
会社についてその基準議決権数を超える議決
権を取得し、若しくは保有し、又は外国の長
期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後
も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る長期信用銀行業高度化等
社がその業務を的確かつ公正に遂行すること
ができること。

六 申請長期信用銀行若しくはその子会社が合
算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化
等会社の議決権をその基準議決権数を超えて
取得し、若しくは保有すること又は外国の長
期信用銀行業高度化等会社を子会社とするこ
とにより、申請長期信用銀行の営む長期信用
銀行の業務の高度化又は申請長期信用銀行の
利用者の利便の向上に資すると見込まれるこ
と。

七 申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、
申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算

して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等
会社の基準議決権数を超える議決権を取得
し、若しくは保有し、又は外国の長期信用銀
行業高度化等会社を子会社とした後も、申請
長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に
支障を来す著しいおそれがないと認められる
こと。

八 申請長期信用銀行又は当該認可に係る長期
信用銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請
長期信用銀行の長期信用銀行としての取引上
の優越的地位又は当該長期信用銀行業高度化
等会社の業務における取引上の優越的地位を
不当に利用して、申請長期信用銀行の業務に
係る取引の条件若しくは実施又は当該長期信
用銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条
件若しくは実施について不利益を与える行為
が行われる著しいおそれがないと認められる
こと。

九 申請長期信用銀行又は当該認可に係る長期
信用銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、
申請長期信用銀行又は当該長期信用銀行業高
度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不
当に害される著しいおそれがないと認められ
ること。

三 前二項の規定は、法第十三条の第十項た
だし書の規定による認可(長期信用銀行若しく
はその子会社が合算してその基準議決権数を
超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期
信用銀行業高度化等会社の議決権について引き
続きその基準議決権数を超えて保有すること又
は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度
化等会社を引き続き子会社とするものについて
認可に限る。)について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二
第十項において準用する同条第九項の規定に
よる認可(長期信用銀行業高度化等会社に該
当する子会社としようとするもの)についての認可
に限る。及び同条第十二項の規定による認可
について準用する。

5 法第十三条の二第三項の規定は、第一項(前
二項において準用する場合を含む。)、第二項第
四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定す
る議決権について準用する。

5
令第三条及び銀行法施行令第七条に規定
する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲
げる債権者とする。ただし、第二号から第六号

までに掲げる債権者については、法第十四条の
二第一項に規定する会社分割(会社分割により
事業を承継させる場合に限る。)の決議をした
場合に限る。

一 保護預り契約に係る債権者

二 先物為替取引(一定の基準及び方法により
行われるものに限る。)に係る債権者

三 金利又は外国為替に係る店頭デリバティブ
取引(金融商品取引法第二条第二十二項に規
定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同
じ。)のうち同項第六号に掲げる取引に該
当するもの以外のもの(公正な商慣習に基づく
一定の基準及び方法により行われるものに限
る。)に係る債権者

四 信用状取引(国際取引における公正な商慣
習に基づく輸出入取引に係るものに限る。)
に係る債権者

五 長期信用銀行が自己を振出人として振り出
した小切手に係る債権者

六 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百
四十四号)第六条第一項に規定する当せん金
付証券の発売等に係る債権者

第五條の二 法第十六条の二第一項の規定により
同項に規定する届出書(以下この項及び第二十
五条の二の十八において「長期信用銀行議決権
保有届出書」という。)を提出すべき者は、別
紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行
議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務
局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官
等」という。)に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第二項に規定する内閣府令で
定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各
号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に
定める日とする。

一 保有する議決権の数が増加がない場合(第
三号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議
決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規
定する長期信用銀行議決権大量保有者をい
う。以下この条並びに第二十五条の二の十七
第二項第二号及び第三号において同じ。)と
なつたことを知つた日から五日(日曜日及び
銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の
日数は、算入しない。以下この号及び第二十
五条の二の十七第二項第一号において同じ。)
を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保
有者となつた日を含む月の翌月十五日から五

日を経過した日（当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日）のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十七第二項第二号及び第三号において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数が増加がない場合 長期信用銀行議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日（当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日）のいずれか早い日

（国等が保有する議決権とみなされる議決権）
第五条の二の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、銀行法施行令第十五条の法人とみなす。

- 一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百二十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百二十二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第三十五条第二項第六号に規定する取得株式等である株式に係る議決権
- 二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第七十四条第一号に規定

する協定債権回収会社 同法第七十七条第一項の規定による資産の買取りの委託に係る株式に係る議決権

三 保険業法附則第一条の二の三第一号に規定する協定銀行 同法附則第一条の二の十二第二項に規定する協定に基づく資産の買取りに係る株式に係る議決権

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）
 - イ 定款
 - ロ 法人の登記事項証明書
 - ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書の履歴書
 - ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書
 - ホ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
 - ヘ 当該認可に係る法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。）
 - ト 主たる事務所の位置を記載した書面
 - チ 業務の内容を記載した書面
 - リ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ける業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

又 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書面

ヲ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 当該認可後五事業年度におけるその保有する当該長期信用銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネット・プレゼントバリュ（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書面

四 前号のネット・プレゼントバリュに係るストレステスト（ネット・プレゼントバリュの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があつたものとして、当該ネット・プレゼントバリュとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書面

五 当該認可後に当該長期信用銀行との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該長期信用銀行の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあつては、当該長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三項において同じ。）

六 その他法第十六条の二の三第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書面

二 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書面

三 当該者が総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

四 その他法第十六条の二の三第二号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

一 理由書

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

- イ 定款
- ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書の履歴書
- ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書
- ニ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）
- ヘ 主たる事務所の位置を記載した書面

ト 業務の内容を記載した書面
 チ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書面
 リ 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書面
 ヌ その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書面
 ル その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 当該設立後五事業年度におけるその保有する当該長期信用銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネット・プレゼントバリューを記載した書面
 四 前号のネット・プレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書面
 五 当該設立後に当該長期信用銀行との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針
 六 その他法第十六条の二の三第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
 四 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした者又は当該認可を受けて設立される法人（以下この項において「申請者等」という。）が当該長期信用銀行の議決権を取得又は保有する目的が長期信用銀行の業務の公共性を損なわないことが明らかであり、かつ、当該申請者等の財産及び収支の状況、当該保有に基づき当該申請者等が当該長期信用銀行と有する関係その他の当該保有に係る事由により当該長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営が損なわれるおそれが極めて少ないと認められる体制が整備されていること。
 二 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制等に照らし、申請者等が当該長期信用銀行の的確かつ公正な経営管理の遂行を妨げないことが明らかであり、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
 五 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行による株式の取得
 二 代物弁済の受領による株式の取得
 三 当該長期信用銀行の議決権の行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限り。）
 四 当該長期信用銀行が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）
 五 当該長期信用銀行が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
 六 当該長期信用銀行が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
 七 当該長期信用銀行が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
 六 前項の規定は、銀行法施行令第十五条の四第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

五 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする場合の予備審査
 第五條の二の四 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項、第二項又は第三項に定めるところに準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めなければならない。
 （特定主要株主に係る認可の申請）
 第五條の二の五 特定主要株主（法第十六条の二の二第二項に規定する特定主要株主をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
 一 理由書
 二 第五條の二の三第一項第二号からホまで、トからヌまで及びブ並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

三 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書面
 二 第五條の二の三第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三の規定による審査について準用する。
 （長期信用銀行を子会社とする持株会社になるうとする場合の認可の申請等）
 第五條の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
 一 理由書
 二 当該会社に関する次に掲げる書面
 イ 定款
 ロ 会社の登記事項証明書
 ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書
 ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書
 ホ 会計監査人の履歴書
 ヘ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
 ト 当該認可に係る法第十六条の二の四第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（会社法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面、以下同じ。）
 チ 事務所的位置を記載した書面
 リ 業務の内容を記載した書面
 ニ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 ル 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書面
 ヲ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面を記載した書面
 ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 ハ 前号リ及びヌに掲げる書面
 四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十一条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の八の二第一項第三号及び第四号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号並びに第二十六条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面
 五 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条、第五条の六、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 六 その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
 一 理由書
 二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面を記載した書面
 ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 ハ 前号リ及びヌに掲げる書面
 四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十一条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の八の二第一項第三号及び第四号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号並びに第二十六条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面
 五 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条、第五条の六、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 六 その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
 一 理由書
 二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面を記載した書面
 ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 ハ 前号リ及びヌに掲げる書面
 四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十一条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の八の二第一項第三号及び第四号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号並びに第二十六条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面
 五 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条、第五条の六、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 六 その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
 一 理由書
 二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

イ 定款
ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書
ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書
ニ 会計監査人の履歴書

ホ 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
ヘ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ト 事務所的位置を記載した書面
チ 業務の内容を記載した書面
リ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書面
ヌ 当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書面

ル 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
三 当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書面
イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ハ 業務の内容を記載した書面
ニ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
四 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合に

は、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
六 その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社等の収支が当該認可後又は設立後三事業年度において良好に推移することが見込まれること。
二 申請者等及びその子会社等に係る連結自己資本比率が当該認可後又は設立後三事業年度において適正な水準となることが見込まれること。
三 長期信用銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、申請者等が、その子会社であり、又はその子会社となる長期信用銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること、十分な社会的信用を有する者であること。
四 法第十六条の二の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 担保権の実行による株式の取得
二 代物弁済の受領による株式の取得
三 有価証券関連業を営む金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施
四 当該長期信用銀行の議決権を行使することのできない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者にならうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
五 当該長期信用銀行が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者にならうとする者の請求による場合を除く。）
六 当該長期信用銀行が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該長期信用銀行が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更し、これによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
八 当該長期信用銀行が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
五 前項の規定は、銀行法施行令第十六条の二第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。
六 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号及び第二項第五号に規定する議決権について準用する。
（長期信用銀行を子会社とする持株会社にならうとする場合の認可の予備審査）
第五條の三 長期信用銀行を子会社とする持株会社にならうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立しようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めなければならない。
（特定持株会社に係る届出事項等）
第五條の四 法第十六条の二の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨
二 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた事由及びその時期
三 当該会社及びその子会社の名称及び業務の内容
四 その他金融庁長官が必要と認める事項
二 特定持株会社（法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、同項の規定による届出（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（令第六條の三第二項に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、令第六條の四の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。
一 定款
二 会社の登記事項証明書
三 当該特定持株会社及びその子会社の最終の貸借対照表

三 特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社は、令第六條の四ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出するものとする。
四 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国の持株会社が令第六條の四ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
五 特定持株会社は、法第十六条の二の四第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。
一 理由書
二 当該特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた時期を記載した書面
三 当該特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた事由を記載した書面
（特定持株会社に係る認可の申請）
第五條の五 特定持株会社は、法第十六条の二の四第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 理由書
二 第五條の二の六第一項第二号から八号まで及び七から九号まで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面
三 第五條の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三の規定による審査について準用する。
（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）
第五條の六 法第十六条の四第一項第十号に規定する長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（当該長期信用銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期

信用銀行又は法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。）

二 当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第四条の三第四項第四号に掲げる者

ロ 他の長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団

ハ 銀行持株会社の銀行持株会社集団

2 前項第二号ハに規定する「銀行持株会社集団」とは、銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。

3 法第十六条の四第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 他の事業者のための不動産（原則として、自らを子会社とする長期信用銀行持株会社又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う書書又は封書の作成又は発送を行う業務

十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他の事業者の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社（以下この号において「兄弟銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟銀行等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務を営む者が営むもの（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

4 法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第六項に規定する会社とする。

5 法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第七項に規定する会社とする。

6 法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、長期信用銀行持株会社又はその子会社が第四条の三第七項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者による人的又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の四第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ト 税理士又は税理士法人

ト 第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規

定する子会社等をいう。）以外の会社に限定する。）

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を長期信用銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第十六条の四第一項第十一号」とあるのは、「第十六条の四第一項第十一号の二」と読み替えるものとする。

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社をいう。以下この項及び次項並びに第二十五条の五の三第二項において同じ。）がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項の規定により読み替へて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第二十五条の三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項第九号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社のうち第四条の三第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日）をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する

日(当該議決権が同項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権である場合であつて、当該会社が当該議決権を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下この項、第二十五条の三第一項第九号及び第二十五条の五の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る内閣府令で定める会社第一、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る同項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第二十五条の三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項第九号において同じ。))の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10 第五項及び第八項の規定にかかわらず、長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から第四条の三第十二項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該

11 法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

12 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業務を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業務を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第二十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第三十条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。)

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業務を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第二十七号まで

を除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。)

三 信託専門会社又は法第十六条の四第一項第九号に規定する信託業務を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第十六条の四第一項第一号の二、第三号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五 法第十三条の二第四項第六号に規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第十三条の二第四項第七号に規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第四条の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 法第十三条の二第四項第八号に規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第四条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれ

13 法第十三条の二第三項の規定は、第六項、第七項(第八項において読み替えて準用する場合を含む。)、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。(法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五條の七 法第十六条の四第二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 長期信用銀行持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

二 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権の行使することができない株式等に係る議決権の取得(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

三 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。)

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

七 長期信用銀行持株会社の子会社である法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社による株式等の取得

八 法第十六条の四第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

九 法第十六条の四第七項に規定する内閣府令で定める事由は、長期信用銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)

第五条の八 法第十六条の四第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第四条の五第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等(同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ロ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ 株式交換により長期信用銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

ニ 株式交付により長期信用銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等(銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項、次条第一項第三号及び第二項第二号並びに第二十六条第三項において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る長期信用銀行等に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所的位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る長期信用銀行等を子会社とするに際し、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時に申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る長期信用銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等(当該認可に係る長期信用銀行等を

含む。)の連結自己資本比率が適正な水準となることを見込まれること。

三 申請をした長期信用銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る長期信用銀行等の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該認可に係る長期信用銀行等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第四項の規定による子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。)以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所的位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第十六条の四第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可(長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超過して取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超過して保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。)について準用する。

5 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第八項において準用する同条第六項の規定によ

る認可(長期信用銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとするもの)についての認可を除く。)について準用する。

6 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第五条の九の二 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数(銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超過して取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ロ 株式交換により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超過して取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

ハ 株式交付により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超過して取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

ニ 株式交付により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超過して取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

- (1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 - (2) 株式交付計画の内容を記載した書面
 - (3) 株式交付費用を記載した書面
- 三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面
- イ 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 七 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請の時に、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該長期信用銀行持株会社

若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請に係る長期信用銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社とその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該申請をした長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とするにより、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

六 当該申請をした長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の顧客に対し、当該長期信用銀行の長期信用銀行としての取引上の優越的地位又は当該長期信用銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該長期信用銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該長期信用銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

七 当該申請をした長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は当該認可に係る

長期信用銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は当該長期信用銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

三 前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とする）についての認可に限る。）について準用する。

四 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第八項において準用する同条第六項の規定による認可（長期信用銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとする）についての認可に限る。）及び同条第九項の規定による認可について準用する。

五 法第十三条の二第三項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項（第一号、第五号及び第六号並びに第三項に規定する議決権について準用する。）

第五條の九の三 法第十六条の四の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、第五條の六第一項各号に掲げる者とする。

（特例子会社対象業務）

第五條の九の四 法第十六条の四の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六條第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買とする。

（特例子会社対象会社を特株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五條の九の五 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を特株特定子会社（同条第一項に規定する特株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とするこの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

- 二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面
 - イ 当該長期信用銀行持株会社が行う特株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面
 - ロ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
- ハ 株式交換により特例子会社対象会社を特株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面
 - (1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 - (2) 株式交換契約の内容を記載した書面
 - (3) 株式交換費用を記載した書面
- ニ 株式交付により特例子会社対象会社を特株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面
 - (1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 - (2) 株式交付計画の内容を記載した書面
 - (3) 株式交付費用を記載した書面
- 三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）に関する次に掲げる書面
 - イ 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
 - ハ 業務の内容を記載した書面
 - ニ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面

二 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時に申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の取資が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請の時に申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）並びに当該長期信用銀行の単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も十分な水準となるが見込まれること。

三 申請をした長期信用銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る特例子会社対象会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該認可に係る特例子会社対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五 申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社が当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。

三 前二項の規定は、法第十六条の四の二第五項ただし書の規定による認可について準用する。

四 第一項の規定は、法第十六条の四の二第六項の規定による認可について準用する。

（長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件）

第五條の九の六 法第十六条の四の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第五條の九の四に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該特株特定子会社が第五條の九の四に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二 商品の保管又は運搬のための施設を保有しないこと。

三 商品の精製、加工その他の処理を行わないこと。

二 前項第一号に規定する商品の額は時価によるものとする。ただし、当該商品の額の合計額が当該商品を取得したときの価額（当該商品の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合においては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額とする。

（財産的基礎）

第五條の九の七 法第十六条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第二十五條の十四第六号に規定する財産に関する調査又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 個人 三百万円

二 法人 五百万円

二 次に掲げる者は、法第十六条の六第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属長期信用銀行（法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行をいう。以下同じ。）（当該個人が長期信用銀行代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて長期信用銀行代理業（法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む場合は、当該長期信用銀行代理業再委託者を含む。）が長期信用銀行代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 地方公共団体

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第五條の九の八 法第十六条の八第一項第四号イに規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第五條の九の九 法第十六条の八第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十五條の五十三第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付けられたものに限る。）を述べた長期信用銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十五條の四十四において同じ。）に金融庁長官により公表されている長期信用銀行（次条及び第二十五條の四十五第二項において「全ての長期信用銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（長期信用銀行に対する意見聴取等）

第五條の九の十 法第十六条の八第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、長期信用銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての長期信用銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての長期信用銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十五條の四十四及び第二十五條の四十五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 長期信用銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

ニ 法第十六条の八第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない旨

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての長期信用銀行の説明会への出席の有無

三 全ての長期信用銀行の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第十六条の八第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

前項の書類には、長期信用銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第五條の九の十一 法第十六条の九第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての長期信用銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての長期信用銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十五條の四十四及び第二十五條の四十五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 長期信用銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

ニ 法第十六条の八第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない旨

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての長期信用銀行の説明会への出席の有無

三 全ての長期信用銀行の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第十六条の八第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

前項の書類には、長期信用銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第五條の九の十一 法第十六条の九第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての長期信用銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての長期信用銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十五條の四十四及び第二十五條の四十五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 長期信用銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

ニ 法第十六条の八第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない旨

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての長期信用銀行の説明会への出席の有無

三 全ての長期信用銀行の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第十六条の八第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

前項の書類には、長期信用銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第五條の九の十一 法第十六条の九第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての長期信用銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての長期信用銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十五條の四十四及び第二十五條の四十五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 長期信用銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

ニ 法第十六条の八第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない旨

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての長期信用銀行の説明会への出席の有無

三 全ての長期信用銀行の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第十六条の八第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

前項の書類には、長期信用銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第五條の九の十一 法第十六条の九第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務（法第十六条の八第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続（法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。第二十五条の四十九において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第二十五条の四十六、第二十五条の五十一、第二項及び第二十五条の五十二において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項（法人に準ずるもの）

第五条の十 銀行法第三条の二第一項第一号に規定する法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとする。（計算書類等に係る連結の方法等）

第五条の十一 銀行法第三条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一号第一号に規定する連結財務諸表提出会社とする。

2 銀行法第三条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該長期信用銀行の特定議決権（法第十三条の二第一項第一号に規定する議決権から会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。）の数に、その連結する会社等（同号に規定する会社等をいう。以下この条から第五条の十三までにおいて同じ。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該長期信用銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率（その保有する一の長期信用銀行の特定議決権の数を当該長期信用銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数をいう。）を当該長期信用銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一 当該会社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）その保有する当該長期信用銀行の特定議決権の数

二 当該長期信用銀行に係る議決権の行使について財務諸表等規則第八条第六項第三号に規定する認められる者及び同意している者となる者その保有する当該長期信用銀行の特定議決権の数

三 当該会社の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。）（前号に掲げる者を除く。）当該関連会社の純資産のうち当該会社に帰属する部分の当該純資産に対する割合を当該関連会社の保有する当該長期信用銀行の特定議決権の数に乗じて得た数

第五条の十二 銀行法第三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一 当該会社等が他の会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

二 他の会社等が当該会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

2 前項の場合において、他の会社等によつてその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている会社等が保有する議決権は、当該他の会社等が保有する議決権とみなす。

3 第四条の五第九項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式」とあるのは「株式又は出資」と読み替えるものとする。

第五条の十三 銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定められる者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 長期信用銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該長期信用銀行持株会社の議決権の数を当該長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数を乗じて得た数又は当該長期信用銀行持株会社の子会社及び当該長期信用銀行持株会社の議決権の数を乗じて得た数とす。

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」と「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数を乗じて得た数又は当該長期信用銀行持株会社の議決権の数を乗じて得た数とす。

一 理由書

二 資本金の額の減少の方法を記載した書面

三 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 最近の日計表

五 会社法第四百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

第七条 長期信用銀行は、銀行法第六条第三項の規定による商号変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る商号が他の長期信用銀行又は銀行の商号と同一又は類似の商号でないかどうかを審査するものとする。

第八条 長期信用銀行の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、銀行法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 長期信用銀行及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 長期信用銀行と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む）、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る取締役が長期信用銀行の常務に従事することに對し、当該申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）
第八条の二 銀行法第七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（営業所等の定義等）
第九条 銀行法第八条第一項及び第二項に規定する営業所とは、長期信用銀行が法第六条第一項及び第二項に規定する業務の全部又は一部を営む施設又は設備（携帯型の設備及び長期信用銀行以外の者が占有し又は管理する設備を除く。以下同じ。）をいう。

2 銀行法第八条第一項に規定する本店とは、長期信用銀行の業務を統括する施設であつて、本店として登記がなされているものをいう。

3 銀行法第八条第一項及び第二項に規定する支店とは、営業所のうち本店に從属し、当該営業所の名において、かつ、その計算において、長期信用銀行の業務を営む施設をいう。

4 銀行法第八条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、長期信用銀行の本店（第二項に規定する本店をいう。以下同じ。）及び支店（前項に規定する支店をいう。以下同じ。）以外の営業所（以下「出張所」という。）から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。

（営業所等の設置等の届出等）

第十条 銀行法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

二 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

三 前号に規定する位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合

2 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書を記載した書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（外国における営業所の設置等の認可の申請等）
第十条の二 長期信用銀行は、銀行法第八条第二項の規定による外国における営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書
二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録
三 種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書面
四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした長期信用銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした長期信用銀行の自己資本の充実の状況が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十号）第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 当該申請をした長期信用銀行の経営管理に係る体制等に照らし、長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。
三 当該営業所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

3 銀行法第八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置をする場合
二 出張所を廃止する場合

4 金融庁長官は、第一項の規定による営業所の廃止の認可の申請があつたときは、当該営業所の顧客に係る取引が当該申請をした長期信用銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等）
第十一条 長期信用銀行は、銀行法第八条第三項の規定により銀行法第十四条各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約（以下この条及び次条第三項において「委託契約」という。）の締結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書
二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
2 金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした長期信用銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした長期信用銀行の自己資本の充実の状況が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした長期信用銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 当該委託契約の締結の相手方（以下この条及び次条第三項において「委託業務」という。）が次に掲げる全ての要件を満たすこと。
イ 当該委託契約に係る業務（以下この条及び次条第三項において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ 人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。

ハ 他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

三 当該申請をした銀行が当該外国長期信用銀行代理業者の委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。
3 前項第二号に掲げる基準に適合するか審査するときは、第二十五条の十六各号に掲げる事項に配慮するものとする。

4 金融庁長官等は、第一項の規定による委託契約の終了の認可の申請があつたときは、当該外国長期信用銀行代理業者の委託業務に係る顧客に係る取引が当該申請をした長期信用銀行の他の営業所又は他の金融機関等へ支障なく引き継がれる等当該外国長期信用銀行代理業者の委託業務に関する顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出）
第十一条の二 銀行法第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行の子会社等である外国銀行（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者をいう。以下この項において同じ。）
二 長期信用銀行を子会社等とする外国銀行
三 長期信用銀行を子会社等とする長期信用銀行持株会社の子会社等である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

四 長期信用銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）
2 前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等（銀行法施行令第四条第一項第一号に規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者をいう。以下この項において同じ。）
二 長期信用銀行を子会社等とする外国銀行
三 長期信用銀行を子会社等とする長期信用銀行持株会社の子会社等である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

3 長期信用銀行は、銀行法第八條第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面を添付して金融庁長官に提出しななければならない。

一 長期信用銀行が外国長期信用銀行代理業者との間で委託契約を締結しようとする場合に掲げる書面

イ 理由書

ロ 外国長期信用銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ 長期信用銀行と外国長期信用銀行代理業者との間の資本関係を記載した書面

ニ 長期信用銀行と外国長期信用銀行代理業者との間の当該届出に係る委託契約の内容を記載した書面

ホ ニの規定による委託契約の締結予定日を記載した書面

ヘ 外国長期信用銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

二 長期信用銀行が外国長期信用銀行代理業者との間で委託契約を終了しようとする場合に掲げる書面

イ 理由書

ロ 外国長期信用銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ 外国長期信用銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

ニ 当該長期信用銀行及び外国長期信用銀行代理業者との委託契約の終了予定日を記載した書面

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二條の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（銀行法第十二條の二第一項に規定する預金等をいう。以下同じ。）の金利の明示

二 取り扱う預金等に係る手数料の明示

三 取り扱う預金等のうち預金保険法第五十三條に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ 名称（通称を含む。）

ロ 預入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

ホ 払戻しの方法

ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

ト 手数料

チ 預入期間の途中で解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関（法第十六條の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第十八條の二第一項第四号及び第二十六條の二の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合

当該長期信用銀行が銀行法第十二條の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合

当該長期信用銀行の銀行法第十二條の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二條第二項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ 法第六條第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二條第二十一項第一号に掲げる

取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第二十二條の三第一項第二号及び第二十六條の二の二十五第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 長期信用銀行は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法（法第二十五條第三号の二に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該長期信用銀行は、当該書面を交付したものとみなす。

3 長期信用銀行は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第十八條第七項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行は、当該預金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 長期信用銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（金融サービス）の提供に関する法

律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し

第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(債券の権利者に対する情報の提供)

第十二條の二 長期信用銀行は、法第八條に規定する債券を取り扱う場合には、前条（第五項を除く。）に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十二條の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 法第六條第三項第四号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除く。）

二 金融商品取引法第三十三條第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 保険業法第二條第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

2 長期信用銀行は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（当該長期信用銀行が発行する社債（法第六條第四項第一号に掲げる短期社債を除く。）にあつては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を説明するものとする。

一 預金等ではないこと。

二 預金保険法第五十三條に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。

四 契約の主体

五 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 長期信用銀行は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号に掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある揭示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

第十二条の四の二 長期信用銀行は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該長期信用銀行と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

第十二条の四の三 長期信用銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定(以下「特定取引勘定」という。)を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない長期信用銀行又は当該要件のいずれにも該当しない長期信用銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

一 直近の期末(中間期末を含む。以下この項において同じ。)の前の期末から直近の期末までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円以上であり、かつ、直近の期末の前の期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

二 直近の期末における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が千億円以上であり、かつ、当該期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五

項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券(以下この条において「国債等」という。)の引受け(国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれ取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。)

二 金融商品取引法第二条第四号に掲げる有価証券(法第六条第四項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。)、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券(法第六条第四項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。)

三 有価証券の売買(国債等、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券(同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第六条第四項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。))又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するもの

の売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。))及び有価証券関連デリバティブ取引(同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引を除く。)

四 法第六条第三項第三号の規定により営むことのできる業務に係る有価証券関連デリバティブ取引(当該有価証券関連デリバティブ取引に係る有価証券が法第六条第三項第四号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等(法第六条第四項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。))以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。)

五 法第六条第三項第三号の規定により営むことのできる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

六 金銭債権(第三条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形(銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。)に限る。)の取得又は譲渡

六の二 法第六条第三項第三号の規定により営むことのできる業務に係る短期社債等の取得又は譲渡

七 店頭デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

八 削除

九 先物外国為替取引

十及び十一 削除

十二 商品デリバティブ取引

十三 第四条の二の三第一項第二号に掲げる取引

十四 削除

十五 第四条の二の三第二項第三号に掲げる取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)に類似し、又は密接に関連する取引

特定取引勘定を設けた長期信用銀行(以下「特定取引勘定設置長期信用銀行」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二十六条第五項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。

二 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

4 前項の行為には、一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号、第二号、第三号及び第五号から第六号の二までに掲げる取引(当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。)を含むものとする。

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

二 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十二項第三号、第四号及び第六号に掲げる取引並びに有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

三 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

及び第四条の二の三第一項第三号に掲げる取引

当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日において未確定の場合は、

指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 国債等の引受け、資産対応証券の引受け、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、店頭デリバティブ取引（前二号に掲げる取引に該当するものを除く。）及び商品デリバティブ取引、前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額（預金の受払事務の委託等）

第十二条の四の四 長期信用銀行は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（長期信用銀行代理業者に長期信用銀行代理業に係る業務として委託する場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）を行う場合における次に掲げる全ての措置
 - イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該長期信用銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置
 - ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための確かな措置
 - ハ 顧客が当該長期信用銀行と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置
 - ニ 当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知し

- て、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該長期信用銀行が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）における次に掲げる全ての措置
 - イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができるとする者に当該事務を委託するための措置
 - ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための確かな措置
 - ハ 顧客が当該長期信用銀行と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置
 - ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置
 - ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置
 - ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、長期信用銀行、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置
 - ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十二条の四の五 長期信用銀行は、その取り扱

う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（返済能力情報の取扱い）

第十二条の四の六 長期信用銀行は、信用情報に

関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び長期信用銀行に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第十二条の四の七 長期信用銀行は、その取り扱

う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第十二条の四の八 長期信用銀行は、その業務を

第三者に委託する場合（次項の規定により当該長期信用銀行の属する長期信用持株会社グループ（法第十七条に規定する長期信用持株会社グループをいう。以下同じ。）に属する長期信用持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。）には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるとする者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
- 三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置

五 長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等必要な措置を講ずるための措置

銀行法第十二条の二第三項第一号の規定により

当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる長期信用持株会社は、次に掲げる内容の当該持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

- 一 当該長期信用持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるとする者に当該業務を委託すること
 - 二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的には必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと
 - 三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること
 - 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した長期信用持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること
 - 五 当該業務を委託した長期信用持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をすること等の必要な措置を求めること
- （暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）
- 第十二条の四の九 長期信用銀行は、その営む業**
- 務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務

について、これらの業務の内容及び方法に
じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理に
十分に行うための措置を講じなければなら
ない。
(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るた
めの措置等)

第十二条の四の十 長期信用銀行は、その営む業
務のうち、暗号資産を取得し、又は保有するこ
ととなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務
について、暗号資産の特性、取引の内容その他
の事情に応じ、長期信用銀行の経営の健全性の
確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実
な遂行を確保するために必要な体制を整備する
措置を講じなければならない。
(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の
内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産
の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事
項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な
業務の運営を確保するための措置(書面の交付
その他の適切な方法による商品又は取引の内容
及びリスク並びに当該長期信用銀行が講ずる銀
行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の
説明並びに犯罪を防止するための措置を含む)
に関する社内規則等(社内規則その他これに準
ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとも
に、従業員に対する研修その他の当該社内規則
等に基づいて業務が運営されるための十分な体
制を整備しなければならない。
(長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び
紛争解決措置)

第十二条の六 銀行法第十二条の三第一項第二号
に規定する苦情処理措置として内閣府令で定め
る措置は、次の各号のいずれかとする。
一 次に掲げる全ての措置を講じること。
イ 長期信用銀行業務関連苦情(法第十六
条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関
連苦情をいう。以下この項及び第三項にお
いて同じ。)の処理に関する業務を公正か
つ的確に遂行するに足りる業務運営体制を
整備すること。
ロ 長期信用銀行業務関連苦情の処理に関す
る業務を公正かつ的確に遂行するための社
内規則(当該業務に関する社内における責
任分担を明確化する規定を含むものに限
る。)を整備すること。
ハ 長期信用銀行業務関連苦情の申出先を顧
客に周知し、並びにその業務運営体制及び
ロの社内規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項(同法第
七十八条の六及び第七十九条の十二)において
準用する場合を含む。二の規定により金融商
品取引業協会(同法第二条第十三項に規定す
る認可金融商品取引業協会又は同法第七十八
条第二項に規定する認定金融商品取引業協会
をいう。次項第一号において同じ。)又は認
定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一
項に規定する認定投資者保護団体をいう。同
号及び第二十六条の二の二十五第一項第十七
号において同じ。)が行う苦情の解決により
長期信用銀行業務関連苦情の処理を図るこ
と。
三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八
号)第十九条第一項又は第二十五条に規定す
るあつせんにより長期信用銀行業務関連苦情
の処理を図ること。
四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者
が実施する苦情を処理する手続により長期信
用銀行業務関連苦情の処理を図ること。
五 長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する
業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経
理の基礎及び人的構成を有する法人(法第十六
条の八第一項第一号に規定する法人をいう。
次項第五号において同じ。)が実施する苦情
を処理する手続により長期信用銀行業務関連
苦情の処理を図ること。
銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する
紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、
次の各号のいずれかとする。
一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団
体のあつせん(金融商品取引法第七十七条の
二第一項(同法第七十八条の七及び第七十九
条の十三)において準用する場合を含む。)に
規定するあつせんをいう。)により長期信用
銀行業務関連紛争(法第十六条の八第二項に
規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。
以下この条において同じ。)の解決を図るこ
と。
二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)
第三十三条第一項に規定する会則若しくは当
該会則の規定により定められた規則に規定す
る機関におけるあつせん又は当該機関におけ
る仲裁手続により長期信用銀行業務関連紛争
の解決を図ること。
三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二
十五条に規定するあつせん又は同条に規定す

る合意による解決により長期信用銀行業務関
連紛争の解決を図ること。
四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者
が実施する紛争の解決を図る手続により長期
信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。
五 長期信用銀行業務関連紛争の解決に関する
業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経
理の基礎及び人的構成を有する法人が実施する
紛争の解決を図る手続により長期信用銀行業
務関連紛争の解決を図ること。
前二項(第一項第五号及び前項第五号に限
る。)の規定にかかわらず、長期信用銀行は、
次の各号のいずれかに該当する法人が実施する
手続により長期信用銀行業務関連苦情の処理又
は長期信用銀行業務関連紛争の解決を図つては
ならない。
一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処
せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなつた日から五年を経過しない
法人
二 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定に
より法第十六条の八第一項の規定による指定
を取り消され、その取消の日から五年を経
過しない法人又は令第四条の二各号に掲げる
指定を取り消され、その取消の日から五年
を経過しない法人
三 その業務を行う役員(役員が法人であるこ
きは、その職務を行うべき者を含む。以下こ
の号において同じ。)のうち、次のいずれ
かに該当する者がある法人
イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しく
は弁護士法の規定により刑に処せられ、そ
の執行を終わり、又は執行を受けることが
なくなつた日から五年を経過しない者
ロ 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定
により法第十六条の八第一項の規定による
指定を取り消された法人において、その取
消の日前一月以内にその法人の役員であ
つた者でその取消の日から五年を経過し
ない者又は令第四条の二各号に掲げる指定
を取り消された法人において、その取消し
の日前一月以内にその法人の役員であつた
者でその取消の日から五年を経過しな
い者
(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等
に準ずる者)
第十二条の七 銀行法施行令第四条第一項第一号
ロに規定する内閣府令で定める者は、会社であ

る同一人自身(同項に規定する同一人自身をい
う。)又は当該同一人自身を合算子法人等(同
条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下
この条において同じ。)とする法人等(当該同
一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会
社(連結財務諸表規則第二条第一号に規定する
者をいう。以下この条、次条第一号及び第十二
条の九第一項第一号において同じ。)に該当す
る場合に限る。)の親会社(財務諸表等規則第
八条第三項に規定する親会社をい、当該同一
人自身(連結財務諸表提出会社に限る。)を合
算子法人等とする法人等を除く。)とする。
(受信者連結基準法人等)
第十二条の八 銀行法施行令第四条第二項第一号
括弧書きに規定する連結してその計算書類その
他の書類を作成するものとされる法人等として内
閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに
該当する法人等とする。
一 連結財務諸表提出会社
二 銀行法第二十一条第二項前段の規定により
書類を作成しなければならない長期信用銀行
その他当該規定に類する他の法令の規定によ
り連結してその計算書類その他の書類を作成
するものとされる者(前号に掲げる者を除
く。)
三 連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に
相当する外国の法令の規定により連結してそ
の計算書類その他の書類を作成するものとさ
れる者(前二号に掲げる者を除く。)
(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関
連法人等)
第十二条の九 銀行法施行令第四条第二項第一号
に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思
決定機関を支配している法人等は、次の各号に
掲げる受信者連結基準法人等(同項第一号に規
定する受信者連結基準法人等をいう。以下この
条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に
定める者とする。
一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第
一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表
規則第九十三条の規定により提出する連結財
務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規
定する指定国際会計基準に従うことができる
とされる同条の指定国際会計基準特定会社
のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則
第九十四条の規定により提出する連結財務諸
表の用語、様式及び作成方法が同条に規定す

る同一人自身(同項に規定する同一人自身をい
う。)又は当該同一人自身を合算子法人等(同
条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下
この条において同じ。)とする法人等(当該同
一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会
社(連結財務諸表規則第二条第一号に規定する
者をいう。以下この条、次条第一号及び第十二
条の九第一項第一号において同じ。)に該当す
る場合に限る。)の親会社(財務諸表等規則第
八条第三項に規定する親会社をい、当該同一
人自身(連結財務諸表提出会社に限る。)を合
算子法人等とする法人等を除く。)とする。
(受信者連結基準法人等)
第十二条の八 銀行法施行令第四条第二項第一号
括弧書きに規定する連結してその計算書類その
他の書類を作成するものとされる法人等として内
閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに
該当する法人等とする。
一 連結財務諸表提出会社
二 銀行法第二十一条第二項前段の規定により
書類を作成しなければならない長期信用銀行
その他当該規定に類する他の法令の規定によ
り連結してその計算書類その他の書類を作成
するものとされる者(前号に掲げる者を除
く。)
三 連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に
相当する外国の法令の規定により連結してそ
の計算書類その他の書類を作成するものとさ
れる者(前二号に掲げる者を除く。)
(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関
連法人等)
第十二条の九 銀行法施行令第四条第二項第一号
に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思
決定機関を支配している法人等は、次の各号に
掲げる受信者連結基準法人等(同項第一号に規
定する受信者連結基準法人等をいう。以下この
条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に
定める者とする。
一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第
一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表
規則第九十三条の規定により提出する連結財
務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規
定する指定国際会計基準に従うことができる
とされる同条の指定国際会計基準特定会社
のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則
第九十四条の規定により提出する連結財務諸
表の用語、様式及び作成方法が同条に規定す

る同一人自身(同項に規定する同一人自身をい
う。)又は当該同一人自身を合算子法人等(同
条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下
この条において同じ。)とする法人等(当該同
一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会
社(連結財務諸表規則第二条第一号に規定する
者をいう。以下この条、次条第一号及び第十二
条の九第一項第一号において同じ。)に該当す
る場合に限る。)の親会社(財務諸表等規則第
八条第三項に規定する親会社をい、当該同一
人自身(連結財務諸表提出会社に限る。)を合
算子法人等とする法人等を除く。)とする。
(受信者連結基準法人等)
第十二条の八 銀行法施行令第四条第二項第一号
括弧書きに規定する連結してその計算書類その
他の書類を作成するものとされる法人等として内
閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに
該当する法人等とする。
一 連結財務諸表提出会社
二 銀行法第二十一条第二項前段の規定により
書類を作成しなければならない長期信用銀行
その他当該規定に類する他の法令の規定によ
り連結してその計算書類その他の書類を作成
するものとされる者(前号に掲げる者を除
く。)
三 連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に
相当する外国の法令の規定により連結してそ
の計算書類その他の書類を作成するものとさ
れる者(前二号に掲げる者を除く。)
(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関
連法人等)
第十二条の九 銀行法施行令第四条第二項第一号
に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思
決定機関を支配している法人等は、次の各号に
掲げる受信者連結基準法人等(同項第一号に規
定する受信者連結基準法人等をいう。以下この
条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に
定める者とする。
一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第
一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表
規則第九十三条の規定により提出する連結財
務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規
定する指定国際会計基準に従うことができる
とされる同条の指定国際会計基準特定会社
のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則
第九十四条の規定により提出する連結財務諸
表の用語、様式及び作成方法が同条に規定す

る修正国際基準に従うことができる」とされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる」とされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。の場合、財務諸表等規則第八項第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一項第三項第五号に規定する会社等）をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八項第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

二 前号に掲げる場合以外の場合、同号に定める者に類する者

2 銀行法施行令第四条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあつては、金融庁長官が定める者を除く。）とする。

一 前項第一号に掲げる場合、受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二 前項第二号に掲げる場合、前号に定める者に類する者

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 銀行法施行令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、別紙様式第二号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第二号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

一 コールローン勘定

二 買現先勘定

三 貸出金勘定

2 銀行法施行令第四条第六項第二号に規定する債務の保証として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の支払承諾見返勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

3 銀行法施行令第四条第六項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの（その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項において「外国法人の発行する株式等」という。）に限る。）とする。

4 銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

一 現金預け金勘定のうち預け金勘定

二 債券貸借取引支払保証金勘定

三 買入手形勘定

四 買入金銭債権勘定

五 商品有価証券勘定（特定取引勘定設置長期信用銀行以外の長期信用銀行に限る。）

六 特定取引資産勘定（特定取引勘定設置長期信用銀行に限る。）

七 金銭の信託勘定

八 有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）

九 外国為替勘定

十 その他資産勘定のうち次に掲げる勘定

イ 先物取引差入証拠金勘定

ロ 先物取引差金勘定

ハ 金融商品等差入担保金勘定

ニ リース投資資産勘定（法第六条第三項第十三号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

5 第二項及び前項の規定は、長期信用銀行の清算機関（長期信用銀行（当該長期信用銀行以外の長期信用銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二十九条に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この

項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の三まで、第十三条の五及び第十三条の六において同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。

6 一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間接的信用供与等」という。）のうち、金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引（以下この項において「個別資産等」という。）に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなし、金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第十三条の二 長期信用銀行の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第十三条の五第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ 当該長期信用銀行に対する預金等に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第四十四条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易損失が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を買売し、又は貸貸した場合に同法第四十四条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は貸貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る同項に規定する普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第五十一条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の同項に規定する貸付金等を回収することができないことにより受ける損失に係る同項に規定する貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該担保金額

ニ 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決済に係る本邦通貨による貸付金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該担保金額

二 前条第二項に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額

ロ 銀行その他の金融機関が支払人となつている手形の引受け又は裏書きの額

ハ 国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額

ニ 輸入取引に伴つてされる保証又は手形の引受けの額

ホ 貿易保険法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該保険金額

三 前条第三項に規定する出資又は同条第四項第四号、第七号若しくは第八号に掲げる勘定に計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 前条第四項第八号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保証金相当額に限る。）

五 前条第四項各号に掲げるもの及び同項の金融庁長官が別に定めるものに係る次に掲げる額の合計額

イ 当該長期信用銀行に対する預金等に係る債権を担保とするものうち当該担保の額
ロ 国債又は地方債を担保とするものうち当該担保の額

六 前各号に掲げる額に準ずるものとして金融庁長官が定める額

2 長期信用銀行が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の長期信用銀行の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するため提供された手段として「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3 銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額は、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の三 銀行法施行令第四条第九項第二号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業とする。

2 銀行法施行令第四条第九項第四号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該長期信用銀行が預金保険法第六十一条第一項若しくは第二百六条の二十九第一項の認定又は同法第六十二条第一項若しくは第二百六条の三十のあつせんを受け、同法第五十九条第二項に規定する合併等又は同法第二百六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行うこと。

二 当該長期信用銀行の資本金の減少により一時的に自己資本の額が減少すること（増資等により信用供与等限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。）

三 その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

3 長期信用銀行は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書
二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面
三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

第十三条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項及び第十三条の六の二において同じ。）とする。

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第十三条の五 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、合算信用供与等総額から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。
一 当該長期信用銀行について第十三条の二第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該長期信用銀行の子法人等について第十三条の二第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3 第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）のする資金の貸付けの額のうち当該長期信用銀行又は他の子会社等が保証している額その他金融庁長官が定める額をいう。

4 銀行法第十三条第二項前段に規定する自己資本の純合計額は、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の六 第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十二項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは、「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 長期信用銀行は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該長期信用銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十三条の三第三項各号

に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

第十三条の六の二 銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う長期信用銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行の子法人等をいう。

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七 銀行法施行令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（銀行法施行令第四条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配関係が存在しない）と認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

と。

と。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することを合

わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めて議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの。

二 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十七第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響

を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの。

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役員に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意して

いる者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの。

三 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をい

う。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等）
第十三条の八 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該長期信用銀行が当該長期信用銀行の取引の通常条件に照らして当該長期信用銀行に不利益を与える取引又は行為を、当該長期信用銀行の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者）において、以下この条から第十三条の十一までにおいて同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければならないこと。

二 当該長期信用銀行が外国銀行を当該長期信用銀行の子法人等又は関連法人等（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）として有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該長期信用銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該長期信用銀行が当該外国銀行との間で当該長期信用銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければならないこと。

三 当該長期信用銀行が、当該長期信用銀行の継続に支障を生ずるおそれがあること。
三 当該長期信用銀行が、当該長期信用銀行の取引の通常条件に照らして当該長期信用銀行に不利益を与える取引又は行為を経営の状

況の悪化した当該長期信用銀行の特定関係者との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該長期信用銀行がその特定関係者との間で当該長期信用銀行の取引の通常条件に照らして当該長期信用銀行に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

二 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当該長期信用銀行が当該長期信用銀行の子会社とする長期信用銀行持株会社（他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該長期信用銀行以外の長期信用銀行に限る。）との間で行う取引又は行為で、その条件が当該長期信用銀行の取引の通常条件に照らして当該長期信用銀行に不利益を与えるもの（以下この項において「特定取引等」という。）に關し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 当該長期信用銀行が特定取引等を行うことが当該長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

二 当該長期信用銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること。

第十三条の九 長期信用銀行は、銀行法第十三条の二ただし書の規定によるやむを得ない理由があることについての承認を受けようとするときは、承認申請書を記載した書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

二 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条第一項に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第十三条の九の二 長期信用銀行は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書
二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面
イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ロ 当該承認後における収支の見込みを記載した書面
十三 第三号の八第二項第二号に規定する条件を記載した書面
四 第十三条の八第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録
五 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が第十三条の八第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。
(特定関係者との間の取引等)
第十三条の十 銀行法第十三条の二第一号に規定する内閣府令で定める取引は、当該長期信用銀行が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該長期信用銀行に不利な条件で行われる取引をいう。
(特定関係者の顧客との間の取引等)
第十三条の十一 銀行法第十三条の二第二号に規定する内閣府令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該長期信用銀行が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該長期信用銀行に不利な条件で行われる取引(当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結すること)をその取引の条件にしているものに限る。
二 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該長期信用銀行の取引の通常条件

に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの
三 何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第十三条の二の規定による禁止を免れる取引又は行為
(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)
第十三条の十一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、長期信用銀行が不当に取引を行うことを条件として信用を供与し、又は信用の供与を約する行為ではないものとする。
(長期信用銀行の業務に係る禁止行為)
第十三条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(銀行法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く)
三 顧客に対し、長期信用銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為
(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)
第十三条の十一の四 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、長期信用銀行が営むことができる業務(以下「長期信用銀行関連業務」という。)とする。
(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)
第十三条の十一の五 長期信用銀行は、当該長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の親金融機関等(銀行法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の子金融機関等が行う長期信用

銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
四 次に掲げる記録の保存
イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
二 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。
3 第一項の「対象取引」とは、長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。
(長期信用銀行の子会社等)
第十三条の十二 銀行法第十四条の二第二号に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。
一 当該長期信用銀行の子法人等
二 当該長期信用銀行の関連法人等
(休日の承認の申請等)
第十四条 長期信用銀行は、銀行法施行令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 理由書
二 銀行法施行令第五条第三項の規定による揭示の方法を記載した書面
三 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。
二 当該申請に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。
三 当該申請に係る営業所が当該預金業務を営んでいないこと。
(営業時間)
第十五条 長期信用銀行の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。
2 前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。
3 長期信用銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合(前項に該当する場合を除く。)は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。
一 当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合
二 当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合
4 長期信用銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。
一 変更後の営業時間
二 前号の営業時間の実施期間(実施期間を設定する場合に限る。)
三 当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
5 前各項の規定にかかわらず、長期信用銀行の外国に所在する営業所の営業時間は、当該営業所の所在地の法令により認められる時間とする。
(臨時休業の届出等)
第十五条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 理由書

銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
四 次に掲げる記録の保存
イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
二 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。
3 第一項の「対象取引」とは、長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。
(長期信用銀行の子会社等)
第十三条の十二 銀行法第十四条の二第二号に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。
一 当該長期信用銀行の子法人等
二 当該長期信用銀行の関連法人等
(休日の承認の申請等)
第十四条 長期信用銀行は、銀行法施行令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 理由書
二 銀行法施行令第五条第三項の規定による揭示の方法を記載した書面
三 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。
二 当該申請に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。
三 当該申請に係る営業所が当該預金業務を営んでいないこと。
(営業時間)
第十五条 長期信用銀行の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。
2 前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。
3 長期信用銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合(前項に該当する場合を除く。)は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。
一 当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合
二 当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合
4 長期信用銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。
一 変更後の営業時間
二 前号の営業時間の実施期間(実施期間を設定する場合に限る。)
三 当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
5 前各項の規定にかかわらず、長期信用銀行の外国に所在する営業所の営業時間は、当該営業所の所在地の法令により認められる時間とする。
(臨時休業の届出等)
第十五条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 理由書

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。
(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 銀行法第十六条の第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第九項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 銀行法第十六条の第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により他の長期信用銀行又は銀行の事業を承継した場合
- 二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 銀行法第十六条の第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第三項の認可を受けて他の長期信用銀行若しくは銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の事業の譲受けをした場合
- 二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(特例対象会社)
第十六条の二の三 銀行法第十六条の第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十条第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる

投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
イ 当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつていないもの

ロ 当該株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

- イ 官公署
- ロ 商工会又は商工会議所
- ハ イ又はロに準ずるもの
- ニ 弁護士又は弁護士法人
- ホ 公認会計士又は監査法人
- ヘ 税理士又は税理士法人
- ト 第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社(当該長期信用銀行の子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等)をいう。)及び当該長期信用銀行の子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社等(銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)

二 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該長期信用銀行に係る銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。

ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業

分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等(子法人等及び関連法人等をいう。第二十五条の五の三第三項において同じ。)であつて、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第十三条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。
(銀行法第十八条の規定による準備金の計上)

第十六条の二の四 長期信用銀行が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

- 一 当該剰余金の配当をする日における資本準備金又は利益準備金(以下この条において「準備金」と総称する。)の額が当該日における資本準備金の額以上である場合 零
- 二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本準備金の額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に資本剰余金配当割合(次条第一号イに掲げる額を会社法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額(資本準備金の額から準備金の額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。)

ロ 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額に五分の一を乗じて得た額

2 長期信用銀行が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

- 一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本準備金の額以上である場合 零
- 二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本準備金の額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合(次条第二号イに掲げる額を会社法第四百四十六条第六号に

掲げる額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額
イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額

ロ 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額に五分の一を乗じて得た額
(減少する剰余金の額)

第十六条の二の五 長期信用銀行が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の次の各号に掲げる額は、当該剰余金の配当の直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

- 一 その他資本剰余金の額 次に掲げる額の合計額
- イ 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、長期信用銀行がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額
- ロ 前条第一項第二号に掲げるときは、同号に定める額
- 二 その他利益剰余金の額 次に掲げる額の合計額
- イ 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、長期信用銀行がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額
- ロ 前条第二項第二号に掲げるときは、同号に定める額

(業務報告書等)
第十七条 銀行法第十九条第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び短期資金に関する貸付金等の限度に関する書面に分けて、別紙様式第一号(特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第一号の二)により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び短期資金に関する貸付金等の限度に関する書面に分けて、別紙様式第二号(特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第二号の二)により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

3 銀行法第十九条第二項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度

の九月三十日までの間の長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を含む。第二十六条第一項において同じ。）の業務及び財産の状況について、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第三号により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

4 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第三号の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

5 長期信用銀行は、やむを得ない理由により前各項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

6 長期信用銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

7 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が第五項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（貸借対照表等の公告等）
第十八条 銀行法第二十条第一項の規定により作成すべき中間貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する中間貸借対照表等をいい、銀行法第二十条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第四号の三第一（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の二第一）により、貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する貸借対照表等をいい、銀行法第二十条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第四号の三第一（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の二第一）により作成しなければならない。

2 銀行法第二十条第二項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する中間連結貸借対照表をいい、銀行法第二十条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第四号の三第一（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の二第一）により作成しなければならない。

2 銀行法第二十条第二項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する中間連結貸借対照表をいい、銀行法第二十条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第四号の三第一（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の二第一）により作成しなければならない。

2 銀行法第二十条第二項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する中間連結貸借対照表をいい、銀行法第二十条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第四号の三第一（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の二第一）により作成しなければならない。

様式第五号第一により、連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する連結貸借対照表等をいい、銀行法第二十条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第五号の二第一により作成しなければならない。

3 銀行法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

4 長期信用銀行は、銀行法第二十条第四項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が銀行法第二十条第四項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

6 銀行法第二十条第五項の規定により長期信用銀行が公告すべき中間貸借対照表等の要旨は別紙様式第四号第二（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の二第二）に、貸借対照表等の要旨は別紙様式第四号の三第二（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては、別紙様式第四号の四第二）に、中間連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第五号の二第二に定めるものとする。

7 銀行法第二十条第六項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

9 銀行法第二十条第六項の規定による措置は、第七項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行うものとする。

第十八条の二 銀行法第二十一条前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ（一）、第四号（ハ）に係る部分を除く。）、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ 経営の組織（当該長期信用銀行が他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社でない場合にあつては、当該長期信用銀行の子会社等（銀行法第十三条第二項に規定する子会社等（銀行法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。）の経営管理に係る体制を含む。）
ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
（2）各株主の持株数
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会

社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名
ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
ホ 会計監査人の氏名又は名称
ト 当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者に関する次に掲げる事項
（1）当該長期信用銀行代理業者の商号、名称又は氏名
（2）当該長期信用銀行代理業者が当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称
チ 外国における銀行法第二十条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項
（1）当該受託者の商号、名称又は氏名
（2）当該受託者が当該長期信用銀行のために銀行法第二十条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称
ニ 長期信用銀行の主要な業務の内容（信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。）
三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況
ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（（14）から（18）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）
（1） 經常収益
（2） 經常利益又は經常損失
（3） 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失
（4） 資本金及び発行済株式の総数
（5） 純資産額
（6） 総資産額
（7） 債券残高
（8） 預金残高

- (9) 貸出金残高
 - (10) 有価証券残高
 - (11) 単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十一条第九号及び第二十一条の二第九号において同じ。）
 - (12) 配当性向
 - (13) 従業員数
 - (14) 信託報酬
 - (15) 信託勘定貸出金残高
 - (16) 信託勘定有価証券残高（一七）に掲げる事項を除く。）
 - (17) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高
 - (18) 信託財産額
- ハ 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項
- 四 長期信用銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項
- イ リスク管理体制
 - ロ 法令遵守の体制
 - ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
 - ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
 - (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書
- ロ 長期信用銀行の有する債権（別紙様式第二号又は第二号の二中の貸借対照表の社債（当該社債を有する長期信用銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第三号ロ及び第二十五条の八の二第一項第四号ロにおいて同じ。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。次条第三号ロ及び第二十五条の八の二第一項第四号ロにおいて同じ。）をいう。ハにおいて同じ。）のうち次に掲げるものの額及び（一）から（四）までに掲げるものの合計額
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。以下同じ。）
 - (2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態に陥つていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（一）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）
 - (3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（一）及び（二）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）
 - (4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金（一）から（三）までに掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）
- (5) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（一）

- から（四）までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。以下同じ。）
- ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額
- ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
- ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭の信託
 - (3) 第十二条第一項第五号イからホまでに掲げる取引
- ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- ト 貸出金償却の額
- チ 銀行法第二十条第一項の規定により作成した書類（銀行法第二十条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）に於いて会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
- リ 長期信用銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
- ハ 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨
- 六 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、長期信用銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの
- 七 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該長期信用銀行が将来にわたつて事業活動を継続

- するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他当該長期信用銀行の経営に重要な影響を及ぼす事実（以下この号及び次条第五号において「重要事実等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事実等についての分析及び検討内容並びに当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容
- 2 銀行法第二十一条前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。
 - 一 長期信用銀行の無人の営業所
 - 二 長期信用銀行の外国に所在する営業所
 - 第十八条の三 銀行法第二十一条前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。
 - 一 長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項
 - イ 長期信用銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
 - ロ 長期信用銀行の子会社等に関する次に掲げる事項
 - (1) 名称
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地
 - (3) 資本金又は出資金
 - (4) 事業の内容
 - (5) 設立年月日
 - (6) 長期信用銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - (7) 長期信用銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - 二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況
 - ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同

- 三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書
 - ロ 長期信用銀行及びその子会社等の有する債権（別紙様式第三号の二中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（一）から（四）までに掲げるものの合計額
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2) 危険債権
 - (3) 三月以上延滞債権
 - (4) 貸出条件緩和債権
 - (5) 正常債権
 - ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
- ニ 長期信用銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において

「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 銀行法第二十条第二項の規定により作成した書類（銀行法第二十条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 長期信用銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

四 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、長期信用銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

五 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第十八条の四 長期信用銀行は、銀行法第二十条第一項又は第二項及び銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（銀行法第二十条第三項及び銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該長期信用銀行の中間事業年度及び事業年度経過後四月以内に開始し、当該中間事業年度及び事業年度の翌中間事業年度及び翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

2 長期信用銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 長期信用銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

5 銀行法第二十一条第四項（銀行法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第十八条の五 長期信用銀行は、四半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該長期信用銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第十九条 銀行法第二十二條の規定による事業報告は、別紙様式第六号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第六号の二）により作成しなければならない。

2 銀行法第二十二條の規定による附属明細書は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

（長期信用銀行がその経営を支配している法人）

第二十条 銀行法第二十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子法人等（当該長期信用銀行の子会社を除く。）とする。

（合併の認可の申請）

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 三 合併契約の内容を記載した書面
- 四 合併費用を記載した書面
- 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百三十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項（同法第八百三十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合に於ては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百九十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書面

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行

のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書

九の三 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の会計監査人の履歴書

十 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が長期信用銀行である場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書面

十一 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、長期信用銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十号及び第二十二条第一項第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書面

十一の二 合併後存続する長期信用銀行若しくは合併により設立される長期信用銀行又はその子会社が、当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

十二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第一項第十一号及び第二十二条第一項第七号において同じ。）を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三 合併後存続する長期信用銀行若しくは合併により設立される長期信用銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四 合併の当事者の一部が長期信用銀行でない場合には、当該長期信用銀行でない当事者の従前の定款及び第五号に掲げる書面

2 法第十三条の二第三項の規定は、前項第十一号の二及び第十三号に規定する議決権について（会社分割の認可の申請）

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面

四 会社分割費用を記載した書面

五 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十二条の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八條第五号又は第七百六十三條第一項第十号

に規定する場合には、同法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

九 当該会社分割を行つた後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 当該会社分割を行つた後における長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書

九の三 当該会社分割を行つた後における長期信用銀行の会計監査人の履歴書

十 当該会社分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書面

十の二 当該会社分割により長期信用銀行又はその子会社が長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

十一 当該会社分割を行つた後における長期信用銀行が子会社等を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十二 当該会社分割により当該長期信用銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

十三 当該会社分割により長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四 会社分割の当事者の一部が長期信用銀行でない場合には、当該長期信用銀行でない当事者の従前の定款及び第五号の書面

15 長期信用銀行が吸収分割により事業を承継する場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書面

2 法第十三条の二第三項の規定は、前項第十号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。

（事業譲渡等の認可の申請）

第二十二条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

四 最近の日計表

五 銀行法第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による公告及び催告（銀行法第三十四條第三項（銀行法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業譲渡をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六條第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

七 当該事業譲渡等を行つた後における長期信用銀行が子会社等を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

八 当該事業の譲渡により当該長期信用銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

九 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書面

九の二 当該事業の譲受けにより長期信用銀行又はその子会社が長期信用銀行業高度化等会

社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とするものとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

十 当該事業の譲受けにより長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十一 長期信用銀行が事業を譲り受ける場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書面

2 法第十三条の二第三項の規定は、前項第九号の二及び第十号に規定する議決権について準用する。

(廃業及び解散等の認可の申請)
第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 長期信用銀行の業務の廃止又は解散
イ 理由書
ロ 株主総会の議事録
ハ 最近の日計表
ニ 資産及び負債の内容を明らかにした書面
ホ 債権債務の処理の方法を記載した書面

二 合併
イ 第二十一条第一項各号（第九号、第九号の二及び第十号を除く。）に掲げる書面
ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書
ハ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が会計参与設置会社である場合には、当該会社の会計参与の履歴書

二 債権債務の処理の方法を記載した書面
(廃業等の公告等)
第二十四条 長期信用銀行は、銀行法第三十八条の規定による公告及び揭示をするときは、債券、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。
(免許の効力に係る承認の申請等)
第二十五条 法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者は、銀行法第四十一条第四号の規

定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一 法第四条第一項の免許を受けた日から六月以内に業務を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。
二 合理的な期間内に業務を開始することができると見込まれること。

三 当該免許の際に審査の基礎となつた事項について業務の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。
(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)
第二十五条の二 銀行法第四十四条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二十五条の二の二 銀行法第五十二条の二の六の規定により、外国銀行代理長期信用銀行は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものにあつて、日本語又は英語により記載したものに限り、以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理長期信用銀行及び当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書に

ついて、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面を示さなければならない。
3 外国銀行代理長期信用銀行は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理長期信用銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理長期信用銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次コードその他このこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。
(外国銀行代理業務の健全化措置)
第二十五条の二の三 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置
二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置
三 代理又は媒介を行うとする所属外国銀行の業務について、銀行法第十條第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置
四 所属外国銀行に外国銀行代理長期信用銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

五 外国銀行代理業務を営む営業所の廃止にあつては、当該営業所の顧客に係る取引が、

所属外国銀行を同一とする他の外国銀行代理長期信用銀行又は他の営業所へ支障なく引き継がれる等、当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置
六 外国銀行代理業務に関する所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
(所属外国銀行に関する届出)
第二十五条の二の四 銀行法第五十二条の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を保有する者に変更があつた場合とする。

2 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごと一括して行うことができる。

3 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九第二項による公告及び揭示をするとき（同条第一項第三号から第六号までに掲げる届出を行った場合に限る。）は、所属外国銀行における預金その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。
(標識の様式)
第二十五条の二の五 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。
(分別管理)
第二十五条の二の六 外国銀行代理長期信用銀行は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。
(明事項)
第二十五条の二の七 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する

同法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所屬外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所屬外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所屬外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所屬外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所屬外国銀行のために行つているときは、その旨

四 所屬外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所屬外国銀行の商号又は名称

(外国銀行代理長期信用銀行の預金者等に対する情報の提供)

第二十五条の二の八 第十二条（第五項を除く。）の規定は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理長期信用銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(外国銀行代理長期信用銀行が締結する契約との誤認防止)

第二十五条の二の九 外国銀行代理長期信用銀行は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 契約の主体が、当該外国銀行代理長期信用銀行ではなく、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行であること。
二 その他外国銀行代理長期信用銀行が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項
(他の所屬外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

(外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置)

第二十五条の二の十一 外国銀行代理長期信用銀行は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等（外国の法令等を含む。）を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

(外国銀行代理長期信用銀行の密接関係者)

第二十五条の二の十二 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理長期信用銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理長期信用銀行である長期信用銀行の特定関係者（法第十七条において準用する銀行法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理長期信用銀行である長期信用銀行の子会社を除く。）とする。

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第二十五条の二の十三 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、外国銀行代理長期信用銀行が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

(外国銀行代理業務に係る禁止行為)

第二十五条の二の十四 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所屬外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第十七条において準用する銀行法第五十条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）
二 顧客に対し、所屬外国銀行代理長期信用銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為
三 顧客に対し、不当に、所屬外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うこと

を条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある所屬外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為

(外国銀行代理業務に関する帳簿書類)

第二十五条の二の十五 外国銀行代理長期信用銀行は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算の明記のために、次の各号に掲げる帳簿書類（所屬外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所屬外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から五年間
二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間
三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行つた所屬外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

(外国銀行代理業務に関する報告書の様式等)

第二十五条の二の十六 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の五十一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第七号の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 外国銀行代理長期信用銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 外国銀行代理長期信用銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理長期信用銀行が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 銀行法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数が増加又は減少がない場合（議決権保有割合（法第十六条の二第二項第一号に規定する議決権保有割合をいう。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、百分の一以上増加し又は減少した場合を除く。）議決権保有割合を知つた日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次号に掲げる場合を除く。）法第十六条の二第二項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数が増加又は減少がない場合（議決権保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知つた日から一月を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日のいずれか早い日

3 銀行法第五十二条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第二十五条の二の十八 銀行法第五十二条の四第一項の規定により長期信用銀行議決権保有届出書を提出すべき者又は同条第二項の規定により変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第七号

を提出すべき者は、別紙様式第七号

を提出すべき者は、別紙様式第七号

の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書又は当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の第二項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- 二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者

三 前二号に掲げる者（以下この号及び第四項において「銀行等」という。）を共同保有者とする者であつて銀行等以外の者

4 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

5 銀行法第五十二条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

6 銀行法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 変更報告書に係る基準日（銀行法第五十二条の四第三項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の属する月の後の月の

の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

二 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四 銀行法第五十二条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 銀行法第五十二条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

六 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該属する月の翌月十五日

会社（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に就任する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に就任することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 長期信用銀行持株会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社の常務に就任する取締役が他の会社の常務に就任することにより当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないかどうかを審査するものとする。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第二十五条の二十一 銀行法第五十二条の十九第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等）

第二十五条の二十二 銀行法第五十二条の二十一第四項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 長期信用銀行持株会社グループの収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における長期信用銀行持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 銀行法第五十二条の二十一第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該長期信用銀行持株会社における当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 銀行法第五十二条の二十一第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における長期信用銀行持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限定する。）の再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。（長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第二十五条の二十三 銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 当該長期信用銀行持株会社グループに属する長期信用銀行、銀行及び銀行業を営む外国の会社の資産の運用に係る業務
- 二 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務
- 三 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社が信用供与を行うおとす場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務
- 四 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務
- 五 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社に対する不動産（原則として、事業用不動産に限る。）の賃貸又は当該会社が所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

六 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

七 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

八 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

九 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社に機械類その他の物件を使用させる業務

十 当該長期信用銀行持株会社グループに属する長期信用銀行、銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十一 当該長期信用銀行持株会社グループに属する長期信用銀行、銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十二 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

十三 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）

十四 法第六条の規定により営む業務に係る商品の開発を行う業務

十五 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務

十六 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十七 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十八 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

第二十五条の二十四 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十一の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 三 当該認可後における当該認可に係る業務の収支の見込みを記載した書面
- 四 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書面
- 五 当該認可に係る業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面
- 六 当該認可に係る業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
- 七 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 申請をした長期信用銀行持株会社が当該認可に係る業務を行うことにより、当該長期信用銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営が促進されると見込まれること。
- 二 申請をした長期信用銀行持株会社が、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る業務を開始した後も、当該長期信用銀行持株会社の属する長期信用銀行持株会社グループの経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。
- 三 申請をした長期信用銀行持株会社が、その人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二十五条の二十五 銀行法第五十二条の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、長期信用銀行関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二十五条の二十六 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の親金融機関等（銀行法第五十二条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株

会社の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。
(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二の二十七 第十三条の四の規定は、銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する当該長期信用銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者について準用する。

2 第十三条の二の規定は、長期信用銀行持株会社又はその子会社等(銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等)をいう。以下この条において同じ。)の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項について準用する。この場合において、「当該長期信用銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社」と読み替えるものとする。

3 長期信用銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社等それぞれについて、前項において準用する第十三条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額の合計額(当該長期信用銀行持株会社が当該同一人に対してする第十三条第三項に規定する出資の額、劣後特約付金銭消費貸借(金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。))による貸付けの額及び劣後特約付社債(金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。以下同じ。))の引受額の額を除く。)から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。

4 前項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち当該長期信用銀行持株会社又は他の子会社等が保証している額その他金融庁長官が定める額をいう。

5 銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する自己資本の純合計額は、銀行法第五十二条の二十五に規定する基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

6 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による当該長期信用銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定

する長期信用銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十三条の三第三項各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

7 銀行法第五十二条の二十二第二項第二号に規定する信用の供与等を行う長期信用銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該長期信用銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社の子法人等(第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等をいう。)をいう。

第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
二 長期信用銀行持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
三 長期信用銀行持株会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式等の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善される見込みがあるものに限る。)

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。)

六 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て
七 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更
八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九 新規事業分野開拓会社等の議決権については第五条の六第九項の規定による処分を行うおとすとき又は事業再生会社の議決権について同条第十項の規定による処分を行うおとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。
十 長期信用銀行持株会社又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換(第五号に掲げる事由に該当するものを除く。)

その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合
2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 理由書
二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面
四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社が基準議決権数を超過して議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。
(基準議決権数を超過して議決権を保有することについての承認の申請)

第二十五条の四 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 理由書
二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面
四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社又はその子会社が基準議決権数を超過して議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。
(基準議決権数を超過して議決権を保有することができる場合)

第二十五条の五 銀行法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第六項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。
2 銀行法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことに伴い長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三十五第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。
第二十五条の五の二 銀行法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一 当該長期信用銀行持株会社の子法人等
二 当該長期信用銀行持株会社の関連法人等(特例対象会社)
第二十五条の五の三 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援

機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
イ 当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつていないもの
ロ 当該株式会社に出資しているもの
社又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社
イ 官公署
ロ 商工会又は商工会議所
ハ 又はロに準ずるもの
ニ 弁護士又は弁護士法人
ホ 公認会計士又は監査法人
ト 税理士又は税理士法人

四 第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限定する。）
二 前項の規定にかかわらず、特定子会社がある取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日）をいふ。以下この項において同じ。までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該長期信用銀行持株会社に係る銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日まで間に当該長期信用銀行持

株会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

三 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等であつて、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。
四 法第十三条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。
二十五条の六 銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第六項に掲げる業務を専ら営む会社とする。（長期信用銀行持株会社に係る業務報告書等）
二十五条の七 銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間業務報告書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第八号により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

二 銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第九号により作成し、事業年度経過後三月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、事業年度経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。
三 長期信用銀行持株会社は、やむを得ない理由により前二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
四 長期信用銀行持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

五 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
二十五条の八 銀行法第五十二条の二十八第一項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する中間連結貸借対照表等）をいい、銀行法第五十二条の二十八第二項の規定により作成された電磁的記録の記録を含む。第四項において同じ。は別紙様式第十号第一により作成しなければならない。
二十五条の九 銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する連結貸借対照表等をいい、銀行法第五十二条の二十八第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。第四項において同じ。は別紙様式第十号の二第一により作成しなければならない。

持株会社が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
二十五条の八 銀行法第五十二条の二十八第一項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する中間連結貸借対照表等）をいい、銀行法第五十二条の二十八第二項の規定により作成された電磁的記録の記録を含む。第四項において同じ。は別紙様式第十号第一により作成しなければならない。
二十五条の九 銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する連結貸借対照表等をいい、銀行法第五十二条の二十八第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。第四項において同じ。は別紙様式第十号の二第一により作成しなければならない。

二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十八第三項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
三 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請書があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の二十八第三項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
四 銀行法第五十二条の二十八第四項の規定による長期信用銀行持株会社が公告すべき中間貸借対照表等の要旨は別紙様式第十号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第十号の二第二に定めるものとする。
五 銀行法第五十二条の二十八第五項の規定による措置は、第十八条第七項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行うものとする。
二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ 経営の組織（長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等（銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）
ロ 資本金及び発行済株式の総数
ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
（一）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
（二）各株主の持株数
（三）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
ニ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名
ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
ヘ 会計監査人の氏名又は名称
二 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
イ 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
ロ 長期信用銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項
（一）名称
（二）主たる営業所又は事務所の所在地
（三）資本金又は出資金
（四）事業の内容
（五）設立年月日
（六）長期信用銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
（七）長期信用銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ 経営の組織（長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等（銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）
ロ 資本金及び発行済株式の総数
ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
（一）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
（二）各株主の持株数
（三）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
ニ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名
ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
ヘ 会計監査人の氏名又は名称
二 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
イ 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
ロ 長期信用銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項
（一）名称
（二）主たる営業所又は事務所の所在地
（三）資本金又は出資金
（四）事業の内容
（五）設立年月日
（六）長期信用銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
（七）長期信用銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失

(4) 包括利益

(5) 純資産額

(6) 総資産額

(7) 連結自己資本比率

四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書

ロ 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の有する債権（別紙様式第九号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行つていない場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（一）から（四）までに掲げるものの合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(2) 危険債権

(3) 三月以上延滞債権

(4) 貸出条件緩和債権

(5) 正常債権

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

二 長期信用銀行持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 銀行法第五十二条の二十八第一項の規定により作成した書面（銀行法第五十二条の二十八第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 長期信用銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

五 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、長期信用銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

六 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該長期信用銀行持株会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該長期信用銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

銀行持株会社は、当該外国所在長期信用銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書面（日本語以外で記載されたものを含

む。）を当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しななければならない。

三 前項に規定する書面が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該書面に加え、当該外国所在長期信用銀行持株会社に関する事業の概況並びに中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しななければならない。

四 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の無人の営業所

二 長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の外国に所在する営業所

第二十五条の八の三 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十八第一項及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書面（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書面）（銀行法第五十二条の二十八第二項及び銀行法第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該長期信用銀行持株会社の中間事業年度及び事業年度経過後四月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、中間事業年度及び事業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間事業年度及び事業年度の翌中間事業年度及び翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

二 長期信用銀行持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

三 長期信用銀行持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

四 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社が第一項の規定による縦覧の開始の延期をすることについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

五 銀行法第五十二条の二十九第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）で紙面又は映像面に表示する方法とする。

第二十五条の八の四 長期信用銀行持株会社は、四半期ごとに、銀行法第五十二条の二十九第五項に規定する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は銀行の預金者その他の顧客が当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（長期信用銀行持株会社の事業報告等の記載事項）

第二十五条の九 銀行法第五十二条の三十の規定による事業報告は、別紙様式第十一号により作成しななければならない。

二 銀行法第五十二条の三十の規定による附属明細書は、別紙様式第十二号により作成しななければならない。

（長期信用銀行持株会社とその経営を支配している法人）

第二十五条の九の二 銀行法第五十二条の三十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行持株会社の子法人等（当該長期信用銀行持株会社の子会社を除く。）とする。

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 合併契約の内容を記載した書面

四 合併費用を記載した書面

五 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子

会社等をいう。以下この条から第二十五条の十一までにおいて同じ。につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百九十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書面

九 合併後存続する長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所的位置を記載した書面並びに合併後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 合併後存続する長期信用銀行持株会社又は合併により設立される長期信用銀行持株

会社が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行持株会社の会計参与の履歴書
九の三 合併後存続する長期信用銀行持株会社又は合併により設立される長期信用銀行持株会社の会計監査人の履歴書

十 合併の当事者の一部が長期信用銀行持株会社でない場合には、当該長期信用銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況をj知ることができる書面

十一 合併後存続する長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

十二 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

十三 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社（法第十六條の四第一項に規定する子会社対象会社をいい、長期信用銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十四号及び第二十五条の十一第一項第十号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五條の九第一項第四号に掲げる書面

十三の二 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とする場合となる場合には、当該長期信用銀行業高度化等会社に関する第五條の九の二第一項第四号に掲げる書面

十四 合併後存続する長期信用銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十五 その他銀行法第五十二条の三、第五十四項において準用する法第五十六条の三の規定による審査のため参考となるべき事項を記載した書面

二 第五條の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三、第五十四項において準用する法第五十六条の三の規定による審査について準用する。

三 法第十三條の二第三項の規定は、第一項第十三号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

三

（長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）
第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三、第五十四項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書
二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
三 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面

四 会社分割費用を記載した書面
五 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）（同法第七百八十九條第三項又は第八百十條第三項の規定による公告）をしたことを証する書面

七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十

七

八条第五号又は第七百六十三條第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五條の二第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所的位置を記載した書面並びに長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行持株会社の会計参与の履歴書

九の三 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社の会計監査人の履歴書

十 会社分割の当事者の一部が長期信用銀行持株会社でない場合には、当該長期信用銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

十二 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

十三 当該会社分割により当該長期信用銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

十四 当該会社分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五條の九第一項第四号に掲げる書面

十四の二 当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五條の九の二第一項第四号に掲げる書面

十五 当該会社分割により長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合

算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十六 其他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査について準用する。

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十四号の二及び第十五号に規定する議決権について準用する。

(資産の額等)
第二十五条の十の三 銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収分割の直後に当該長期信用銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額から会社法第七百九十五条第二項第二号の株式等(社債)が有していた社債を除く(く)に限る(こ)につき会計帳簿に付すべき額を減じて得た額

二 吸収分割の直前に当該長期信用銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

2 銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収分割の直後に当該長期信用銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

二 吸収分割の直前に当該長期信用銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

2 吸収分割の直前に当該長期信用銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額から会社法第七百九十五条第二項第二号に規定する金銭等(同号の株式等のうち吸収分割の直前に当該長期信用銀行持株会社が有していた社債を含む(こ))の帳簿価額を減じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、当該長期信用銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう(こ))が当該長期信用銀行持株会社の子会社であるときは、銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

二 前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

(長期信用銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)
第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という(こ))の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

四 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合に、当該届出をしたことを証明する書面

六 当該事業譲渡等を行った後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

七 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

八 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

九 当該事業の譲渡により当該長期信用銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五条の九第一項第四号に掲げる書面

十の二 当該事業の譲渡により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に係る第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十一 当該事業の譲受けにより長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十二 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査について準用する。

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)
第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む(こ)、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く(こ))をいう(こ))

以下この条において同じ(こ))の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (一) に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く(こ))。次号ロにおいて同じ(こ))

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員又は他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう(こ)、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く(こ))

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(一) に掲げる者を除く(こ))

三 長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受けるときは、当該長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 長期信用銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける長期信用銀行代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう(こ))の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

前項の規定にかかわらず、法第十六条の七に規定する長期信用銀行等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第四条の五第九項の規定は、第一項第一号ロ(一) の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の五第九項中「第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項」とあるのは、「第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項(これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條(第二号に係る部分に限る(こ))において準用する場合を含む(こ))と、「株式に」とあるのは、「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行代理業の内容及び方法）
第二十五条の十三 銀行法第五十二条の三十七第

二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 取り扱う法第十六条の五第二項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の用途を含む。）
- 二 取り扱う法第十六条の五第二項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）
- 三 長期信用銀行代理業の実施体制

2 前項第三号に規定する長期信用銀行代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

- 一 長期信用銀行代理行為（銀行法第五十二条の四十三に規定する長期信用銀行代理行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合、当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制
- 二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して長期信用銀行代理業を営む場合、顧客が当該長期信用銀行代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制
- 三 兼業業務（長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を営む場合、長期信用銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）
第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第

二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第二十五条

の四十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 一 二個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を規定する旧氏をいう。同項の申請書（同項の申請書申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書）をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七号第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した事項証明書）又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれも該当しない者であること当該役員が誓約する書面
- 二 法人である申請者の役員の前職及び名を当該役員の前職に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の前職及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

- 三 所属長期信用銀行の委託を受けて長期信用銀行代理業を営むときは、当該所属長期信用銀行との間の長期信用銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該長期信用銀行再委託者が当該再委託について所属長期信用銀行の承諾を得たことを当該所属長期信用銀行が誓約する書面
- 四 長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受けて長期信用銀行代理業を営むときは、当該長期信用銀行代理業再委託者との間の長期信用銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該長期信用銀行再委託者が当該再委託について所属長期信用銀行の承諾を得たことを当該所属長期信用銀行が誓約する書面
- 五 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（長期信用銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

載した書面（長期信用銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

- 六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。）に係る前事業年度の別紙様式第十三号により作成した財産に関する調査書
- 七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面
- 八 会計監査人設置会社（会社法第二十一条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 九 長期信用銀行代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 十 所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該長期信用銀行代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するときは、当該保証人を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する書面
- 十一 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 十二 長期信用銀行代理業の運営に関する社内規則等
- 十三 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所等が長期信用銀行代理業の業務運営を指揮する所属長期信用銀行の営業所の名称を記載した書面
- 十四 前各号に掲げるもののほか法第十六条の六第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 第十五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所
- 二 長期信用銀行代理業の再委託に関する事項
- 三 長期信用銀行代理業の営業日及び営業時間に関する事項
- 四 次に掲げる長期信用銀行代理業者の行為を禁ずる規定
 - イ 所属長期信用銀行の営業上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属長期信用銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属長期信用銀行及び当該取引先以外の者のために利用する行為
 - ロ 銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為
- 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する長期信用銀行代理業者の責任に関する事項
- 六 長期信用銀行代理業の再委託に関する事項
- 七 所属長期信用銀行による監督、監査又は報告徴求に関する事項
- 八 契約の期間、更新及び解除に関する事項
- 九 長期信用銀行代理業の内容並びに長期信用銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項
- 十 その他必要と認められる事項

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条

の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること
- 二 第五条の九の七第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること

三 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別長期信用銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為（所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の（一）又は（二）に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者であること。

(2) 法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者であること。

ロ 申請者が法人（二以上の事務所を長期信用銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる

営業所等における当該長期信用銀行代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所（従たる営業所等において長期信用銀行代理業を営まない場合を除く。）それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の（一）又は（二）に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める者であること。

営業所等における当該長期信用銀行代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所（従たる営業所等において長期信用銀行代理業を営まない場合を除く。）それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の（一）又は（二）に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者であること。

(2) 法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者であること。

ハ 法第十六条の五第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等長期信用銀行代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 長期信用銀行代理業に関する社内規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されることと認められること。

ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあることと認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により長期信用銀行代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、

判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト（二）において同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

(1) 法第十七条において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により法第四条第一項の免許を取り消され、準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定により法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、準用銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第八十九条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(4) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六十六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(5) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十六条第二項若しくは協同組合法による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十一条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合法による金融事業に関する法律第六十五条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合法による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合法若しくは農業協同組合法が解散を命ぜられた場合

(7) 水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消され、又は同法第六十二条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において

準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の第二項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八号第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。))の種別に係るものに限る。なおにおいて同じ。)を取り消された場合

(11) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合法による金融事業に関する法律、農林中央金庫法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

準用銀行法第五十二条の五十五第一項の規定による法第十六条の二の第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項(法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合法による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農林中央金庫法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第九十二条の四第一項、農林中央金庫法第九十五条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により

銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合法による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農林中央金庫法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六條第一項の規定により同法第三十八号第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八号第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第十六条の五第一項、貸金業法第三十八条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の登録、許可若しくは登録(同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。)を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七條若しくは準用銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七條若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、

監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七條の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十七條の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 農林中央金庫法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(7) 水産業協同組合法第九十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第九十二条の五十六第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八号第三項(第二号を除く。)の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合法による金融事業に関する法律、農林中央金庫法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合法による金融事業に関する法律、農林中央金庫法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号二(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合において、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が長期信用銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 長期信用銀行代理業者の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(資金需要者に貸付けの財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されること)があらかじめ決められている貸付商品)をいう。次号ロにおいて同じ。(貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、所屬長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、長期信用銀行代理業者に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他長期信用銀行代理業者の内容に照らして兼業業務を営むことが顧客の保護に欠け、又は所屬長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所屬長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められることを除き、長期信用銀行代理業者として行う法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為(所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係るものを除く。)

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、長期信用銀行代理業者に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所屬長期信用銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所屬長期信用銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

第二十五条の十七 法第十六条の五第一項の規定により長期信用銀行代理業者の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めなければならない場合(変更の届出を要しない場合)
第二十五条の十七の二 銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。)
二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所(変更の届出)

第二十五条の十八 銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う長期信用銀行代理業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。
(標識の様式)
第二十五条の十九 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十四号に定めるものとする。
(兼業の承認の申請等)

第二十五条の二十 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十二第一項の規定により兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面
三 その他参考となるべき事項を記載した書面
2 前項第二号に掲げる書面は、長期信用銀行代理業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第二十五条の十六第六号に掲げる事項に該当するときは同条第七号に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。
(分別管理)
第二十五条の二十一 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により長期信用銀行代理行為に關して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所屬長期信用銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。
(明示事項)

第二十五条の二十二 銀行法第五十二条の四十四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 長期信用銀行代理行為に關して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所屬長期信用銀行からの権限の付与がある旨
二 所屬長期信用銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする長期信用銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所屬長期信用銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨
三 所屬長期信用銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする長期信用銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所屬長期信用銀行のために行つているときは、その旨

四 所屬長期信用銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所屬長期信用銀行の商号又は名称
2 前項各号(第一号を除く。)の所屬長期信用銀行には、長期信用銀行代理業者が銀行法第二十五条第一項に規定する銀行代理業者である場合に於ては同条第十六項に規定する所屬銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信

用金庫代理業者である場合に於ては同項に規定する所屬信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合に於ては同項に規定する所屬労働金庫、協同組合による金融事業に關する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合に於ては同項に規定する所屬信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合に於ては同項に規定する所屬組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合に於ては農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に關する法律(平成八年法律第百十八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合に於ては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会を含むものとする。
(長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第二十五条の二十三 第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による長期信用銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十二条第五項中「当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に關する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。」とあるのは、「当該長期信用銀行代理業者の所屬長期信用銀行」と読み替へるものとする。
(預金等との誤認防止等)

第二十五条の二十四 長期信用銀行代理業者(法第十六条の七に規定する長期信用銀行等を除く。)が、金融商品の販売(金融サービスの提供に關する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条の三第一項及び第二項の規定を準用する。
2 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、長期

信用銀行代理業者の内容が長期信用銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。
長期信用銀行代理業者の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(資金需要者に貸付けの財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されること)があらかじめ決められている貸付商品)をいう。次号ロにおいて同じ。(貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、所屬長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

信用銀行代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

3 第一項の規定は、長期信用銀行代理行為を行わない窓口については、適用しない。

4 長期信用銀行代理業者は、顧客に対し、その営業所又は事務所の長期信用銀行代理行為を行わない窓口を長期信用銀行代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

(他の所属長期信用銀行の同種の契約に係る情報提供)

第二十五条の二十五 長期信用銀行代理業者は、第二十五条の二十二第一項第三号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属長期信用銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項の場合においては、第二十五条の二十二第二項の規定を準用する。

(個人顧客情報の取扱い)

第二十五条の二十六 第十二条の四の五から第十二条の四の七までの規定は、長期信用銀行代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第二十五条の二十七 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 長期信用銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報(前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。)をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業

に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 長期信用銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報(前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。)をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属長期信用銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

(長期信用銀行代理業に係る社内規則等)

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に關する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(長期信用銀行代理業者の密接関係者)

第二十五条の二十九 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める長期信用銀行代理業者と密接な関係を有する者は、当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の特定関係者(銀行法第十三条の二に規定する特定関係者をい、当該長期信用銀行代理業者の子会社を除く。)とする。

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第二十五条の三十 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、長期信用銀行代理業者が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

(所属長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのないもの)

第二十五条の三十一 銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所属長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、所属長期信用銀行が銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

(長期信用銀行代理業に係る禁止行為)

第二十五条の三十二 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為(銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。)

三 顧客に対し、長期信用銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

四 顧客に対し、不当に、第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、長期信用銀行代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

六 所属長期信用銀行に対し、長期信用銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

(特定長期信用銀行代理行為)

第二十五条の三十三 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令で定める預金は、当座預金とする。

(特定長期信用銀行代理業者の営業時間等)

第二十五条の三十四 特定長期信用銀行代理業者(銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。)の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。

3 特定長期信用銀行代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合(前項に該当する場合を除く。)は、当該営業所又は事務所について営業時間の変更をすることができる。

一 当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合

二 当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4 特定長期信用銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一 当該営業時間の変更の実施期間(実施期間を設定する場合に限る。)

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為(銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。)を行わない営業所又は事務所(特定長期信用銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定長期信用銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。)の営業時間については、第一項、第三項及び前項の規定は適用しない。

6 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所に、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならない。

(特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第二十五条の三十五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定長期信用銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 特定長期信用銀行代理行為に係る業務(第一号において「業務」という。)の全部又は一部を休止する営業所又は事務所の名称及び所在地

二 休止の理由

三 休止期間

四 業務再開予定日又は業務再開日

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

一 特定長期信用銀行代理行為に係る業務(第一号において「業務」という。)の全部又は一部を休止する営業所又は事務所の名称及び所在地

二 休止の理由

三 休止期間

四 業務再開予定日又は業務再開日

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 銀行法第二十六条第一項、銀行法第二十七条又は銀行法第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定により所属長期信用銀行が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合
- 二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理業者の休日に、特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合
- 三 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所又は事務所においてその業務を営むことが当該営業所又は事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

五 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合
- 二 前項第四号に該当する場合
- 三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

第二十五条の三十六 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による揭示をするときは、所属長期信用銀行から通知を受けた内容及び当該所属長期信用銀行における預金等その他その営む長期信用銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

第二十五条の三十七 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、長期

信用銀行代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所属長期信用銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から五年間
- 二 長期信用銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間
- 三 長期信用銀行代理業に係る顧客に対して行った法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行った日から五年間

（長期信用銀行代理業に関する報告書の様式等）

第二十五条の三十八 銀行法第五十二条の五十五第一項の規定による長期信用銀行代理業に関する報告書は、長期信用銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十五号により、法人である場合においては別紙様式第十六号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調査及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 長期信用銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に長期信用銀行代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十一條の二の規定により当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該長期信用銀行代理業に関する報告書を受領する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 長期信用銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ない認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 金融庁長官等は、その許可をした長期信用銀行代理業者の直前事業年度に係る長期信用銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該長期信用銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十一條の二の規定により当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受領する場合にあつては、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局長又は福岡財務支局長）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属長期信用銀行の説明書類等の縦覧）

第二十五条の三十九 長期信用銀行代理業者は、その所属長期信用銀行が銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書面又は当該所属長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の二十八及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書面（当該所属長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社が外国所在長期信用銀行持株会社である場合にあっては、第二十五条の八の二第二項及び第三項に規定する書面）（銀行法第二十条第三項及び銀行法第二十一条第三項又は銀行法第五十二条の二十八第二項及び銀行法第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属長期信用銀行又は当該所属長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の事業年度経過後四月以内（当該所属長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社が外国所在長期信用銀行持株会社である場合にあっては、事業年度経過後六月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 長期信用銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する長期信用銀行代理業者以外の長期信用銀行代理業者にあつては、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は

事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 長期信用銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

5 銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（廃業等の届出）

第二十五条の四十 銀行法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

（許可の効力に係る承認の申請等）

第二十五条の四十一 法第五十二条の五十七第一項の許可を受けた者は、銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第十六条の五第一項の許可を受けた日から六月以内に長期信用銀行代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に長期信用銀行代理業を開始することができることと見込まれること。

三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について長期信用銀行代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

（所属長期信用銀行による長期信用銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第二十五条の四十二 所属長期信用銀行は、長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業に係る

業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 長期信用銀行代理業者及びその長期信用銀行代理業者の従事者に対し、長期信用銀行代理業者に係る業務の指導、長期信用銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

二 長期信用銀行代理業者における長期信用銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、長期信用銀行代理業者が当該長期信用銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、長期信用銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 長期信用銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、長期信用銀行代理業者との間の委託契約及び長期信用銀行代理業者と長期信用銀行代理業再委託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

四 長期信用銀行代理業者が行う法第六十六条の五第二項第二号に規定する行為について、必要に応じて自ら審査を行うための措置

五 長期信用銀行代理業者に所属長期信用銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六 所属長期信用銀行の商号、長期信用銀行代理業者であることを示す文字及び当該長期信用銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七 長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所における長期信用銀行代理業に係る業務に関する犯罪を防止するための措置

八 長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の廃止にあつては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属長期信用銀行の営業所、他の金融機関、他の長期信用銀行代理業者等へ支障なく引き継がれる等、当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

九 長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

前項(第四号及び第八号を除く。)の規定は、長期信用銀行代理業再委託者が長期信用銀行代理業再委託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、同項の規定中「長期信用銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「長期信用銀行代理業」とあるのは「再委託を受けて営む長期信用銀行代理業」と読み替えるものとする。

第二十五条の四十三 所属長期信用銀行は、当該所属長期信用銀行に係る長期信用銀行代理業に関し、銀行法第五十二条の六十第一項の原簿(以下この条において「原簿」という。)に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第十六条の八第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十五条の五十三第三項第三号において同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者が出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者
 三 指定紛争解決機関の役員の一親等以内の親族
 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員を三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行つてこの号及び同条第七号において同じ。）を行つている場合（当該特定の者が出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
 （子会社等）

第二十五条の四十八 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
 三 指定紛争解決機関の役員の一親等以内の親族
 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行つている場合（指定紛争解決機関が出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）
 第二十五条の四十九 銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に關し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入長期信用銀行の顧客が長期信用銀行業務関連苦情（法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
 二 前号の申立てをした加入長期信用銀行の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入長期信用銀行の商号
 三 苦情処理手続の実施の経緯
 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
 2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）
 第二十五条の五十 銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者
 二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族
 若しくは同居の親族又はこれらであつた者
 三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る長期信用銀行業務関連紛争（法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者
 五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者
 2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に於ける業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
 二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
 三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格
 銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
 イ 判事
 ロ 判事補
 ハ 検事
 ニ 弁護士
 ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授
 二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
 イ 公認会計士
 ロ 税理士
 ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授
 三 長期信用銀行業務関連苦情を処理する業務又は長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 長期信用銀行業務関連苦情を処理する業務又は長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(長期信用銀行業務関連紛争の当事者である加入長期信用銀行の顧客に対する説明)

第二十五条の五十一 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり長期信用銀行業務関連紛争の当事者である加入長期信用銀行の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている長期信用銀行業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法
- 二 長期信用銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式
- 三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては長期信用銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該長期信用銀行業務関連紛争の当事者に通知すること。
- 四 長期信用銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第二十五条の五十二 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案(銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。)が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(届出事項)

第二十五条の五十三 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしよるとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び長期信用銀行の商号
- 二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないこととの当該役員等となつた者による誓約
- 三 次項第七号に掲げる場合 長期信用銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でない見込まれる理由及び当該長期信用銀行の商号
- 四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
 - ハ 行為の概要
- ニ 改善策

2 銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき
- 二 親法人(指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。)又は子法人(指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。)が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所所在地又は事業の内容を変更したとき
- 三 親法人が親法人でなくなつたとき
- 四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき
- 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき

六 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき

七 長期信用銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務(業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。)を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき

九 加入長期信用銀行又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知つたとき

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第二十五条の五十四 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十七号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款を変更した場合
- 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
- 三 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合(期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。)
- 四 長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に就任する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあつては長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に就任する取締役又は監査等委員(長期信用銀行の常務に就任する取締役を除く。)、指名委員会等設置会社にあつては長期信用銀行の常務に就任する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(長期信用銀行の常務に就任する取締役を除く。))以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合
- 五 役員等が選任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)
- 六 役員等の選任又は選任(以下この条において「選任」という。)があつた場合(役員等の選任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が選任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)
- 七 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が選任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)
- 八 会計参与の選任があつた場合(会計参与の選任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が選任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)
- 九 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が選任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)
- 十 会計監査人の選任があつた場合(会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が選任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)
- 十一 法第六条第三項に規定する業務(金融庁長官が別に定めるものを除く。)の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しく

は設備において営む業務の内容の変更をした場合

三の二 外国において法第六条第三項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

三の三 長期信用銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した長期信用銀行代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

三の四 法第六条第三項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

四 第十条第一項第四号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第十条の第二項第一号に規定する出張所の設置をした場合

五 第十条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第十条第一項第二号若しくは第三号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二 外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第十条第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除く。）をした場合

五の三 特定取引勘定を設けようとする場合

五の四 特定取引勘定を廃止しようとする場合

六 長期信用銀行の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十五条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。）

七 長期信用銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第四条の六第六項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（長期信用銀行業高度化等会社）にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超え議決権を保有する会社）とした場合（同法第五十三条第

一項第二号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

七の二 法第十三条の二第六項本文に規定する場合に該当する子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十一号において同じ。）以外の会社を子会社としようとする場合

八 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

九 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（銀行法第五十三条第一項第三号の場合を除く。）

九の二 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する長期信用銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなかつた場合

九の三 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する長期信用銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

十 長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十一 長期信用銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（長期信用銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び銀行法第五十三条第一項第二号の規定により届出をしなければならぬ場合並びに第十三号に該当する場合を除く。）

十二 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなかつた場合（第十四号に該当する場合を除く。）

十三 第十三条の四に規定する子法人等又は第十三条の十二各号に掲げる者のいずれかに該

当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十五号において、「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十三条の二第九項の規定による認可に伴い長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する長期信用銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十四 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十四の二 法第六条の三第二項の認可を受けた長期信用銀行が、外国銀行グループに属する外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を締結しようとする場合

十四の三 法第六条の三第二項の認可を受けた長期信用銀行が、所属外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を終了しようとする場合

十四の四 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

十五 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該長期信用銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は長期信用銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第五項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

十七 自己資本比率（銀行法第十四条の二各号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定めるところにより長期信用銀行の定める算出の方法を用いようとする場合

十八 前号に規定する長期信用銀行の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

十八の二 長期信用銀行及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している長期信用銀行及び連結子法人等（当該長期信用銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第二十七号及び第二十八号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十八の三 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

十九 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合

二十 会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合

二十の二 会社法第六十六条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二十九条に規定する取得条項付株式をいう。第三項第二十号の三において同じ。）を取得しようとする場合

二十の三 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第二十号の四において同じ。）の全部を取得しようとする場合

二十の四 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第二十号の五において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合

二十一 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合

する場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

二十二 長期信用銀行、その子会社又は業務の委託先（第七項において「長期信用銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該長期信用銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

二十三 準備金の額を減少しようとする場合
二十四 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当（中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。）をした場合

二十五 長期信用銀行が銀行法第二十条第一項又は第二項及び銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（銀行法第二十条第三項及び銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

二十六 長期信用銀行が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成する事業報告及び附属明細書を定時株主総会に提出し、又は提供した場合

二十七 専ら長期信用銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該長期信用銀行以外の者から資本調達を行うおとす場合

二十八 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

二十九 銀行法第五十三条第二項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、長期信用銀行主要株主が長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社である場合は、この限りでない。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

三十 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合

二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
三 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）

四 長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に就任する取締役又は監査等委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては長期信用銀行持株会社の常務に就任する取締役、代表執行役員、執行役員又は監査委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする旨の届出をする旨の届出がなされたことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。

五 外国所在長期信用銀行持株会社の役員等（次号に該当する場合を除く。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする旨の届出をする旨の届出がなされたことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。

六 外国所在長期信用銀行持株会社の役員等（次号に該当する場合を除く。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする旨の届出をする旨の届出がなされたことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。

七 長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第五十二条の二十四において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（長期信用銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とする場合）

九 長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなかつた場合（第十一号に該当する場合を除く。）

十 第二十五条の二の二十七第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の四第六項の規定による認可に伴い長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する長期信用銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十一 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十二 長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は長期信用銀行持株会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

十三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、保有する債権及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定めるところにより長期

とする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の八 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の九 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十一 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十二 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十三 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十四 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

とする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の十五 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十六 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十七 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十八 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の十九 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十一 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十二 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十三 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十四 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十五 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十六 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十七 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二十八 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

とする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の二十九 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十一 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十二 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十三 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十四 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十五 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十六 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十七 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十八 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の三十九 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四十 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四十一 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四十二 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

信用銀行持株会社の定める算出の方法を用いようとする場合

十四 前号に規定する長期信用銀行持株会社の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

十五 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している長期信用銀行持株会社及び連結子法人等(当該長期信用銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第二十三号及び第二十四号において同じ。)に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十六 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

十七 準備金の額を減少しようとする場合

十八 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当(中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。)をした場合

十九 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を發行しようとする場合

二十 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合(期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。)

二十の二 会社法第五十六條第一項(同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合

二十の三 会社法第六十八條第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式を取得しようとする場合

二十の四 会社法第七十一條第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式の全部を取得しようとする場合

二十の五 会社法第九十九條第一項の規定によりその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合

二十一 長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二條の二十八第一項及び第五十二條の二十九第一項の規定により作成した書面(銀行法第

五十二條の二十八第二項及び銀行法第五十二條の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行において縦覧を開始した場合

二十二 長期信用銀行持株会社が会社法第四百三十五條第二項の規定により作成する事業報告及び附属明細書を定時株主総会に提出し、又は提供した場合

二十三 専ら長期信用銀行持株会社の自己資本の充実に資する資金の調達(以下この号及び次号において「資本調達」という。)を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該長期信用銀行持株会社以外の者から資本調達を行うおとする場合

二十四 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合(期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。)

銀行法第五十三條第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合(長期信用銀行である長期信用銀行代理業者が変更した場合を除く。)

二 長期信用銀行代理業者に係る委託契約書又は再委託契約書を変更した場合

三 銀行法第五十二條の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面(銀行法第二十二條第三項及び銀行法第二十一條第三項又は銀行法第五十二條の二十八第二項及び銀行法第五十二條の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について、縦覧を開始した場合

四 長期信用銀行代理業者に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

五 特定長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所全部又は一部において、第二十五條の三十四第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

六 長期信用銀行代理業者の再委託をした場合(長期信用銀行である長期信用銀行代理業者再委託者が再委託をした場合に限り。)であつて、当該再委託を受けた長期信用銀行代理業者再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所所在地を変更した場合

長期信用銀行、長期信用銀行主要株主(長期信用銀行主要株主であつた者を含む。)、長期信

用銀行持株会社(長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。)

用銀行持株会社(長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。)

銀行法第五十三條第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第五号の三に掲げる場合 次に掲げる書面

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書面

ロ 時価等の算定(特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定すること)をいう。を行う部署の名称を記載した書面

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針(特定取引勘定を設ける前に付した取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。)を記載した書面

ニ 内部取引(一)の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十二條の四の三第二項第四号及び第七号から第十五号までに掲げる取引(当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。)をいう。を行う場合(当該内部取引を解約する場合を含む。)の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ 勘定間振替(第十二條の四の三第三項各号に掲げる行為(同条第四項に規定する取引を含む。)をいう。)を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書面

二 第一項第十四号の二に掲げる場合 第四條の二の五第四項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

三 第一項第二十五号に掲げる場合 同号に規定する書面

四 第一項第二十六号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書

五 第三項第二十一号に掲げる場合 同号に規定する書面

六 第三項第二十二号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書

七 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

六 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 銀行法第五十三條第一項第五号又は第三項第七号に該当するときの届出

二 第一項第三号、第四号又は第五号の二に該当するときの届出

七 第一項第二十二号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、長期信用銀行等の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役若しくは従業員又は長期信用銀行代理業者若しくはその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)若しくはその従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 長期信用銀行の業務又は長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締りに違反する行為(昭和三十三年法律第三百三十六号)に違反する行為

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせること)を含む。以下この号において同じ。)のうち、長期信用銀行の業務又は長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業務の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 海外で発生した前三号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

五 その他長期信用銀行の業務又は長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

八 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一 第一項第二十二号及び第四項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が知つた日

二 第一項第二十二号及び第四項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が知つた日

二 第四項第六号に該当する場合 同号の規定

による変更があった日

9 第一項第十号又は第十二号に掲げる場合において、法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、長期信用銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第十六条の四第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、長期信用銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

10 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第九号の二から第十二号まで及び第十五号に規定する議決権並びに第三項第六号の二から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

(登記)

第二十六条の二 銀行法第五十七条の四第一号及び第二号に規定する内閣府令で定めるものは、長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社が銀行法第二十条第六項又は第五十二条の二十八第五項の規定による措置をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

2 その公告方法（会社法第二十三条第三号に規定する公告方法をいう。）が銀行法第五十七条第二号に掲げる方法である長期信用銀行及び長期信用銀行持株会社は、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等（銀行法第二十条第四項の規定により長期信用銀行が行う公告（同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。）又は銀行法第五十二条の二十八第三項の規定により長期信用銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

(特定預金等)

第二十六条の二の二 法第十七条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの（以下この号において「違約金等」という。）を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時ににおける当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの

二 預金等のうち、外国通貨で表示されるもの

三 預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号（口を除く。）に掲げる取引（通貨の売買に係るものに限る。）が付随するもの

(契約の種類)

第二十六条の二の三 法第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

第二十六条の二の四 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行つた長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。）第二十六条の二の七の二において同じ。）に關して特定投資家（金融商品取引法第二十三条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることとなる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定

する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

2

ハ 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイル）をいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに、記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで）の間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供してない記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第六条の六に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記載された記載事項
 ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記載された記載事項
 四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 イ 顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を顧客ファイルに記載するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを開いた顧客等又は長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)
 第二十六條の二の七 令第六條の六第一項及び第六條の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
 一 前条第一項各号又は第二十六條の二の七の三第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの
 二 ファイルへの記録の方式
 (特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第二十六條の二の七の二 準用金融商品取引法第三十四條の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 準用金融商品取引法第三十四條の二第十一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)
 二 対象契約が特定預金等契約である旨
 三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四條の二第二項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録

イ 準用金融商品取引法第四十五條各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨
 ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
 四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
 五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四條の二第一項の規定による申出ができる旨
 (情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十六條の二の七の三 準用金融商品取引法第三十四條の二第二項(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 イ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四條の二第二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 ロ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録

2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録

を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
 (特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)
 第二十六條の二の八 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。
 一 当該日
 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号及び第二十六條の二の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第二十六條の二の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。
 (申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)
 第二十六條の二の九 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五條各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十六條の二の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為

については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨
 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることとなる旨
 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四條の三第九項の規定による申出ができる旨
 (申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)
 第二十六條の二の十 準用金融商品取引法第三十四條の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。
 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間から一月を控除した期間
 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
 (特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)
 第二十六條の二の十の二 準用金融商品取引法第三十四條の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 準用金融商品取引法第三十四條の三第十項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
 二 対象契約が特定預金等契約である旨
 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四條の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
 (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業業者等)
 第二十六條の二の十一 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
 (特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)
 第二十六條の二の十の二 準用金融商品取引法第三十四條の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 準用金融商品取引法第三十四條の三第十項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
 二 対象契約が特定預金等契約である旨
 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四條の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
 (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業業者等)
 第二十六條の二の十一 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
 (特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)
 第二十六條の二の十の二 準用金融商品取引法第三十四條の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 準用金融商品取引法第三十四條の三第十項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
 二 対象契約が特定預金等契約である旨
 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四條の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
 (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業業者等)
 第二十六條の二の十一 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ないこと。
- 二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。
 - 一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）
 - イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。
 - ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
 - 二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）
 - イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。
 - ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
 - イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）
 - ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利
 - ハ 法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）
 - ニ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等
 - 三 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和三十二年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利
 - ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権
- ト 商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利
- 三 申出者が最初に当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

- 約を締結した日から起算して一年を経過していること。
- （特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）
- 第二十六条の二十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。
 - 一 当該日
 - 二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号及び第二十六号の二の二十四の二において同じ。）とする旨
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。
- （申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）
- 第二十六条の二十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十六条の二十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨
- （申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）
- 第二十六条の二十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。
 - 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間
 - 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
- （特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）
- 第二十六条の二十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）
 - 二 対象契約が特定預金等契約である旨
 - 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
- （広告類似行為）
- 第二十六条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送

達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）
 第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は
 同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供
 する同条第二項に規定する信書便をいう。）、フ
 アクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メ
 ール（特定電子メールの送信の適正化等に関す
 る法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第
 一法に規定する電子メールをいう。）を送信す
 る方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法
 その他の方法（次に掲げるものを除く。）によ
 り多数の者に対して同様の内容で行う情報の提
 供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
 二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
 三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）
 ロ この号に規定する方法により多数の者に對して同様の内容で行う情報の提供をする長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称
 ハ 令第六条の八第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨
 (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）
 (2) 第二十六条の二の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面
 (3) 第二十六条の二の二十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）
第二十六条の二の十六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が

その行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第六条の八第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）第二十六条の二の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第六条の八第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）
第二十六条の二の十七 令第六条の八第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に對する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）
第二十六条の二の十八 令第六条の八第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることににより顧客に不利となるおそれがある旨
 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第二十六条の二の十九 令第六条の八第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法
 二 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法
 三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

令第六条の八第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、**第二十六条の二の十五**第三号ニに掲げる事項とする。
第二十六条の二の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定預金等契約の解除に関する事項
 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）
第二十六条の二の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（次項及び第三項において「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二十六条の二の二十五第一項第十一号に掲げる事項
 二 第二十六条の二の二十五第一項第十二号に掲げる事項
 3 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第二十六条の二の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）
第二十六条の二の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）
第二十六条の二の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 第二十六条の二の二十二号に掲げるもの（同条第二号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一

項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第二十六条の二の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第二十六条の二の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（前号に規定する場合）にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、前号に規定する場合）にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用している顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契

約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所に第二十六条の二の二十一に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第二十六条の二の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六條の六の規定並びに第二十六条の二の六及び第二十六条の二の七の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交

付又は当該書面に記載すべき事項の第二十六条の二の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号に規定する場合）にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二十六条の二の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類と金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二 商品の名称（通称を含む。）

三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四 受入れの対象となる者の範囲

五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに關する事項

七 払戻しの方法

八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

九 付加することのできる特約に関する事項

十 預入期間の中途での解約時の取扱（利息及び手数料の計算方法を含む。）

十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ロ 法第六條第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二條第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二條第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法

付又は当該書面に記載すべき事項の第二十六条の二の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号に規定する場合）にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二十六条の二の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類と金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二 商品の名称（通称を含む。）

三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四 受入れの対象となる者の範囲

五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに關する事項

七 払戻しの方法

八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

九 付加することのできる特約に関する事項

十 預入期間の中途での解約時の取扱（利息及び手数料の計算方法を含む。）

十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ロ 法第六條第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二條第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二條第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法

十七 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十一第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつていない場合には、その名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

- イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

二 一の特定預金等契約の締結について、二以上の長期信用銀行、長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者（金融サービス仲介業者を除く。）は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）
第二十六条の二の二十六 特定預金等契約が成立したとき作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の名称又は商号
- 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
- 五 払戻しの方法
- 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
- 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
- 十 顧客の氏名又は名称
- 十一 顧客が当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法

二 一の特定預金等契約の締結について、二以上の長期信用銀行、長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者（金融サービス仲介業者を除く。）は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）
第二十六条の二の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）
- 二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）
- 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

- イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
- ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

三 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び第六條の六の規定並びに第二十六条の二の六及び第二十六条の二の七の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

四 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内を外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

四 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）
第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項
 - イ 商号、名称又は氏名
 - ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称
 - ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
- 四 信用格付の前提、意義及び限界

二 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引法等に関する内閣府令第六十六條の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 金融庁長官が金融商品取引法等に関する内閣府令第六十六條の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五條第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該

契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界（禁止行為）

第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面
ロ 外貨預金等書面
ハ 契約変更書面

二 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関し、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

五 長期信用銀行にあつては、第十三条の十一の三各号に掲げる行為
六 外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十四各号に掲げる行為
七 長期信用銀行代理業者にあつては、第二十五条の三十二各号に掲げる行為
（行為規制の適用除外の例外）

第二十六条の二の二十九 準用金融商品取引法第四十五条の二の二に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制を整備されていない場合とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）
第二十六条の三 法第二十五条第三号の二に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

2 法第二十五条第三号の三に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。
（認可の効力に係る承認の申請）

第二十七条 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（法第十六条の二の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は長期信用銀行持株会社（法第十六条の二の四第一項の認可を受けた者を含む。）は、法第二十条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一 法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実行することができるの見込まれること。
三 当該認可の際に審査の基礎となつた事項について当該認可を受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に係る特例）
第二十八条 長期信用銀行を子会社とする外国の特株会社（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社になるうとする会社、長期信用銀行を子会社とする外国の特株会社の設立しようとする者及び長期信用銀行を子会社とする外国の特株会社であつた会社を含む。以下この条において同じ。）は、当該長期信用銀行を子会社とする外国の特株会社がこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して内閣総理大臣又は金融庁長官に提出することとされる書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを内閣総理大臣又は金融庁長官に提出することができる。

2 長期信用銀行を子会社とする外国の特株会社がその本国（当該長期信用銀行を子会社とする外国の特株会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも内閣総理大臣又は金融庁長官に提出することができない場合は、当該添付書類等は、内閣総理大臣又は金融庁長官に提出することを要しない。
（長期信用銀行代理業を営む外国の法人に係る特例）

第二十八条の二 長期信用銀行代理業を営む外国の法人（長期信用銀行代理業を営もうとする外国の法人、長期信用銀行代理業を営む外国の法人の設立しようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該長期信用銀行代理業を営む外国の法人が銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する書類又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

2 長期信用銀行代理業を営む外国の法人がその本国（当該長期信用銀行代理業を営む外国の法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

3 長期信用銀行代理業を営む外国の法人に対するこの府令の規定の適用については、長期信用銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。
（予備審査）

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認を申請する際に金融庁長官に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めなければならない。
（標準処理期間）

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にしよう努めるものとする。

一 令第十一條の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等
二 法第十六条の八第一項の規定による指定
三 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
一 当該申請を補正するために要する期間
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
（經由官庁）

第三十一条 長期信用銀行代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、長期信用銀行代理業に関する報告書その他この府令に規定する書類（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域

銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。
（予備審査）

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認を申請する際に金融庁長官に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めなければならない。
（標準処理期間）

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にしよう努めるものとする。

一 令第十一條の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等
二 法第十六条の八第一項の規定による指定
三 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
一 当該申請を補正するために要する期間
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
（經由官庁）

第三十一条 長期信用銀行代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、長期信用銀行代理業に関する報告書その他この府令に規定する書類（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域

銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。
（予備審査）

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認を申請する際に金融庁長官に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めなければならない。
（標準処理期間）

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にしよう努めるものとする。

一 令第十一條の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等
二 法第十六条の八第一項の規定による指定
三 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
一 当該申請を補正するために要する期間
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
（經由官庁）

第三十一条 長期信用銀行代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、長期信用銀行代理業に関する報告書その他この府令に規定する書類（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域

銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。
（予備審査）

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認を申請する際に金融庁長官に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めなければならない。
（標準処理期間）

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にしよう努めるものとする。

一 令第十一條の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等
二 法第十六条の八第一項の規定による指定
三 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
一 当該申請を補正するために要する期間
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
（經由官庁）

第三十一条 長期信用銀行代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、長期信用銀行代理業に関する報告書その他この府令に規定する書類（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域

銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。
（予備審査）

(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所(以下この条において「財務事務所等」という。)の管轄区域内にある場合にあつては管轄財務事務所長又は出張所長(以下この条において「財務事務所等」という。)とする。)を經由して提出しなければならない。ただし、令第十一条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 長期信用銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を經由して提出しなければならない。

附 則 (昭和五十七年九月二八日大蔵省令第五五号)
この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月二九日大蔵省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前に到来した最終の決算期に作成された貸借対照表に記載されている商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号。以下「改正商法」という。)による改正前の商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金で、改正商法による改正後の同条の規定により引当金として計上することができないものは、取り崩したものを除き、この省令の施行後最初に到来する決算期に作成すべき貸借対照表においては、資本の部中剰余金の部にその目的のための任意積立金として記載しなければならない。ただし、不動産圧縮引当金については、圧縮記帳により記載しなければならない。
- 3 この省令の施行後最初に到来する決算期に作成すべき損益計算書における前項の引当金の取崩しに係る表示については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年八月二六日大蔵省令第四号)
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年四月二八日大蔵省令第一九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月二二日大蔵省令第二二号)
この省令は、昭和六十年五月一日から施行する。

この省令の施行の日前に行われた出張所(無人又は携帯型の設備である場合に限る。)の設置又は位置の変更の認可の申請については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年五月三二日大蔵省令第三四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月二二日大蔵省令第二七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月一日大蔵省令第二〇号)
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月五日大蔵省令第六〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月三〇日大蔵省令第二六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年七月一日大蔵省令第六二号)
この省令は、平成元年八月一日から施行する。

2 改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成元年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間貸借対照表、中間損益計算書、貸借対照表及び損益計算書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る中間貸借対照表、中間損益計算書、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年三月二五日大蔵省令第一〇号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年四月一日大蔵省令第一七号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第二項の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

2 改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成四年四月一日以後に開始する営業年度に係る業務報告書及び営業報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る業務報告書及び営業報告書については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月二二日大蔵省令第三五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年十二月二日大蔵省令第八〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年三月三日大蔵省令第五八号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。)の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成五年五月三二日大蔵省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。

2 長期信用銀行は、制度改革法附則第二条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に銀行法第十六条の四第一項第二号に掲げる会社に関する次に掲げる事項を記載して大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる営業所の位置
 - 二 業務の内容
 - 三 資本の額又は出資の総額
 - 四 役員の名簿及び氏名並びに従業員数
 - 五 その他大臣が必要と認める事項
- 附 則** (平成五年五月三二日大蔵省令第五九号)
この省令は、平成五年六月一日から施行する。

附 則 (平成五年七月三〇日大蔵省令第七六号)
この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律(平成五年法律第三十六号)の施行の日(平成五年八月一日)から施行する。

附 則 (平成六年四月二六日大蔵省令第四九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年六月三〇日大蔵省令第六〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日大蔵省令第六六号)
この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月三〇日大蔵省令第二一号)
この省令は、平成七年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成七年九月二八日大蔵省令第六一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年十二月一日大蔵省令第八二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月二七日大蔵省令第一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年九月五日大蔵省令第五〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月二七日大蔵省令第四〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律(次項において「健全性確保法」という。)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 健全性確保法附則第二条第一項の規定による認可の手続については、この省令による改正後の長期信用銀行法施行規則第十六条の三の規定の例による。

3 この省令による改正後の別紙様式第一号、第二号、第三号及び第四号は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する営業年度に係る長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第十九条第一項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書又は銀行法第二十条本文の規定により長期信用銀行が公告をする貸借対照表及び損益計算書(以下「中間業務報告書等」という。)について適用し、施行日前に開始する営業年度に係る中間業務報告書等については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年五月三〇日大蔵省令第四〇号)
この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年七月三一日大蔵省令第六一号)
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の次に二条を加える改正規定並

第一号) (施行期日)

びに次条第一項及び第二項の規定は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項本文に規定する場合において、長期信用銀行が新規則第二十條の二第一項の表の第一区分に掲げる命令を受けたときには、前項本文の計画をもつて当該区分の命令の欄に規定する改善計画に代えることができる。
- 3 新規則別紙様式第一号及び第一号の二は、平成十年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。
- 4 新規則別紙様式第二号及び第二号の二は、平成九年四月一日以後に開始する営業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年二月二日大蔵省令第九二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この省令第一條による改正後の長期信用銀行法施行規則(以下「新規則」という。)別紙様式第一号及び第一号の二は、平成十年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

3 新規則別紙様式第二号及び第二号の二は、平成九年四月一日以後に開始する営業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年二月二七日大蔵省令第一〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二條の二第三項及び同條第七項の改正規定及び第二條の三第四項の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成九年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年三月一〇日大蔵省令第二〇号)

- 1 この省令は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十年三月十一日)から施行する。ただし、第二條の二第二項及び第七項の改正規定、第二條の次に第二條を加える改正規定(第二條の十及び第二條の十一に係る部分に限る。)並びに次條の規定は、平成十年四月一日から施行する。
- (長期信用銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実に係る区分に応じた命令に係る特別例)

第二條 平成十一年三月三十一日までを限り、改正後の長期信用銀行法施行規則(以下「新規則」という。)第二條の十第二項に規定する海外営業拠点を有する銀行等(新規則第五條の七第一項第一号に規定する銀行等をいう。)を子会社としていない長期信用銀行持株会社が、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率が当該長期信用銀行持株会社及びその子会社が従前に該当していた同條第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率が確実に四パーセント以上となるための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合には、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比

率は、同表の非対象区分に係る連結自己資本比率とみなす。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、この限りでない。

附 則 (平成一〇年三月二九日大蔵省令第二八号) 抄

- 1 この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日大蔵省令第三三号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成九年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月八日大蔵省令第八五号)

- 1 この省令は、平成十年六月十日から施行する。
- 2 改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以降に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月一八日総理府・大蔵省令第三三号)

この命令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月二三日総理府・大蔵省令第二二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月一六日総理府・大蔵省令第二五号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月二四日総理府・大蔵省令第四〇号)

(施行期日)

第一條 この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

第二條 この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則(以下「新規則」という。)第四條の二第一項第五号に規定する取引は、商品取引所

法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十二号)の施行の日までの間は、同法第二條第八項に規定する商品市場における取引及び同法百四十五條の五に規定する店頭商品先物取引を除く取引とする。

2 この命令の施行の際現に、海外で行っているリース物品(長期信用銀行法施行規則第四條の五第二項第十号に規定するリース物品をいう。)を使用させる業務(改正前の長期信用銀行法施行規則第二十六條第一項第一号の規定による届出がされたものに限る。)については、当分の間、長期信用銀行法施行規則第四條の五第二項第十一号に掲げる業務とみなす。

3 長期信用銀行法施行令第五條において読み替えられた長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。)第二十一條第一項及び第二項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成十一年三月三十一日以後終了する営業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する営業年度に係るものについては記載することを要しない。

一 新規則第十八條の二第一項第五号ハに掲げる事項

二 新規則第十八條の三第三号ロ及びハに掲げる事項

三 海外営業拠点(新規則第二十條の二第三項に規定する海外営業拠点をいう。以下同じ。)を有する長期信用銀行における新規則第十八條の二第一項第三号ロ(11)に掲げる事項

四 海外営業拠点を有しない長期信用銀行における新規則第十八條の三第二号ロ(6)に掲げる事項

4 銀行法第二十一條第一項及び第二項に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十一年三月三十一日前に終了する営業年度に係る次に掲げるものの記載にあつたては、銀行法第十四條の二各号に掲げる基準に係る算式にかかわらず、なお従前の例による。

一 海外営業拠点を有する長期信用銀行における新規則第十八條の三第二号ロ(6)に掲げる事項

二 海外営業拠点を有しない長期信用銀行における新規則第十八條の二第一項第三号ロ(11)に掲げる事項

5 銀行法第二十一條第二項に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十一年三月三十一日前

に終了する営業年度に係るものについては、新規則第十八条の三第二号及び第三号中「子会社等」とあるのは「子会社及び関連会社（長期信用銀行及びその一若しくは二以上の子会社又は当該長期信用銀行の一若しくは二以上の子会社が、他の会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、当該長期信用銀行が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう。）」と、新規則第十八条の三第三号中「子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」とあるのは「子会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

6 別紙様式第一号及び別紙様式第一号の二は、平成十年四月一日以降に開始する営業年度に係る書類について適用する。

附則（平成一〇年二月一日）五日総理府・大蔵省令第五七号）
この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年二月二九日総理府・大蔵省令第三号）
この命令は、債権管理回収業に関する特別措置法の施行の日（平成一二年二月一日）から施行し、第十六条の六の改正規定は、平成十年十二月一日から適用する。

1 この命令は、公布の日から施行する。
2 この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月三〇日総理府・大蔵省令第一二二号）
この命令は、公布の日から施行する。

1 この命令は、公布の日から施行する。
2 この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一二年五月二八日総理府・大蔵省令第三五号）
この命令は、公布の日から施行する。

1 この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一二年六月三〇日総理府・大蔵省令第三九号）
この命令は、中小企業総合事業団法の施行の日（平成一二年七月一日）から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年九月二九日総理府・大蔵省令第四二二号）
この命令は、公布の日から施行する。

1 この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成一二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一二年九月三〇日総理府・大蔵省令第四五号）
この命令は、平成一二年十月一日から施行する。

附則（平成一二年十一月三〇日総理府・大蔵省令第五七号）
この命令は、平成一二年十二月一日から施行する。

1 この命令は、新事業創出促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成一二年三月二日）から施行する。
2 新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第四条の規定による廃止前の特定新事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第四条第一項に規定する認定を受けた会社については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月一六日総理府・大蔵省令第四号）
この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月二四日総理府・大蔵省令第一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、平成一二年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この命令の施行前に和議開始の申立てがあった場合においては、当該申立てに係る次の各号に掲げる命令の規定に定める事項の取扱いについては、この命令の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
一から三まで 略
四 長期信用銀行法施行規則第二十六条第一項第十八号 略
（罰則の適用に関する経過措置）
第三条 この命令の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合に

おけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月三〇日総理府・大蔵省令第一二二号）
この命令は、公布の日から施行する。

1 この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成一二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一二年六月一五日総理府・大蔵省令第二九号）
この命令は、平成一二年六月一五日から施行する。

1 この命令は、公布の日から施行する。
2 この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成一二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新規則別紙様式第一号の第一の6、別紙様式第三号の第一の3及び別紙様式第八号の第一の5については、その他有価証券の時価評価を行

う長期信用銀行、長期信用銀行及びその子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第五条において読み替えられた長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）又は銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。）については、なお従前の例による。

附則（平成一二年九月二九日総理府令第一一四号）
この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。
この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成一二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一二年六月三〇日総理府・大蔵省令第五二二号）
この命令は、平成一二年十月一日から施行する。

附則（平成一二年九月八日総理府令第一〇五号）
この命令は、公布の日から施行する。ただし、その他有価証券の時価評価を行わない長期信用銀行、長期信用銀行及びその子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第五条において読み替えられた長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）又は銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。）については、なお従前の例による。

附則（平成一二年九月二九日総理府令第一一四号）
この命令は、公布の日から施行する。

1 この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、平成一二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新規則別紙様式第一号の第一の6、別紙様式第三号の第一の3及び別紙様式第八号の第一の5については、その他有価証券の時価評価を行

う長期信用銀行、長期信用銀行及びその子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第五条において読み替えられた長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。）（以下「長期信用銀行等」という。）に係る書類について適用し、当該長期信用銀行等以外の長期信用銀行等に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）抄
この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成一二年法律第八十八号）の施行の日（平成一二年一月六日）から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。
この命令による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、平成一二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）抄
この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成一二年法律第八十八号）の施行の日（平成一二年一月六日）から施行する。

附則（平成一二年一月一七日総理府令第一三七号）抄
この命令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成一二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成一二年十一月三十日）から施行する。

附則（平成一二年一月一七日総理府令第一三九号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成一二年十二月一日）から施行する。

附則（平成一三年三月二六日内閣府令第一八号）
この命令は、書面の交付等に関する情報通信技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成一三年四月一日）から施行する。

附則（平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号）抄
（施行期日）
1 この命令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一三年四月一日）から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年三月二九日内閣府令第二八号）
この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日内閣府令第三四号）
この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、平成十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、平成十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3 その他有価証券の時価評価を行わない長期信用銀行、長期信用銀行及びその子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第五条において読み替えられた長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等という。以下「長期信用銀行等」という。）又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の規定する子会社等という。以下「長期信用銀行持株会社等」という。）については、新規則別紙様式第一号の15、別紙様式第三号の二の第1の3及び別紙様式第九号の第1の8中「その他有価証券の時価差損」欄には記載を要しない。

4 その他有価証券の時価評価を行わない長期信用銀行については、新規則別紙様式第二号の第1の14及び別紙様式第二号の二の第1の15中「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」を「有価証券の時価と帳簿価額の差額の45%」と読み替えるものとする。

5 その他有価証券の時価評価を行わない長期信用銀行等又は長期信用銀行持株会社等については、新規則別紙様式第三号の二の第1の3及び別紙様式第九号の第1の8中「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」を「有価証券の時価と帳簿価額の差額の45%」と読み替えるものとする。

附則（平成一三年九月二五日内閣府令第七六号）抄
（施行期日）
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日、以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第七条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一三年九月二八日内閣府令第八〇号）
この府令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一三年一〇月五日内閣府令第八六号）
この府令は、公布の日から施行する。
1 この府令による改正後の銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、平成十三年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。
2 新規則別紙様式第一号の第2、別紙様式第一号の二の第2においては、自己株式を、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載することができる。

附則（平成一三年一二月七日内閣府令第九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に定める日（平成十三年十二月九日）から施行する。

第三条 この府令の施行の際現に改正法による改正前の長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第五条において読み替えられた長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法（以下この条において「銀行法」という。）第十七条の二第二項の規定の認可を受けて特定取引勘定を設けている長期信用銀行は、この府令の施行の際に第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十六条第一項第五号の二に掲げる場合に該当するものとして銀行法第五十三条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この府令の施行の際現に新規則第十二条の四の三第一項に掲げる要件の全てに該当する長期信用銀行については、同項の規定は、この府令の施行の日から起算して六月間は、適用しない。
附則（平成一四年一月二三日内閣府令第一号）
この府令は、平成十四年二月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）抄
（施行期日）
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。
（商法等の一部を改正する法律に関する経過措置）
第二条 商法等の一部を改正する法律（以下この条において「商法等改正法」という。）附則第三条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされた種類の株式は、商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この条において「旧商法」という。）第二百四十二条第一項ただし書の規定又は同条第二項の定款の定めにより当該株式につき株主が議決権を有するものとされる場合を除き、商法等改正法による改正後の商法第二百一十一条第二項第四項に規定する種類の株式とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

2 商法等改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、この府令（第七号）第二号、第十三条及び第四十一条を除く。以下この条において同じ。）による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。
3 商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一四年四月一九日内閣府令第三七号）
（施行期日）
1 この府令は、公布の日から施行する。
2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十三年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一四年八月三〇日内閣府令第五七号）抄
この府令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条中銀行法施行規則第三十五条第一項第五号の二の改正規定、第三条中長期信用銀行法施行規則第二十六条第一項第五号の二の改正規定、第四条中信用金庫法施行規則第四号第二号の二の改正規定、同令第十四条第一項第六号及び第八号の改正規定並びに同令第二十条の二第一項第五号の二（三）の改正規定並びに第五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十六条第一項第二十三号ハ及び同項第二十四号の改正規定並びに同項に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
附則（平成一四年一〇月一五日内閣府令第六四号）
（施行期日）
1 この府令は、公布の日から施行する。
2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十四年四月一日以降に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一四年一二月六日内閣府令第七七号）
この府令は、平成十五年一月六日から施行する。
附則（平成一四年一二月二七日内閣府令第九一〇号）
この府令は、平成十五年一月一日から施行する。
附則（平成一五年三月二八日内閣府令第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

（長期信用銀行等の公告すべき連結貸借対照表等に関する経過措置）
第四条 第九条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第五号ト及び第二十五条の八の二第一項第四号ホの規定は、この府令の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、適用しない。
附則（平成一五年三月二八日内閣府令第二〇号）
この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日内閣府令第二〇号）
この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一四日内閣府令第四六号）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二、第十八条の三及び第二十五条の八の二に規定する説明書類の記載事項は、平成十四年四月一日以後に開始する営業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。
- 3 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十四年四月一日（別紙様式第一号、第一号の二、第三号及び第八号において）は、平成十五年四月一日。以下この項において同じ。）以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、平成十四年四月一日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一五年四月二二日内閣府令第四八号）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則における別紙様式は、平成十四年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一五年九月二四日内閣府令第八二号）抄

- 第一条 この府令は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年九月二十五日）から施行する。

附則（平成一五年一〇月三日内閣府令第九〇号）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則における別紙様式は、平成十五年四月一日以降に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）抄

- この府令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附則（平成一六年三月三一日内閣府令第二九号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

- 附則（平成一六年四月二二日内閣府令第四一〇号）
- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十五年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一六年四月三〇日内閣府令第四七号）

- この府令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一六年六月三〇日内閣府令第六〇号）
- この府令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年七月二六日内閣府令第六八号）抄

- 第一条 この府令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。
- 附則（平成一六年九月三〇日内閣府令第八〇号）
- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則における別紙様式は、平成十六年四月一日以降に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一二月二六日内閣府令第九二号）

- この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。
- 附則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇八号）抄
- 第一条 この命令は、平成十六年十二月三十日から施行する。
- 附則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇九号）抄
- 1 この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一七年二月二八日内閣府令第一三〇号）

- この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附則（平成一七年三月二五日内閣府令第三号）

- この府令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附則（平成一七年四月一三日内閣府令第五五号）
- （施行期日）
- 第一条 この府令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- （経過措置）
- 第二条 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第四条第一号の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号。次項において「旧創造法」という。）第四条第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。
- 第三条 この内閣府令の施行の日の前日において現に旧創造法第十四条の二に規定する指定支援機関による旧創造法第十四条の四に規定する直接金融支援業務に係る支援を受けて株式会社又は社債を発行した会社については、この府令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第十一条の二第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

附則（平成一七年四月二五日内閣府令第六〇号）

- この府令は、平成十七年五月一日から施行する。
- 附則（平成一七年六月二六日内閣府令第七五号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。
- 附則（平成一七年七月八日内閣府令第八四号）抄
- 1 この府令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。
- 附則（平成一七年九月三〇日内閣府令第九七号）
- この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月八日内閣府令第八四号）抄

- （施行期日）
- 第一条 この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。
- 附則（平成一七年七月八日内閣府令第八四号）抄
- 1 この府令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。
- 附則（平成一七年九月三〇日内閣府令第九七号）
- この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日内閣府令第九七号）

- （施行期日）
- 第一条 この府令は、保険業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
- 附則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一及び二略
- 三 第三条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号の改正規定、第十九条の三第一項第三号の改正規定、第十九条の五の改正規定、第三十四条の二十六第一項第四号の改正規定、第三十四条の二十七の二の改正規定、第四十条中長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第五号の改正規定、第十八条の三第一項第三号の改正規定、第十八条の五の改正規定、第三号の八の二第一項第四号の改正規定、第二十五条の八の四の改正規定、第五十条中信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号の改正規定、第三百三十三条第三号の改正規定、第三百三十五条の改正規定、第十條中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第五号の改正規定、第七十條第三号の改正規定並びに第七十二條の改正規定、平成十九年三月三十一日
- （長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第三条 銀行法等の一部を改正する法律第二条の規定により改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する改正後の銀行法第二十一条に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十九年三月三十一日に終了する営業年度に係るものについては、第四条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第三号ハ

附則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄

- （施行期日）
- 第一条 この府令は、保険業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
- 附則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一及び二略
- 三 第三条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号の改正規定、第十九条の三第一項第三号の改正規定、第十九条の五の改正規定、第三十四条の二十六第一項第四号の改正規定、第三十四条の二十七の二の改正規定、第四十条中長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第五号の改正規定、第十八条の三第一項第三号の改正規定、第十八条の五の改正規定、第三号の八の二第一項第四号の改正規定、第二十五条の八の四の改正規定、第五十条中信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号の改正規定、第三百三十三条第三号の改正規定、第三百三十五条の改正規定、第十條中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第五号の改正規定、第七十條第三号の改正規定並びに第七十二條の改正規定、平成十九年三月三十一日
- （長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第三条 銀行法等の一部を改正する法律第二条の規定により改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する改正後の銀行法第二十一条に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十九年三月三十一日に終了する営業年度に係るものについては、第四条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第三号ハ

- （長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第三条 銀行法等の一部を改正する法律第二条の規定により改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する改正後の銀行法第二十一条に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十九年三月三十一日に終了する営業年度に係るものについては、第四条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第三号ハ

附則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄

- （施行期日）
- 第一条 この府令は、保険業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
- 附則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一及び二略
- 三 第三条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号の改正規定、第十九条の三第一項第三号の改正規定、第十九条の五の改正規定、第三十四条の二十六第一項第四号の改正規定、第三十四条の二十七の二の改正規定、第四十条中長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第五号の改正規定、第十八条の三第一項第三号の改正規定、第十八条の五の改正規定、第三号の八の二第一項第四号の改正規定、第二十五条の八の四の改正規定、第五十条中信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号の改正規定、第三百三十三条第三号の改正規定、第三百三十五条の改正規定、第十條中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第五号の改正規定、第七十條第三号の改正規定並びに第七十二條の改正規定、平成十九年三月三十一日
- （長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第三条 銀行法等の一部を改正する法律第二条の規定により改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する改正後の銀行法第二十一条に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十九年三月三十一日に終了する営業年度に係るものについては、第四条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第三号ハ

中「中間営業年度」とあるのは「中間営業年度」と読み替えるものとする。

2 第四条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類については適用し、平成十八年四月一日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成十八年四月一七日内閣府令第四二〇号）

1 この府令は、公布の日から施行する。
2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類については適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成十八年四月一八日内閣府令第四三〇号）

1 この府令は、公布の日から施行する。
2 この府令による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類については適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成十八年四月二八日内閣府令第六〇号）抄

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。
（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（第四項において「新長期信用銀行法施行規則」という。）の規定に基づき提出する申請書に添付すべき書類のうち、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2 整備法第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた持分の消却に相当する株式の消却及び整備法第八十三条の規定によりなお従前の例によることとされた株式の消却については、第三条の規定による改正前の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「旧長期信用銀行法施行規則」という。）の定めるところによる。

3 会社計算規則附則第五条の規定の適用については、同条第二号ロ中「旧商法第二百八十八条（旧有限会社法第四十六条第一項において準用

する場合を含む。）」とあるのは、「会社法整備法第九十五条の規定による改正前の長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第七十条において準用する会社法整備法第二百四十四条の規定による改正前の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十八条第一項」とする。

4 新長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る整備法第九十五条の規定による改正後の長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）以下この条において「新長期信用銀行法」という。）第七十条において準用する新銀行法第二十条第一項の規定により作成すべき貸借対照表等（新長期信用銀行法第二十条において準用する新銀行法第二十条第一項において準用する貸借対照表等）をいう。次項において同じ。）は、旧長期信用銀行法施行規則別紙様式第二号第二及び第三（特定取引勘定設置銀行にあっては、旧長期信用銀行法施行規則別紙様式第二号の二第二及び第三）により、新長期信用銀行法第二十条において準用する新銀行法第二十条第二項の規定により作成すべき連結貸借対照表等（新長期信用銀行法第二十条において準用する新銀行法第二十条第二項において準用する連結貸借対照表等）をいう。次項において同じ。）は、旧長期信用銀行法施行規則別紙様式第三号の二第二及び第二の三により作成することができる。

6 第四項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第二十条第五項の規定により公告すべき貸借対照表等の要旨は、旧長期信用銀行法施行規則別紙様式第四号の三（特定取引勘定設置銀行にあっては、旧長期信用銀行法施行規則別紙様式第四号の四）により、連結貸借対照表等の要旨は、旧長期信用銀行法施行規則別紙様式第五号の二とすることができる。

7 第四項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る新長期信用銀行法第二十七条において準用する新銀行法第五十二条の第二十八第一項の規定により作成すべき連結貸借対照表等（新長期信用銀行法第十

七条において準用する新銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する連結貸借対照表等をいう。次項において同じ。）は、旧長期信用銀行法施行規則別紙様式第九号第二の二及び第二の三により作成することができる。

8 第四項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の二十八第四項の規定により公告すべき連結貸借対照表等の要旨は、旧長期信用銀行法施行規則別紙様式第十号の二とすることができる。

附則（平成十八年一〇月二二日内閣府令第八四号）

1 この府令は、公布の日から施行する。
2 この府令第一条による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式、第三条による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式、第四条による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第五条による改正後の金融先物取引法施行規則別紙様式、第六条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式及び第七条による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成十八年一二月二七日内閣府令第八九号）

この府令は、公布の日から施行する。
附則（平成一九年三月二三日内閣府令第二一〇号）

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年四月一七日内閣府令第三八〇号）抄

1 この府令は、公布の日から施行する。
附則（平成一九年八月八日内閣府令第六〇号）抄

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 長期信用銀行（改正法第十四条の規定による改正後の長期信用銀行法（昭和二十七年法

律第八十七号。以下「新長期信用銀行法」という。）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）が施行日以後に顧客との間で外貨預金等（第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下「新長期信用銀行法施行規則」という。）第二十六条の二の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等をいう。以下この条において同じ。）に係る特定預金等契約（新長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下この条から附則第十一条まで及び附則第十四条において同じ。）の締結をしようとする場合における新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合（当該顧客から契約締結前交付書面（新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の十五第三号二（一）に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第十四条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り）とする。

2 施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約が成立した場合における新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約が成立した場合（当該顧客から契約締結時交付書面（新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十六第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第十四条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り）とする。

3 前二項の場合において、長期信用銀行は、施行日から起算して三月以内に当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨預金等書面（新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面をいう。附則第十三条において同じ。）を交付しなければならない。

第十条 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者（新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に顧客（当該長期信用銀行との間で施行日前に特定預金等契約

に相当する契約を締結した者又は当該長期信用銀行代理業者による代理若しくは媒介により施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者(に限る。)を相手方とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をしようとする場合における新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、特定預金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第十一条 新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定預金等契約に相当する契約は、同号の特定預金等契約とみなす。

第十二条 新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第十三条 長期信用銀行は、施行日前においても、新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号又は第二十六條の二の二十七第一項第一号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該長期信用銀行は、新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号又は第二十六條の二の二十七第一項第一号の規定の例により当該顧客に対して外貨預金等書面を交付したものとみなす。

2 新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第三項又は第二十六條の二の二十七第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第三項又は第二十六條の二の二十七第一項第一号及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

第十四条 長期信用銀行は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新長期信用銀行法

第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第二号の規定を適用する。

2 長期信用銀行は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新長期信用銀行法第三十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十七第一項第二号の規定を適用する。

3 新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第二号及び第四項又は第二十六條の二の二十七第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十七第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

附則 (平成一九年九月二七日内閣府令 第七四号) 抄
第一条 この府令は、平成一九年十月一日から施行する。

附則 (平成一九年二月七日内閣府令 第七九号) 抄
第一条 この府令は、平成一九年十月一日から施行する。

附則 (平成一九年二月二二日内閣府令 第八九号)
この府令は、平成一九年十二月二十二日から施行する。

附則 (平成二〇年三月二八日内閣府令 第一号)
この府令は、平成二十年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年七月四日内閣府令 第四三号) 抄
この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二〇年九月二四日内閣府令 第五六号)
この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年一〇月二九日内閣府令 第六七号)
この府令は、電子記録債権法の施行の日から施行する。

附則 (平成二〇年一月二三日内閣府令 第一号) 抄
この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

附則 (平成二二年四月二三日内閣府令 第二四号) 抄
この命令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年四月二〇日内閣府令 第二七号) 抄
この命令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年七月八日内閣府令 四一号) 抄
この命令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年七月八日内閣府令 四一号) 抄
この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。

する説明書類の記載事項のうち新規則第十八条の三第四号に掲げる事項及び銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第二十五条の八の二第一項第五号に掲げる事項については、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附則 (平成二二年六月二二日内閣府令 第三四号)
この命令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成二二年七月八日内閣府令 四一号) 抄
この命令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成二二年七月八日内閣府令 四一号) 抄
この命令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成二二年七月八日内閣府令 四一号) 抄
この命令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成二二年七月八日内閣府令 四一号) 抄
この命令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成二二年七月八日内閣府令 四一号) 抄
この命令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

この命令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

条の第二項に規定する事項、銀行法第二十一
条第二項に規定する中間事業年度に係る説明書
類の記載事項のうち新規規則第十八条の三に規定
する事項及び銀行法第五十二条の二十九第一項
前段に規定する中間事業年度に係る説明書類の
記載事項のうち新規規則第二十五条の八の第二
項に規定する事項については、平成二十一年四
月一日以後に開始した中間事業年度（銀行法第
十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。
以下この条において同じ。）に係るものについ
て適用し、同日前に開始した中間事業年度に係
るものについては、なお従前の例による。

附則（平成二十一年九月九日内閣府令
第六二号）

1 この府令は、公布の日から施行する。
（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過
措置）

2 この府令の施行の際現に対象事業者（金融商
品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対
象事業者をいう。）となつてゐる者についての
第一条の規定による改正後の金融商品取引業等
に関する内閣府令第八十二条第十四号、第二条
の規定による改正後の投資信託及び投資法人に
関する法律施行規則第二百三十二条第九号、第
四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十
四条の十一の二十七第一項第十七号、第五条の
規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第
二十六条の二の二十五第一項第十七号、第六条
の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百
七十条の二十五第一項第十七号、第七条の規定
による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に
関する法律施行規則第三十一条の二十二第一項
第六号、第八条の規定による改正後の協同組合
による金融事業に関する法律施行規則第百十
条の二十五第一項第十七号、第九号の規定によ
る改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三
の二十三第一項第十一号及び第二百三十四條の
二十四第一項第十二号、第十条の規定による改正
後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行
う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制
等に関する内閣府令第十三条第九号、第十一
条の規定による改正後の特定目的信託の受益証券
の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関
する内閣府令第十三条第九号並びに第三十条の
規定による改正後の信託業法施行規則第三十
条の二十三第一項第十号の規定の適用について

は、この府令の施行の日から起算して一年を経
過する日までの間は、なお従前の例によること
ができる。

3 この府令の施行前にした行為及び前項の規定
によりなお従前の例によることとされる場合に
おけるこの府令の施行後にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年九月二四日内閣府
令第六三号）

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の
施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施
行する。

附則（平成二十一年二月二四日内閣府
令第七六号）

この府令は、保険法の施行の日（平成二十
二年四月一日）から施行する。

附則（平成二十一年二月二八日内閣府
令第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を
改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。
以下「改正法」という。）の施行の日（平成二
十二年四月一日）から施行する。ただし、次の
各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から
施行する。
一 及び二 略

三 第十号中金融商品取引業等に関する内閣府
令第七号第一号、第八号第五号、第四十四号
第二号、第四十五号第五号及び第八十号第一
項第一号の改正規定、同令第八十二条に一号
を加える改正規定、同令第一百五号の次に一
号を加える改正規定、同令第十六号の改正
規定、同条の次に二条を加える改正規定、同
令第十七号第一項の改正規定（「第三十八
条第六号」を「第三十八号第七号」に改める
部分並びに同項第八号及び第九号に係る部分
に限る。）、同令第十九号第一項第五号及び
第六号並びに第二百三十三号第一項第十八号
の改正規定、同令第二百三十四号第一号に次
のように加える改正規定、同令第二百三十七
号、第二百三十一号第一項並びに第二百七十五
号第一項第六号及び第七号の改正規定、同令別
紙様式第一号及び別紙様式第九号の改正規
定、同令別紙様式第十二号の改正規定（同様
式1（9）①の注意事項1及び⑥の注意事項
3に係る部分を除く。）並びに同令別紙様式

第十六号の改正規定（同様式8（1）の注意
事項1及び8（5）の注意事項2に係る部分
を除く。）、第十二号の規定、第十三号中無
業法施行規則第三号第一項の改正規定及び同
令第二章第十四条の三の次に一条を加える
改正規定、第十四号中銀行法施行規則第十三
条の三第一項第四号及び第十三条の七の改正
規定、同条の次に一条を加える改正規定、同
令第十四条の十一の二十五第一項第一号の改
正規定（及び第十七号を「第十七号及
び第十八号」に改める部分に限る。）、同令第
十四条の十一の二十七第一項の改正規定、同
令第十四条の十一の三十の改正規定（同条第
二号に係る部分を除く。）、同令第十四条の十
一の三十の次に二とし、同令第十四条の十
一の二十九の次に一条を加える改正規定、同
令第十九号の二第一項第四号に次のように加
える改正規定、同令第三十四号の二の十七第
三号二（1）及び第三十四号の二の二十五第
一項の改正規定、同令第三十四号の二の三十
の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、
同条を同令第三十四号の二の三十の二と
し、同令第三十四号の二の二十九の次に一
号を加える改正規定、同令第三十四号の四十
九、第三十四号の五十三の二第三号二（1）、
第三十四号の五十三の十第二号及び第三十四
号の五十三の十二第一項の改正規定、同令第
三十四号の五十三の十七の改正規定（同条第
二号に係る部分を除く。）並びに同条を同令
第三十四号の五十三の十七の二とし、同令第
三十四号の五十三の十六の次に一条を加える
改正規定、第十五号中長期信用銀行法施行規
則第十二条第一項第四号及び第十二条の五の
改正規定、同条の次に一条を加える改正規
定、同令第十八号の二第一項第四号に次のよ
うに加える改正規定、同令第二十五号の二十
八、第二十六号の二の二十三第一項第一号及
び第二十六号の二の二十五第一項の改正規
定、同令第二十六号の二の二十八の改正規
定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同
条を同令第二十六号の二の二十八の二とし、同
令第二十六号の二の二十七の次に一条を加
える改正規定、第十六号中信用金庫法施行規
則第二百二条第一項第四号及び第二百三十三
号の改正規定、同条の次に一条を加える改正
規定、同令第三十二号第一項第四号に次のよ
うに加える改正規定、同令第二百五十五号の改正規

定、第七十号の二十三第一項第一号の改正
規定（「第七十号の二第二号」を「第七十
号の二の十二第二号」に改める部分を除
く。）、同令第七十号の二十五第一項の改正
規定、同令第七十号の二十八の改正規定
（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同
条を同令第七十号の二十八の二とし、同令第
七十七号の二十七の次に一条を加える改正規
定、第十七号中金融機関の信託業務の兼営等
に関する法律施行規則第十一号の次に一
号を加える改正規定、同令第十五号第七項に
号を加える改正規定、同令第三十一号の二十
二第一項第六号の改正規定、同令第三十一号
の二十三の改正規定（同条第二号に係る部分
を除く。）及び同条を同令第三十一号の二十五
とし、同令第三十一号の二十二の次に二条を
加える改正規定、第十八号の規定（貸金業法
施行規則第二十八号第一項の改正規定、同令
第三十号の十六の次に十四号を加える改正規
定及び同令第三十二号第一項の改正規定を除
く。）、第十九号中中小企業等協同組合法によ
る信用協同組合及び信用協同組合連合会的事
業に関する内閣府令第二条の三を加える改正
規定、同令第二条の二の次に一条を加える改
正規定、第二十条中保険業法施行規則目次の
改正規定（「第五十五号」を「第五十五号の
二」に改める部分に限る。）、同令第五十二
号の二十三第一項に一号を加える改正規
定、同条の次に二条を加える改正規定、同令
第五十二号の十三の二十四の改正規定（同
令第二号に係る部分を除く。）、同令第二編第
三章中第五十五号の次に一条を加える改正規
定、同令第五十九号の二第一項第四号に次
のように加える改正規定、同令第八十五号第
五項第三号、第六十六号第四項第三号及び第
百九十二号第四項第三号の改正規定、同令第
二百一十一号の三第九号の次に一号を加える改
正規定、同令第二百一十一号の三十七第一
項第四号に次のように加える改正規定、同令第
二百一十一号の五十五第四項第三号の改正規
定、同令第二百十九号第一項に一号を加える改
正規定、同令第二百三十四号の二十四第一
項の改正規定、同令第二百三十四号の二十六
の次に一条を加える改正規定並びに同令第二
百三十四号の二十七第一項の改正規定（同令第
三十三号に係る部分を除く。）、第二十一号中
信託業法施行規則第十三条第一項に一号を加
える改

正規定、同令第二十九條の次に一条を加える改正規定、同令第三十條の二十三第一項の改正規定、同令第三十條の二十四の改正規定（同令第二号に係る部分を除く）、同令第三十條の二十六とし、同令第三十條の二十三の次に二條を加える改正規定、同令第三十三條第七項の改正規定、同令第四十三條第三項に一号を加える改正規定、同令第二項に一号を加える改正規定、同令第三項に一号を加える改正規定、同令第四項に一号を加える改正規定、同令第五十一條の四に一号を加える改正規定及び同令第五十二條中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二條第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五條の二の次に一条を加える改正規定、第二十五條中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一條第一項第四号及び第五十條の改正規定、同令第六十九條第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第九十五條、第二百十條の二十三第一項第一号及び第九十條の二十五第一項の改正規定、同令第九十條の二十八の改正規定（同令第一号に係る部分を除く）、同令を同令第九十條の二十八の二とし、同令第九十條の二十七の次に一条を加える改正規定並びに同令第九十一條の改正規定、第二十六條中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四條の次に二條を加える改正規定及び同令第二百三十五條の改正規定並びに第二十七條、第二十八條及び附則第六條の規定、改正法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）

（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

第六條 第十條の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十一條第十五号、第十四條の規定による改正後の銀行法施行規則第十四條の十一の二十七第一項第十八号及び第三十四條の五十三の十二第一項第十八号、第十五條の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六條の二の二十五第一項第十八号、第十六條の規定による改正後の信用金庫法施行

規則第七十條の二十五第一項第十八号、第七十條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十五條第七項第七号及び第三十一條の二十一第一項第二号、第十八條の規定による改正後の貸金業法施行規則第十二條の二第一項第一号又、第二号イ、第三号イ及び第四号、第二項第一号又、第二号イ、第三号イ及び第四号、第五項第十四号並びに第六項第二号、第十三條第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第三項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号並びに第十号イ並びに第十九條第五項第二号、第三号及び第五号、第二十條の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二條の十三の二十三第一項第十二号及び第二十三號の二十四第一項第十三号、第二十一條の規定による改正後の信託業法施行規則第三十條の二十三第一項第十一号及び第三十三號第七項、第二十二條の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二條第三項第九号並びに第二十五條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第九十條の二十五第一項第十八号の規定の適用については、改正法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとができる。

2 第十條の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第七十四條第六号、第一号ホ、紙様式第十二号及び別紙様式第十六号、第十二條の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式一、第十四條の規定による改正後の銀行法施行規則第十九條の二第二項第四号ハ、第十五條の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八條の二第二項第四号ハ、第十六條の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三十二條第一項第四号ハ、第十八條の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、第二十條の規定による改正後の保険業法施行規則第五十九條の二第二項第四号ニ及びホ、第四百三十三條の二第一項第四号並びに第二百一十一條の三十七第一項第四号、第二十一條の規定による改正後の信託業法施行規則第四十

三條第一項第六号、第二項第六号、第三項第七号及び第四項第五号並びに第二十五條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第四号ハの規定は、改正法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

（禁止行為に関する経過措置）

第九條 平成二十二年十二月三十一日までの間に第九條第十條の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第十六條の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができる。

一 新金融商品取引法第六十六條の二十七の登録の意義

二 信用格付（新金融商品取引法第三十條第四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二條第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（第十條の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五條第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法

四 信用格付の前提、意義及び限界

5 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十五條の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六條の二の二十八第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一條 この府令（附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月一日内閣府令第七号）

この府令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附則（平成二十二年九月二日内閣府令第四二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年一月一九日内閣府令第四九号）抄

（施行期日）

1 この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月二八日内閣府令第五七号）抄

この府令は、平成二十三年一月四日から施行する。

附則（平成二十三年三月二五日内閣府令第五号）抄

（施行期日）

第一條 この府令は、公布の日から施行する。（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第二條の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規規則」という。）第十八條の三及び第二十五條の八の二に規定する説明書類（中間事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新規規則第十八條の三及び第二十五條の八の二に規定する説明書類（事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年六月二九日内閣府令第二八号）

この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附則（平成二十三年一月一六日内閣府令第六一号）抄

（施行期日）

第一條 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十四年二月一五日内閣府令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十四年二月二二日内閣府令第五号)

この府令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日(平成二十四年二月二十三日)から施行する。

附則 (平成二十四年三月二九日内閣府令第四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年六月一日内閣府令第三八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年七月六日内閣府令第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の三十四、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十五条の十四、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第四十条、第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行

規則第八十条、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則第五条第二項、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項及び第三十条の十三第一項、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一号及び第十六号、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六号、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九号第一項、第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八号第二項及び第二百二十五条並びに第十六条の規定による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令第十五号第一項の規定(以下この項において「外国人登録証明書関係の改正規定」と総称する。)の適用については、中長期在留者(入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百九十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。)が所持する外国人登録証明書又は特別永住者(入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者をいう。)が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ外国人登録証明書関係の改正規定に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

附則 (平成二十四年九月二八日内閣府令第六五号)

この府令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附則 (平成二十五年三月一五日内閣府令第七号)

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年三月十八日)から施行する。

附則 (平成二十五年三月二七日内閣府令第九号)

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二十五年三月二九日内閣府令第一三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則(以下この条において「新規規則」という。)第十八条の二に規定する説明書類(中間事業年度に係るものに限る。)の記載事項は、平成二十五年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新規規則第十八条の二に規定する説明書類(事業年度に係るものに限る。)の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附則 (平成二十五年二月一日内閣府令第七三三号)

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十二月二十日)から施行する。

附則 (平成二十六年一月二七日内閣府令第五号)

(施行期日)
第一条 この府令は、産業競争力強化法の施行の日(平成二十六年一月二十日)から施行する。

(経過措置)
第二条 この府令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。)第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第二項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十号第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この府令の施行後に産業競争力強化法附則第八号第一項、第六号第一項若しくは第七号第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第二項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十号第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この府令の施行後に産業競争力強化法附則第八号第一項、第六号第一項若しくは第七号第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第二項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十号第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十六年三月五日内閣府令第一五号)

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年三月六日)から施行する。

附則 (平成二十六年三月三十一日内閣府令第三一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

(銀行法施行規則等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正後銀行法施行規則第十九条の二及び第三十四条の二六、第三条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二及び第二十五条の八の二、第四条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三十二条並びに第十号の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条に規定する説明書類は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附則 (平成二十六年七月四日内閣府令五〇号)

この府令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

附則 (平成二十六年一〇月一日内閣府令第六四号) 抄

この府令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この府令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十月一日)から施行する。
 (長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による改正前の長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハに掲げる金額は、第一条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。
附則 (平成二十六年一〇月一四日内閣府令第六七号)
 この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十月十四日)から施行する。

附則 (平成二十六年一〇月二二日内閣府令第六九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。
 (長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十三条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。
附則 (平成二十七年三月三〇日内閣府令第二一号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。
 (長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十八条の三第二号ロ(3)及び第二十五号の八の二第一項第三号ロ(3)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。
附則 (平成二十七年四月二八日内閣府令第三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。
附則 (平成二十七年五月一五日内閣府令第三八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。
 (罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成二十七年九月四日内閣府令第五二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二十八年三月一〇日内閣府令第九号)
 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年三月一〇日内閣府令第九号)
 この府令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二十八年三月一〇日内閣府令第九号)
 この府令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二十八年三月一〇日内閣府令第九号)
 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年三月二二日内閣府令第三号)
 この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハの改正規定(一)に係る「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。第二条中長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハの改正規定(二)に係る「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。第四条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号の改正規定(一)に係る「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。第五条の規定及び第六條中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハの改正規定(一)に係る「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。は、平成二十八年四月一日から施行する。
附則 (平成二十八年三月二九日内閣府令第一七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
附則 (平成二十八年六月三〇日内閣府令第四六号)
 この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年七月一日)から施行する。
附則 (平成二十八年九月一五日内閣府令第五九号)
 この府令は、平成二十八年九月二十三日から施行する。
附則 (平成二十九年三月二四日内閣府令第八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。
第四条 改正法附則第五条の規定による届出をしようとする長期信用銀行は、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
 一 理由書
 二 当該長期信用銀行と所属外国銀行(改正法第六条の規定による改正後の長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下この条において同じ。)及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループ(同法第六条

の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。)との間の資本関係を記載した書面
 三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書類を含む)その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
 五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面
附則 (平成二十九年一月三〇日内閣府令第五一号)
 この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。
附則 (平成二十九年一月二七日内閣府令第五五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。
第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。
附則 (平成三〇年七月六日内閣府令第三五号)
 この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。
附則 (平成三一年三月二八日内閣府令第一〇号)
 この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第

の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。)との間の資本関係を記載した書面
 三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書類を含む)その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
 五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面
附則 (平成二十九年一月三〇日内閣府令第五一号)
 この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。
附則 (平成二十九年一月二七日内閣府令第五五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。
第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。
附則 (平成三〇年七月六日内閣府令第三五号)
 この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。
附則 (平成三一年三月二八日内閣府令第一〇号)
 この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第

の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。)との間の資本関係を記載した書面
 三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書類を含む)その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
 五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面
附則 (平成二十九年一月三〇日内閣府令第五一号)
 この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。
附則 (平成二十九年一月二七日内閣府令第五五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。
第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。
附則 (平成三〇年七月六日内閣府令第三五号)
 この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。
附則 (平成三一年三月二八日内閣府令第一〇号)
 この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第

の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。)との間の資本関係を記載した書面
 三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書類を含む)その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
 五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面
附則 (平成二十九年一月三〇日内閣府令第五一号)
 この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。
附則 (平成二十九年一月二七日内閣府令第五五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。
第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。
附則 (平成三〇年七月六日内閣府令第三五号)
 この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。
附則 (平成三一年三月二八日内閣府令第一〇号)
 この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第

の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。)との間の資本関係を記載した書面
 三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書類を含む)その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
 五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面
附則 (平成二十九年一月三〇日内閣府令第五一号)
 この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。
附則 (平成二十九年一月二七日内閣府令第五五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。
第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。
附則 (平成三〇年七月六日内閣府令第三五号)
 この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。
附則 (平成三一年三月二八日内閣府令第一〇号)
 この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第

一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二十四日内閣府令第一四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年七月二二日内閣府令第二〇号）

この府令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附則（令和元年一〇月一五日内閣府令第三四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年一〇月三〇日内閣府令第三八号）抄

第一条 この府令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和元年一二月二二日内閣府令第四一号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附則（令和二年一月二四日内閣府令第三号）抄

第一条 この府令は、令和四年三月三十一日から（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新長期信用銀行法施行規則」という。）第十八条の第二項第五号ロ及びハの規定は、施行日以後に終了する中間事業年度（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）又は事業年度に係る説明書類（同法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に

終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。
2 新長期信用銀行法施行規則第十八条の第三項第三号ロの規定は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類（長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十一条第二項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。
3 新長期信用銀行法施行規則第二十五条の八の第二項第四号ロの規定は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類（長期信用銀行法第五十二条の二十九第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度又は事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附則（令和二年四月三日内閣府令第三五号）抄

第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附則（令和二年六月一九日内閣府令第四七号）

この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。

附則（令和二年九月三〇日内閣府令第六五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月三〇日内閣府令第六六号）

この府令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年二月一五日内閣府令第六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月二二日内閣府令第三六号）

この府令は、公布の日から施行する。

この命令は、漁業法等の一部を改正する法律（改正法）（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附則（令和二年一二月二七日内閣府令第七一号）抄

この命令は、漁業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附則（令和二年一二月二二日内閣府令第七五号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年二月三日内閣府令第五号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月二二日内閣府令第三六号）

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年二月一五日内閣府令第六号）

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年十一月一日）から施行する。

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年十一月一日）から施行する。

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

四 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減

五 総資産経常利益率及び資本経常利益率

六 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率

七 債権の種類別（利付債券及び割引債）の債券の区分をいう。以下同じ。）の平均残高

八 債券の種類別の残存期間別の残高

九 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

一〇 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高

一一 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証券貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

一二 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高

一三 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額

一四 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高

一五 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

一六 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する貸出金（外国に所在する営業所の貸出金及び特別国際金融取引勘定に係る貸出金を除く。）残高及び貸出金の総額に占める割合

一七 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

一八 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

一九 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

二〇 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

二一 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

二二 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

二三 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

二四 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

二五 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

二六 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

二七 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残

<p>高の五パーセント以上を占める国別の残高</p> <p>八 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値</p> <p>有価証券一 商品有価証券の種類別（商品国債、券に関する商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）</p> <p>二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高</p> <p>三 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高</p> <p>四 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値</p> <p>信託業務一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。）</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高</p> <p>八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p>	<p>別表第二（第二十五条の十八関係）</p> <p>届出事項記載事項</p> <p>商号、名一 新商号等 称又は氏二 旧商号等 名（以下三 変更年月日 この表に おいて 「商号等」という。） の変更</p> <p>添付書類</p> <p>一 理由書 二 法人であるときは、変更後の定款（これに準ずるものを含む。）及び株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録（会社法第三百九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合には、当該場合に該当することを証する書面）</p> <p>役員（役一 変更があつた役員が法人である二 法人の登記事項であるときは、その職務項証明書（これには、そを行ふべき者を含む）の氏名又は名職務をむ）の氏名又は名 以下この表における同じ。） 三 就任する役員者を含む二 就任又は退任年月日 のの変更月日</p>	<p>十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高</p>	<p>イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面） ハ 旧氏及び名を併せて法第二十五条の十八の届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面</p> <p>二 第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることと誓約する書面</p> <p>理由書</p> <p>一 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面</p> <p>二 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属長期信用銀行がある場合には、その距離を記載したもの。）</p> <p>三 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む）</p> <p>四 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む）</p> <p>五 顧客情報管理の取扱い等を含む書面（顧客情報管理の取扱い等を含む）</p> <p>六 顧客情報管理の取扱い等を含む書面（顧客情報管理の取扱い等を含む）</p>	<p>営業所等一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日 四 営業時間及び休日</p> <p>営業所等一 変更前の名称及び理由書 二 変更後の名称 三 変更年月日</p> <p>営業所等一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日</p> <p>一 新たに所属長期信用銀行から委託を受けることとなつた場合 イ 当該所属長期信用銀行の商号 ロ 当該委託を受ける長期信用銀行代理業を営む営業所等の名称、所在地 ハ 当該営業所等が営む長期信用銀行代理業の内容 ニ 当該委託を受ける業務を開始する年月日 三 新たに長期信用銀行代理業再委託者から再委託を受けることとなつた場合 イ 所属長期信用銀行の商号 ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む）</p> <p>一 理由書 二 新たに所属長期信用銀行から委託を受けることとなつた場合には、当該委託契約書の写し 三 新たに長期信用銀行代理業再委託者から再委託を受けることとなつた場合には、当該再委託に係る委託契約書の写し 四 所属長期信用銀行から委託を受ける業務廃止した場合の業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む）</p>
--	---	--	--	---

<p>他に営む業務の種別の種類の変更に 開始又は廃止した年月日 業務を廃止した年月日</p>	<p>ロ 当該長期信用銀の取扱い等を含む代理業再委託者の商号、名称又は氏名五 ハ 当該再委託を受代理業再委託者から長期信用銀行からの再委託を受けて代理業を営む営業所等なくなった場合の名称、所在地 イ 業務廃止までの日程を記載した書面 ロ 当該長期信用銀行の取扱い等を含んだ業務を開始する口 業務廃止後の措置を記載した書面(顧客情報管理)から委託を受けなく取扱い等を含む)。 イ 当該所属長期信用銀行の商号 ロ 当該所属長期信用銀行のために長期信用銀行代理業の業務を行っていた営業所等の名称及び所在地 ハ 業務を廃止した年月日 四 長期信用銀行代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合 イ 所属長期信用銀行の商号 ロ 当該所属長期信用銀行のために長期信用銀行代理業の業務を行っていた営業所等の名称及び所在地 ハ 当該長期信用銀行代理業再委託者の商号等 二 業務を廃止した年月日</p>
<p>理由書 業務を開始する場合にあつては</p>	<p>長期信用一 新たに他の法人の業務に就くこととなった場合 銀行代理の業務に就くこととなった場合 業者であつた場合 個人又は イ 当該他の法人の長期信用商号又は名称 ロ 主たる営業所等 ハ 業務の種類 イ 業務の所在地 ハ 業務の種類 ある法人 ロ 長期信用銀行代理業者の役員が 常務に従業者が法人である 事務に従業者が法人である 事する他場合は、新たに常務の法人のに従事することとなった役員 の法人の 変更 二 他の法人等の常務に従事しないこととなった場合 イ 当該他の法人の商号又は名称 ロ 当該他の法人の主たる営業所等の所在地 ハ 長期信用銀行代理業者が法人である場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員 の氏名 三 現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に更があつた場合には、当該変更の内容は、当該変更の内容 四 変更年月日</p>
<p>長期信用一 当該法人等又は銀行代理当該法人等の子法人 業者であつた場合又は 個人が二 当該法人等又は総株主等当該法人等の子法人の議決権等の主たる営業所等の百分のの所在地 三 当該法人等又は五十を越三 当該法人等又は議決当該法人等の子法人</p>	<p>権を保有等の代表者の氏名又はする法人は名称 等又は当該法人等又は当該法人等の子法人の業務の内容 等の変更 五 変更年月日 長期信用一 当該子法人等又理由書 銀行代理は当該親法人等若し業者であつた場合又は当該親法人の子法人等(当該長期信用銀行代理業者等又は長期ある法人を除く。) 信用銀行の商号又は名称 代理業者二 当該子法人等又である法は当該親法人等若し人の親法は当該親法人等若し人等若し子法人等(当該長期親法は当該信用銀行代理業者で親法人等ある法人を除く。) の子法人の主たる営業所等の等(当該所在地 長期信用三 当該子法人等又銀行代理は当該親法人等若し業者であつた場合又は当該親法人の子法人等(当該長期除く。) 信用銀行代理業者である法人を除く。 の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。) の業務の内容 五 変更年月日</p>
<p>長期信用銀一 譲り渡しの譲渡商号又は書面をしたとき</p>	<p>別表第三(第二十五条の四十関係) 届出事項 記載事項添付書類 長期信用銀廃業年一 理由書 行代理業を月日 二 法人であるときは、長期信用銀行代理業を廃止することを決定した株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録 三 廃業までの日程を記載した書面(顧客情報管理の取扱い等を含む。) 四 廃業後の措置を記載した書面(顧客情報管理の取扱い等を含む。) 五 会社分割の手続を記載した書面 四 変更年月日 一 理由書 二 変更後の長期信用銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書面 三 長期信用銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表 四 変更年月日 一 理由書 二 変更後の長期信用銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書面 三 長期信用銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表 五 会社分割の手続を記載した書面 以下の表において同じ。 この議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 長期信用銀一 譲り渡しの譲渡商号又は書面をしたとき 譲り渡しの譲渡契約の内容を記載した書面</p>

3 役員及び取締役の構成

Table with columns: Position (代表取締役社長, 取締役会長, etc.), Name, Date of Birth, Gender, Nationality, Residence, Term of Office, and Term of Appointment. Includes rows for Representative Director, Director Chairman, Director, and Auditor.

- 1 取締役: 議決権を行使し、議決の可否を決定する。取締役を兼任する取締役を除く。
2 役員: 議決権を行使し、議決の可否を決定する。
3 役員: 議決権を行使し、議決の可否を決定する。
4 役員: 議決権を行使し、議決の可否を決定する。

4 株主の構成

Table with columns: Shareholder Name, Share Type, and Number of Shares.

特許権の承継に引当金を拠出すること。

5 貸倒引当金の状況

Table with columns: Start Date, End Date, Amount, and Remarks.

貸倒引当金の「取崩額」欄には、当期中の取崩額を計上することとし、前期中より取崩額に、増減に次により記載すること。

6 員外監査役の状況

Table with columns: Name, Position, and Term of Office.

Table with columns: Item, Amount, and Unit. Includes rows for Total Assets, Total Liabilities, Total Equity, etc.

Table with columns: Name, Position, and Term of Office.

Table with columns: Name, Position, and Term of Office.

- 1 特別株主: 議決権行使率1%以上を有する権利行使者。
2 特別株主: 議決権行使率1%以上を有する権利行使者。
3 「役員内監査役」とは、取締役の職務執行期間中の役員(議決権2号(9))に指定する役員に相当する。
4 「その他監査役」は、議決権行使率1%未満の権利行使者である。
5 「その他監査役」は、議決権行使率1%未満の権利行使者である。
6 「その他監査役」は、議決権行使率1%未満の権利行使者である。
7 特別株主は議決権行使率1%以上を有する権利行使者である。

3. 証券に基づき、又は長銀連済銀行のキャッシュ・フローの状況を明らかにするために必要となる場合は、この欄に記載の有価証券の取得を認め、その数量に応じて適切な処分をし、適切な報告に努めること。

Table with 2 columns: 種類 (Category) and 数量 (Quantity). Categories include 有価証券 (Securities), 貸付金 (Loans), 債権 (Claims), 株式 (Shares), and others.

Table with 2 columns: 種類 (Category) and 数量 (Quantity). Categories include 貸付金 (Loans), 債権 (Claims), 株式 (Shares), and others.

【記載上の注意】
1. 中間決算キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 証券に基づき、又は長銀連済銀行のキャッシュ・フローの状況を明らかにするために必要となる場合は、この欄に記載の有価証券の取得を認め、その数量に応じて適切な処分をし、適切な報告に努めること。

貸付金 額 (年 月 日から) 年 間 貸付金に關する
貸付金中の償還済に關する事項

Table with 5 columns: 種類 (Category), 貸付金 (Loans), 貸付金 (Loans), 貸付金 (Loans), 貸付金 (Loans). Categories include 貸付金 (Loans), 貸付金 (Loans), 貸付金 (Loans), 貸付金 (Loans), 貸付金 (Loans).

2. 現金及びそれに準ずるものに關する事項 (単位: 百万円)

Table with 2 columns: 種類 (Category) and 数量 (Quantity). Categories include 現金 (Cash), 現金 (Cash), 現金 (Cash), 現金 (Cash), 現金 (Cash).

【記載上の注意】
現金及びそれに準ずるものは、地方公共団体、自治体、公債、公債等の現金の合計額を記載すること。

別紙様式第1号の2 (第17条第1項関係)

別紙様式第1号の2 (第17条第1項関係) (日本企業個人4)

年 月 日から 年 月 日まで

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 宛

在 所

株式会社 銀行

代表取締役 氏 名 宛

年 月 日から 年 月 日までのお借入れの状況を次のとおり報告します。

目 次

- 第1. 中間決算概要
1. 事業の概要
2. 実業経営の概況
3. 会社組織及び関係の増減
4. 株主の状況
5. 貸付金等の状況
6. 自己資本比率の状況
第2. 中間決算詳細
第3. 中間決算摘要
第4. 中間決算等変動計算書
第5. 中間キャッシュ・フロー計算書
第6. 貸付金に關する貸付金等の償還に關する事項

【記載上の注意】
1. 役員総数及びそのうち、役員候補の「代表取締役」を「代表取締役」に含めて記

- 2 上記の役員候補者に係る選任は、本決議を決議する者の過半数を要すること。
- 3 上記の役員に就任する各候補者の職務は、その職務で指定された任期の満了時、当該取締役会に交付すること。
- 4 上記の候補者に係る選任の決議は、決議日その他の条件は、本議案第3項以下を以て小株主2名までを記載すること。
- 5 この議案は、第2 中間決算報告、第3 中間決算報告、第4 中間決算報告、第5 中間決算報告、第6 中間決算報告のいずれかの決議に基づき、第2 中間決算報告、第3 中間決算報告、第4 中間決算報告、第5 中間決算報告のいずれかに記載することができる。

第2 第 期 年 月 日

1 事業の概要
（記載上の目的）
主要職員の増減の事由、職務及びその他の重要な事項に関する記載事項を記載すること。

2 役員候補者の選任

氏名	選任理由	経歴	経歴	経歴	経歴	経歴
氏名						
氏名						

（記載上の目的）
長期役員候補者の選任に係る選任理由及びその他の重要な事項に関する記載事項を記載すること。

3 役員候補者の職務

氏名	選任理由	経歴	経歴	経歴	経歴	経歴
氏名						
氏名						

（記載上の目的）
長期役員候補者の選任に係る選任理由及びその他の重要な事項に関する記載事項を記載すること。

4 株主の状況

氏名	住所	取得株数	取得割合
株主			
株主			

（記載上の目的）
持株数が多い順に10名を記載すること。

5 役員候補者の選任

候補者名	選任理由	経歴	経歴	経歴	経歴
候補者名					
候補者名					

（記載上の目的）
長期役員候補者の選任に係る選任理由及びその他の重要な事項に関する記載事項を記載すること。

6 役員候補者の選任

候補者名	選任理由	経歴	経歴	経歴	経歴
候補者名					
候補者名					

7 役員候補者の選任

候補者名	選任理由	経歴	経歴	経歴	経歴
候補者名					
候補者名					

8 役員候補者の選任

候補者名	選任理由	経歴	経歴	経歴	経歴
候補者名					
候補者名					

- (13) 資本金が満額に達している場合には、当該投資の内資及び外資の各額が100億円に達するまで
- (14) 重要な投資事項に係る議決権の行使があるときは、その内資及び外資
- (15) 1株当たりの取得価額、議決権で定めるところとし、ただし、中間決算投資計算書を作成している場合は、議決権を行使しないものとする。
- (16) 出資計算期間が2条第3条第2号に定める最終の有価証券発行については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる場合、連結の有価証券発行の日とする。
- (17) 中間決算期間の末日後、当該中間決算期間が終了する事業年度（当該中間決算期間を含む。）の末日の時点で当該2号に定める影響を及ぼす事項が生じた場合はその日をもって
- (18) 中間決算投資年度の開始、終了及び作成に際しては当該開始年度の8及び終了年度の3に規定するソフトウェアプログラムに関する事項
- (19) 中間決算投資年度の開始、終了及び作成に際しては当該開始年度の8及び終了年度の3まで、第5条の14、第30条及び第32条の3に規定する当該投資に関する事項
- (20) 中間決算投資年度の開始、終了及び作成に際しては当該開始年度の8、第5条の8及び終了年度の3に規定する事項を指し示す事項
- (21) 以上20号が、特定の事項を指し示し得ることに必要と認められる場合は、その性質に応じて適切な名称を付し、適切に説明を記載することとする。
- ② 「その他の事項」及び「その他の事項」のうち、同一種類の事項が複数ある場合は、その種類ごとに30号の名称を付し、その名称に基づいて説明を付すこととする。

第3 第 期 中 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 中間決算投資書

(単位: 百万円)

前 期	当 期
資 本 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利等)	(× × ×)
投 資 収 益 等 収 益	× × ×

特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 取 引 収 益	× × ×
注 文 収 益	× × ×
資 金 運 用 費 用	× × ×
(うち貸借利息)	(× × ×)
投 資 収 入 等 費 用	× × ×
特 定 取 引 費 用	× × ×
そ の 他 取 引 費 用	× × ×
採 購 費 用	× × ×
そ の 他 採 購 費 用	× × ×
注 文 費 用	× × ×
特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
特 許 許 可 中 間 額 利 益	× × ×
(又は特許許 可 中 間 額 損 失)	× × ×
商 人 権 取 扱 費 用 等 収 益	× × ×
商 人 権 取 扱 費 用 等 費 用	× × ×
商 人 権 取 扱 費 用	× × ×
(又は商 人 権 取 扱 費 用)	× × ×

- 〔注: 百万円〕
1. 前掲の特種取引収益は特種取引(2)の範囲に属する事項を指すものとする。
 2. 本号の内容及びその取引及び取引関係の利益その他の内容に関する事項は適切に説明することとする。
 3. 本号に示すもの以外の取引及び取引関係の利益その他の事項が生じた場合は、その性質に応じて適切な名称を付し、適切に説明を記載することとする。
 4. 本号の内容及びその取引関係の利益又は取引関係の金額及び取引関係の期間等は1株当たり中間決算投資計算書に記載することとする。

第4 第 期 中 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 中間決算主要支等投資計算書

(単位: 百万円)

内 容	前 期		当 期		前 期	当 期	前 期	当 期
	金額	比率	金額	比率				
主要支等投資
主要支等投資
主要支等投資

注: 1. 前掲の主要支等投資は、主要支等投資の範囲に属する事項を指すものとする。 2. 前掲の主要支等投資は、主要支等投資の範囲に属する事項を指すものとする。 3. 前掲の主要支等投資は、主要支等投資の範囲に属する事項を指すものとする。 4. 前掲の主要支等投資は、主要支等投資の範囲に属する事項を指すものとする。 5. 前掲の主要支等投資は、主要支等投資の範囲に属する事項を指すものとする。

第1 期 納付 (年 月 日から) 期間キャッシュ・フロー計算書

注記(以下表すする事項) (単位: 百万円)

科 目	金 額	金 額
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収による収入		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収による収入		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収による収入		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収による収入		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		

(注記上の注記)
1. 中間キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

- 2. 現金及び現金同等物の増減については記載すること。
- 3. 注記に基づき、当社は長期債権取得のキャッシュ・フローの増減を明らかにするために必要と認めるときは、この欄に組み入科目以外の増減を記し、その増減に応じて増減を記載し、適切な増減に記載すること。

注記(以下表すする事項) (単位: 百万円)

科 目	金 額	金 額
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収による収入		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収による収入		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収による収入		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		

投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
現金取得による収入		
現金売却による収入		
債権の回収による収入		
受取利息		
受取配当金		
法人売却の収入		

- 1. 中間キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2. 現金及び現金同等物の増減については記載すること。
- 3. 注記に基づき、当社は長期債権取得のキャッシュ・フローの増減を明らかにするために必要と認めるときは、この欄に組み入科目以外の増減を記し、その増減に応じて増減を記載し、適切な増減に記載すること。

第1 期 納付 (年 月 日から) 期間貸付金に関する事項

貸付金等の増減に関する事項 (単位: 百万円)

種 別	期 初 貸 付 金	期 中 貸 付 金	期 中 受 取 金	期 中 貸 付 金	期 中 受 取 金	期 中 貸 付 金	期 中 受 取 金
貸付金							
貸付金受取							
貸付金の貸付							
貸 付							
貸 付							
貸 付							

第2 期 納付 (年 月 日から) 期間貸付金に関する事項

貸付金等の増減に関する事項 (単位: 百万円)

種 別	期 初 貸 付 金	期 中 貸 付 金	期 中 受 取 金	期 中 貸 付 金	期 中 受 取 金	期 中 貸 付 金	期 中 受 取 金
貸付金							
貸付金受取							
貸付金の貸付							
貸 付							
貸 付							
貸 付							

(注記上の注記)
貸付金には、地方債貸付、出貸、出戻金の貸付金を記載すること。

別紙様式第2号(第17条第2項関係) (特定工業関係A)

第1期(第1期)
年 月 日から
年 月 日まで
株式会社 銀行

会社名 業 種
住 所
代表取締役 氏 名
代表取締役 氏 名
年 月 日から 年 月 日まで

- 第1 事業概要
1 事業の概要
2 営業内容の概要
3 会社役員及び職員の構成
4 会社役員の内訳及び所有形態
5 株式の内訳
6 株式総会の状況
7 債権の内訳
8 貸出金の内訳
9 貸出金の内訳
10 有価証券の内訳
11 商品債権の内訳
12 短期貸付債権の内訳
13 支払手形の内訳及び支払手形見込の内訳
14 固定資産の内訳
第2 設備概要
第3 経営方針
第4 売上高等変動計算書
第5 ネットワークの概要
第6 関係会社に関する関係会社等の関係に関する事項

【記載上の注意】
1 役員名簿表は、提出書類の「役員名簿表」を「役員名簿表」に改題して記載すること。
2 この様式中に記載する金額は、日本国通貨単位で表示すること。
3 この様式中に記載する金額、資産及び負債は、この様式で記載された単位で記載し、当該単位を単位として記載すること。
4 この様式中に記載する構成比率、構成率その他の比率は、小数第3位以下を四捨五入して小数第2位までを記載すること。
5 当該事業年度の決算日及び当該事業年度の決算日がない事業年度は、事業年度(当該事業年度)の最終決算(最終決算)及び当該事業年度(当該事業年度)の最終決算(最終決算)を記載すること。
6 この様式中、第2 設備概要、第3 経営方針、第4 売上高等変動計算書、第5 ネットワークの概要、第6 関係会社に関する事項は、第2 設備概要、第3 経営方針、第4 売上高等変動計算書、第5 ネットワークの概要、第6 関係会社に関する事項は、第2 設備概要、第3 経営方針、第4 売上高等変動計算書の表の一括して記載することとする。

第1期(第1期)
年 月 日から
年 月 日まで
事業概要

- 1 事業の概要
【記載上の注意】
主要業務の概要、業務及びその他の事業の状況に関する重要な事項を記載すること。
2 営業内容の概要

Table with 10 columns: 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種

【記載上の注意】
当該事業年度の最終決算(最終決算)及び当該事業年度の最終決算(最終決算)を記載すること。

Table with 10 columns: 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種

- 3 会社役員及び職員の構成

Table with 10 columns: 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種, 業 種

【記載上の注意】
1 取締役、監事取締役を兼任しない取締役の人数を記載すること。取締役を兼任する取締役の人数については、兼任している人数を記載すること。
2 取締役が法人である場合は取締役以外の、兼任している人数を記載すること。
3 取締役、監事取締役を兼任しない取締役の人数を記載すること。
4 取締役のうち取締役(取締役の兼任している人数)については、取締役の兼任している人数を記載すること。
5 取締役が法人である場合は取締役以外の、兼任している人数を記載すること。

- 4 会社役員(取締役)の所有形態

Table with 4 columns: 業 種, 業 種, 業 種, 業 種

【記載上の注意】
1 当該事業年度の最終決算(最終決算)及び当該事業年度の最終決算(最終決算)を記載すること。
2 当該事業年度の最終決算(最終決算)及び当該事業年度の最終決算(最終決算)を記載すること。
3 当該事業年度の最終決算(最終決算)及び当該事業年度の最終決算(最終決算)を記載すること。

Table with 4 columns: 業 種, 業 種, 業 種, 業 種

【記載上の注意】
1 当該事業年度の最終決算(最終決算)及び当該事業年度の最終決算(最終決算)を記載すること。

- 6 株式の内訳

Table with 4 columns: 業 種, 業 種, 業 種, 業 種

【記載上の注意】
1 当該事業年度の最終決算(最終決算)及び当該事業年度の最終決算(最終決算)を記載すること。

Table with 4 columns: 業 種, 業 種, 業 種, 業 種

- 【記載上の留意】
1. 募集日は、募集要項を以て記載すること。
 2. 発行総額については、募集要項の記載に記載すること。
 3. 募集日は、個人売却を含む募集すること。

8 発行体の詳細内容

(単位：百万円)

発行体の種類	発行会社	発行方法	内訳	
			発行総額	発行済
新設発行				
増資発行				
その他				
合計			200	

【記載上の留意】
 募集要項上の募集方法が変更になった場合は、この欄に記載する発行体の種類や金額の内訳に従って、発行体の詳細内容を記載して変更すること。

9 発行後の状況

(単位：百万円)

発行後	発行後	募集金額	
		募集金額	発行総額
発行済			
未発行			
合計			

【記載上の留意】

発行後状況の「発行済、未発行」は、発行後の発行総額を示すこととし、当該状況は、募集日のおり記載すること。

10 発行要項の内容

(単位：百万円)

募集	募集額	募集方法	募集金額	発行総額
新設発行				
増資発行				
その他				
合計			200	

【記載上の留意】

1. 募集については、発行要項の発行額「募集額」欄に記載すること。
2. 「募集金額」欄は、募集総額として募集額に当該発行体の発行総額を記載すること。

11 募集の有期募集の内容

(単位：百万円)

募集	募集額	募集方法	募集金額	発行総額
新設発行				
増資発行				
その他				
合計				

募集	募集額	募集方法	募集金額	発行総額
新設発行				
増資発行				
その他				
合計				

【記載上の留意】
 「募集金額」欄は、募集総額として募集額等に当該発行体の発行総額を記載すること。

12 有期募集の内容

(単位：百万円)

募集	募集額	募集方法	募集金額	発行総額
新設発行				
増資発行				
その他				
合計				

【記載上の留意】

1. 「募集金額」欄は、募集総額として募集額等の他に当該発行体の発行総額を記載すること。
2. 「募集」欄は、「土地」及び「その他の有期募集」の募集総額を示す欄には、当該募集の募集額について、募集金額を記載すること。
 建物、土地及びその他の有期募集に係る募集額の合計額は、募集金額の発行総額に算入すること。

13 募集金額の増加及び募集総額見込の募集内容

(単位：百万円)

募集	募集額	募集方法	募集金額	発行総額
新設発行				
増資発行				
その他				
合計				

① 文字集計表の募集内容

(単位：百万円)

発行体の種類	募集金額	募集方法
新設発行		
増資発行		
その他		
合計	200	

【記載上の留意】
 募集要項上の募集方法が変更になった場合は、この欄に記載する発行体の種類や金額の内訳に従って、発行体の詳細内容を記載して変更すること。

14 自己資本比率の状況

(単位：百万円)

項目	金額	比率
自己資本		
自己資本比率		
負債		
負債比率		
流動負債		
流動負債比率		
固定負債		
固定負債比率		
純資産		
純資産比率		
自己資本比率		
自己資本比率		

3. 証券等につき、又は長期債権類のキャッシュ・フローの状況を明らかにするために必要となる場合は、この項に記載の項目毎に科目毎の簿籍を設け、その簿籍に応じて簿籍を転記し、適切な簿籍に記載すること。

別紙様式第2号の2(第17条第2項関係) (単位：百万円)

種別	科目	金額
目録	① 長期債権によるキャッシュ・フロー	
	② 貸付債権の償還によるキャッシュ・フロー	
	③ 現金及び現金同等物(注)の増減(注2)による増減	
	④ 現金及び現金同等物(注)の増減	
注	⑤ 貸付債権の償還による現金	
	⑥ 現金及び現金同等物(注)の増減	
	⑦ 現金及び現金同等物(注)の増減	
	⑧ 現金及び現金同等物(注)の増減	
	⑨ 現金及び現金同等物(注)の増減	
	⑩ 現金及び現金同等物(注)の増減	
	⑪ 現金及び現金同等物(注)の増減	
	⑫ 現金及び現金同等物(注)の増減	
	⑬ 現金及び現金同等物(注)の増減	
	⑭ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑮ 現金及び現金同等物(注)の増減		
⑯ 現金及び現金同等物(注)の増減		
⑰ 現金及び現金同等物(注)の増減		
⑱ 現金及び現金同等物(注)の増減		
⑲ 現金及び現金同等物(注)の増減		
⑳ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉑ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉒ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉓ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉔ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉕ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉖ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉗ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉘ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉙ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉚ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉛ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉜ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉝ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉞ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㉟ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊱ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊲ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊳ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊴ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊵ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊶ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊷ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊸ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊹ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊺ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊻ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊼ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊽ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊾ 現金及び現金同等物(注)の増減		
㊿ 現金及び現金同等物(注)の増減		

別紙様式第2号の2(第17条第2項関係)

① 長期債権によるキャッシュ・フロー	
② 貸付債権の償還によるキャッシュ・フロー	
③ 現金及び現金同等物(注)の増減(注2)による増減	
④ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑤ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑥ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑦ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑧ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑨ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑩ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑪ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑫ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑬ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑭ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑮ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑯ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑰ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑱ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑲ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑳ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉑ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉒ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉓ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉔ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉕ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉖ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉗ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉘ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉙ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉚ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉛ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉜ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉝ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉞ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉟ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊱ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊲ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊳ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊴ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊵ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊶ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊷ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊸ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊹ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊺ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊻ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊼ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊽ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊾ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊿ 現金及び現金同等物(注)の増減	

【記載上の注意】
 1. 長期キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は注釈欄を設けよう。
 2. 現金及び現金同等物の増減については記載すること。
 3. 注2に記載しない注は、現金及び現金同等物のキャッシュ・フローの状況を明らかにするために必要となる場合は、この項に記載の項目毎に科目毎の簿籍を設け、その簿籍に応じて簿籍を転記し、適切な簿籍に記載すること。

第 〇 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 期算報告に関する
 貸付債権の償還に関する事項

1 貸付債権の償還に関する事項 (単位：百万円)

種別	年 間 年 次 当 期			
	貸付債権	貸付債権	貸付債権	貸付債権
目録				
① 長期債権				
② 貸付債権				
③ 現金及び現金同等物(注)の増減(注2)				
④ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑤ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑥ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑦ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑧ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑨ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑩ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑪ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑫ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑬ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑭ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑮ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑯ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑰ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑱ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑲ 現金及び現金同等物(注)の増減				
⑳ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉑ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉒ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉓ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉔ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉕ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉖ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉗ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉘ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉙ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉚ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉛ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉜ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉝ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉞ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㉟ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊱ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊲ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊳ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊴ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊵ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊶ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊷ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊸ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊹ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊺ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊻ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊼ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊽ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊾ 現金及び現金同等物(注)の増減				
㊿ 現金及び現金同等物(注)の増減				

2 現金及び現金同等物に関する事項 (単位：百万円)

種別	年 間 年 次 当 期
目録	
① 現金及び現金同等物(注)の増減(注2)	
② 現金及び現金同等物(注)の増減	
③ 現金及び現金同等物(注)の増減	
④ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑤ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑥ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑦ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑧ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑨ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑩ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑪ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑫ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑬ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑭ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑮ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑯ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑰ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑱ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑲ 現金及び現金同等物(注)の増減	
⑳ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉑ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉒ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉓ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉔ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉕ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉖ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉗ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉘ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉙ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉚ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉛ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉜ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉝ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉞ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㉟ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊱ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊲ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊳ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊴ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊵ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊶ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊷ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊸ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊹ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊺ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊻ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊼ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊽ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊾ 現金及び現金同等物(注)の増減	
㊿ 現金及び現金同等物(注)の増減	

別紙様式第2号の2(第17条第2項関係)

別紙様式第2号の2(第17条第2項関係) (日本企業関係人4)

第 〇 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

株式会社 銀行

代表取締役 氏 名 〇

年 月 日から 年 月 日までの期間及び期間中の代表者名の上記を参照します。

目 次

第1 事業概況書	10 監査報告の内容
1 事業の概要	11 特定非営利活動法人の内部
2 実務内容の概要	12 商品・サービスの内容
3 役員及び監査等委員の構成	13 商品・サービスの提供
4 役員報酬・監査等委員報酬の概要	14 商品・サービスの提供
5 株主の状況	15 支店・営業所及び支店・営業所長
6 株主総会の状況	16 備考
7 債権の内容	17 自己資本比率の状況
8 貸付債権の内容	
9 貸付債権の償還	
第2 貸付債権	
第3 貸付債権	
第4 貸付債権の償還	
第5 キャッシュ・フロー計算書	
第6 現金及び現金同等物の増減に関する事項	

税金	税金	税金
銀行手数料	銀行手数料	銀行手数料
貸付手数料	貸付手数料	貸付手数料
...

金利	金利	金利
貸付手数料	貸付手数料	貸付手数料
...

- 1. 借入金のうち、借入金・貸付金のうち、借入金に該当するものは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 2. 借入金のうち、借入金のうち、借入金に該当するものは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 3. 借入金のうち、借入金のうち、借入金に該当するものは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 4. 「その他の借入金」とは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 5. 借入金に該当するものは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 6. 「貸付の借入金」とは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 7. 「貸付の借入金」とは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 8. 「貸付の借入金」とは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 9. 借入金に該当するものは、借入金に該当するものとして扱われる。
- 10. 借入金に該当するものは、借入金に該当するものとして扱われる。

第4 第 月 第 日 月 日 月 日

貸入金等変動計算書

科目	貸入金		借入金		借入金		借入金		借入金	
	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	
借入金										
借入金										
借入金										

注1. 借入金とは、借入金に該当するものを指す。

注2. 借入金とは、借入金に該当するものを指す。

注3. 借入金とは、借入金に該当するものを指す。

第3 報 報 (株 員 目録) オシジョ・フォー・投資家

(注釈)より取り出す場合) (単位: 百万円)

種 別	株 員 名 義	金 額
1 役員報酬によるストックオプション		
2 執行役員による買入		
3 取締役による買入		
4 取締役による買入		
5 役員報酬によるストックオプション		
6 取締役による買入		
7 役員報酬によるストックオプション		
8 取締役による買入		
9 役員報酬によるストックオプション		
10 取締役による買入		
11 役員報酬によるストックオプション		
12 取締役による買入		
13 役員報酬によるストックオプション		
14 取締役による買入		
15 役員報酬によるストックオプション		
16 取締役による買入		
17 役員報酬によるストックオプション		
18 取締役による買入		
19 役員報酬によるストックオプション		
20 取締役による買入		
21 役員報酬によるストックオプション		
22 取締役による買入		
23 役員報酬によるストックオプション		
24 取締役による買入		
25 役員報酬によるストックオプション		
26 取締役による買入		
27 役員報酬によるストックオプション		
28 取締役による買入		
29 役員報酬によるストックオプション		
30 取締役による買入		

(注釈)の注釈)
 1. 役員報酬によるストックオプションは、役員報酬の一部として支給されるものであり、役員報酬の一部として支給されるものとは異なる。したがって、役員報酬の一部として支給されるものと役員報酬の一部として支給されるものとを区別して記載すること。
 2. 役員報酬によるストックオプションの取得については記載すること。

3. 注釈に示す通り、又は長期株主総会のオシジョ・フォー・投資家の役員を明らかにするために必要であるとは、この株式の発行目的は、その役員に対して発行される株式の発行に必要であると記載すること。

(注釈)より取り出す場合) (単位: 百万円)

種 別	株 員 名 義	金 額
1 役員報酬によるストックオプション		
2 取締役による買入		
3 取締役による買入		
4 取締役による買入		
5 取締役による買入		
6 取締役による買入		
7 取締役による買入		
8 取締役による買入		
9 取締役による買入		
10 取締役による買入		
11 取締役による買入		
12 取締役による買入		
13 取締役による買入		
14 取締役による買入		
15 取締役による買入		
16 取締役による買入		
17 取締役による買入		
18 取締役による買入		
19 取締役による買入		
20 取締役による買入		
21 取締役による買入		
22 取締役による買入		
23 取締役による買入		
24 取締役による買入		
25 取締役による買入		
26 取締役による買入		
27 取締役による買入		
28 取締役による買入		
29 取締役による買入		
30 取締役による買入		
31 取締役による買入		
32 取締役による買入		
33 取締役による買入		
34 取締役による買入		
35 取締役による買入		
36 取締役による買入		
37 取締役による買入		
38 取締役による買入		
39 取締役による買入		
40 取締役による買入		
41 取締役による買入		
42 取締役による買入		
43 取締役による買入		
44 取締役による買入		
45 取締役による買入		
46 取締役による買入		
47 取締役による買入		
48 取締役による買入		
49 取締役による買入		
50 取締役による買入		

(注釈)の注釈)
 1. 役員報酬によるストックオプションは、役員報酬の一部として支給されるものであり、役員報酬の一部として支給されるものとは異なる。したがって、役員報酬の一部として支給されるものと役員報酬の一部として支給されるものとを区別して記載すること。
 2. 役員報酬によるストックオプションの取得については記載すること。

(注釈)より取り出す場合) (単位: 百万円)

種 別	株 員 名 義	金 額
1 役員報酬によるストックオプション		
2 取締役による買入		
3 取締役による買入		
4 取締役による買入		
5 取締役による買入		
6 取締役による買入		
7 取締役による買入		
8 取締役による買入		
9 取締役による買入		
10 取締役による買入		
11 取締役による買入		
12 取締役による買入		
13 取締役による買入		
14 取締役による買入		
15 取締役による買入		
16 取締役による買入		
17 取締役による買入		
18 取締役による買入		
19 取締役による買入		
20 取締役による買入		
21 取締役による買入		
22 取締役による買入		
23 取締役による買入		
24 取締役による買入		
25 取締役による買入		
26 取締役による買入		
27 取締役による買入		
28 取締役による買入		
29 取締役による買入		
30 取締役による買入		
31 取締役による買入		
32 取締役による買入		
33 取締役による買入		
34 取締役による買入		
35 取締役による買入		
36 取締役による買入		
37 取締役による買入		
38 取締役による買入		
39 取締役による買入		
40 取締役による買入		
41 取締役による買入		
42 取締役による買入		
43 取締役による買入		
44 取締役による買入		
45 取締役による買入		
46 取締役による買入		
47 取締役による買入		
48 取締役による買入		
49 取締役による買入		
50 取締役による買入		

(注釈)の注釈)
 1. 役員報酬によるストックオプションは、役員報酬の一部として支給されるものであり、役員報酬の一部として支給されるものとは異なる。したがって、役員報酬の一部として支給されるものと役員報酬の一部として支給されるものとを区別して記載すること。
 2. 役員報酬によるストックオプションの取得については記載すること。

第6 報 報 (株 員 目録) 監事等に関する事項
 第6 報 報 (株 員 目録) 監事等に関する事項

1. 監事等の報酬等に関する事項 (単位: 百万円)

種 別	報酬	報酬	報酬	報酬	報酬
1 監事					
2 監事					
3 監事					
4 監事					
5 監事					
6 監事					
7 監事					
8 監事					
9 監事					
10 監事					
11 監事					
12 監事					
13 監事					
14 監事					
15 監事					
16 監事					
17 監事					
18 監事					
19 監事					
20 監事					
21 監事					
22 監事					
23 監事					
24 監事					
25 監事					
26 監事					
27 監事					
28 監事					
29 監事					
30 監事					
31 監事					
32 監事					
33 監事					
34 監事					
35 監事					
36 監事					
37 監事					
38 監事					
39 監事					
40 監事					
41 監事					
42 監事					
43 監事					
44 監事					
45 監事					
46 監事					
47 監事					
48 監事					
49 監事					
50 監事					

(注釈)の注釈)
 1. 監事等は、地方公共団体、学校、企業、団体の監事の報酬を記載すること。

2. 監事等の報酬等に関する事項 (単位: 百万円)

種 別	報酬	報酬	報酬	報酬
1 監事				
2 監事				
3 監事				
4 監事				
5 監事				
6 監事				
7 監事				
8 監事				
9 監事				
10 監事				
11 監事				
12 監事				
13 監事				
14 監事				
15 監事				
16 監事				
17 監事				
18 監事				
19 監事				
20 監事				
21 監事				
22 監事				
23 監事				
24 監事				
25 監事				
26 監事				
27 監事				
28 監事				
29 監事				
30 監事				
31 監事				
32 監事				
33 監事				
34 監事				
35 監事				
36 監事				
37 監事				
38 監事				
39 監事				
40 監事				
41 監事				
42 監事				
43 監事				
44 監事				
45 監事				
46 監事				
47 監事				
48 監事				
49 監事				
50 監事				

(注釈)の注釈)
 1. 監事等は、地方公共団体、学校、企業、団体の監事の報酬を記載すること。

- 【記載上の留意】
1. 連結した長期貸付の返済は上記2.で説明する連結決算日基準の支払と見做す。長期貸付及びその支払等がその内容が変更される場合に限り、その変更の前後の返済計画がどうなるか判断するために長期貸付変更の承認を受ける必要はない。また、返済計画の変更は記載しない。
 2. 海外事業部を有する長期貸付銀行（国債・国債に連動する債券に代表される）、海外事業部を有しない長期貸付銀行（国内債券に代表される）の長期貸付の返済計画は、返済計画に記載しない。
 3. 返済計画に記載しないものは、長期貸付銀行の返済計画（返済計画に記載しないもの）と見做す。返済計画に記載しないものは、返済計画に記載しないものと見做す。
 4. 「返済計画」欄は、返済計画を変更した場合は記載しない。
 5. 「その他長期貸付の返済計画」欄は、返済計画に記載しないものを記載する。
 6. 「その他長期貸付の返済計画」欄に記載するものは、返済計画に記載しないものと見做す。返済計画に記載しないものは、返済計画に記載しないものと見做す。返済計画に記載しないものは、返済計画に記載しないものと見做す。
 7. 返済計画に記載しない事項に関する事項は、その内容を記載する。

第2 中間決算財務諸表

1. 中間決算財務諸表の作成方法
- 長期貸付及びその支払等について説明する貸付帳簿等に関する下記の事項も記載すること。
- (1) 連結の範囲に関する事項
 - (2) 貸付の債権に関する事項
 - (3) 連結される子会社及び法人等の中間決算日等に関する事項

2. (年月日) (略) 中間決算財務諸表

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(1) 資産の部		(2) 負債の部	
現金		短期借入金	
預金		長期借入金	
有価証券		長期負債	
固定資産		負債合計	
固定負債			
純資産			

科 目	金額	科 目	金額
現金		短期借入金	
預金		長期借入金	
有価証券		長期負債	
固定資産		負債合計	
固定負債			
純資産			
現金		短期借入金	
預金		長期借入金	
有価証券		長期負債	
固定資産		負債合計	
固定負債			
純資産			

【記載上の留意】

1. 表の内容を記載すること。ただし、特定の科目に記載する科目については、その関係が明らかにならないように記載すること。

- (1) 連結決算の範囲（連結決算財務諸表12条に規定する連結決算の範囲をいう。以下同じ。）に記載する長期貸付の返済計画は、返済計画に記載しないものと見做す。
 - ① 連結決算又は支払の存在する支払及びその内容
 - ② 連結決算の範囲に属しない長期貸付の返済計画
 - ③ 長期貸付又は支払の返済計画に記載しない内容に関する長期貸付の返済計画
- (2) 連結決算の範囲に属しない長期貸付の返済計画
 - ① 有価証券の返済計画及び返済方法
 - ② 土地の売却による返済計画及び返済方法
 - ③ 長期貸付の返済計画及び返済方法
 - ④ 有価証券等の売却による返済計画
 - ⑤ 貸付の回収による返済計画
 - ⑥ リース取引による返済計画
 - ⑦ ネットワークの返済計画
 - ⑧ ネットワークの返済計画及び返済方法
 - ⑨ その他返済計画に記載しない返済計画
 - ⑩ 子会社等が提供した貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
- (3) 長期貸付の変更
 - ① 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ② 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ③ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ④ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑤ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑥ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑦ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑧ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑨ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑩ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑪ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑫ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑬ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑭ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑮ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑯ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑰ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑱ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑲ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑳ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉑ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉒ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉓ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉔ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉕ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉖ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉗ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉘ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉙ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉚ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉛ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉜ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉝ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉞ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉟ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊱ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊲ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊳ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊴ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊵ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊶ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊷ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊸ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊹ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊺ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊻ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊼ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊽ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊾ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊿ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）

- (4) 長期貸付の変更
 - ① 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ② 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ③ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ④ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑤ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑥ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑦ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑧ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑨ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑩ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑪ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑫ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑬ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑭ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑮ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑯ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑰ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑱ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑲ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ⑳ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉑ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉒ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉓ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉔ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉕ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉖ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉗ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉘ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉙ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉚ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉛ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉜ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉝ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉞ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㉟ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊱ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊲ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊳ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊴ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊵ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊶ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊷ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊸ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊹ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊺ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊻ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊼ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊽ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊾ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）
 - ㊿ 長期貸付の返済計画に記載しない返済計画（注1）

必要あるときは、この欄に記載する科目を繰上り又はこの欄に記載する科目以外の科目を繰下し、この欄に記載する科目を繰上り又はこの欄に記載する科目以外の科目を繰下して、この欄に記載する科目を繰上り又はこの欄に記載する科目以外の科目を繰下すこととする。

$$\sum \left(\begin{array}{l} \text{科目 出がら} \\ \text{科目 出がら} \end{array} \right) \text{中間連結損益計算書}$$

科 目	金額
資本金	× × ×
剰余金	× × ×
繰上り金	× × ×
繰下り金	× × ×
その他	× × ×
合計	× × ×
負債	× × ×
短期負債	× × ×
長期負債	× × ×
合計	× × ×
純資産	× × ×
純利益	× × ×
純損失	× × ×
合計	× × ×

法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×
繰上り金	× × ×
繰下り金	× × ×
合計	× × ×

【注】(1)の注

1. 本表は中間連結損益計算書の中間連結損益及中間連結負債の中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益を記載することとする。
2. 本表の注1及び注2は、本表の中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の計算に用いるための必要な事項を記載することとする。
3. 特定非営利活動法人の非営利活動に係る中間連結損益計算書は、中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の計算に用いるための必要な事項を記載することとする。
4. 本表に記載する、又は記載する中間連結損益及び中間連結負債の金額は、本表に記載する金額である。
5. 本表に記載する金額は、中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の金額である。

$$\sum \left(\begin{array}{l} \text{科目 出がら} \\ \text{科目 出がら} \end{array} \right) \text{中間連結損益計算書}$$

科目	金額	
	出がら	入がら
資本金	× × ×	× × ×
剰余金	× × ×	× × ×
繰上り金	× × ×	× × ×
繰下り金	× × ×	× × ×
その他	× × ×	× × ×
合計	× × ×	× × ×
負債	× × ×	× × ×
短期負債	× × ×	× × ×
長期負債	× × ×	× × ×
合計	× × ×	× × ×
純資産	× × ×	× × ×
純利益	× × ×	× × ×
純損失	× × ×	× × ×
合計	× × ×	× × ×

【注】(1)の注

1. 本表は中間連結損益計算書の中間連結損益及中間連結負債の中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益を記載することとする。
2. 本表の注1及び注2は、本表の中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の計算に用いるための必要な事項を記載することとする。
3. 特定非営利活動法人の非営利活動に係る中間連結損益計算書は、中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の計算に用いるための必要な事項を記載することとする。
4. 本表に記載する、又は記載する中間連結損益及び中間連結負債の金額は、本表に記載する金額である。
5. 本表に記載する金額は、中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の金額である。

$$\sum \left(\begin{array}{l} \text{科目 出がら} \\ \text{科目 出がら} \end{array} \right) \text{中間連結損益計算書}$$

科 目	金額
資本金	× × ×
剰余金	× × ×
繰上り金	× × ×
繰下り金	× × ×
その他	× × ×
合計	× × ×
負債	× × ×
短期負債	× × ×
長期負債	× × ×
合計	× × ×
純資産	× × ×
純利益	× × ×
純損失	× × ×
合計	× × ×

【注】(1)の注

1. 本表は中間連結損益計算書の中間連結損益及中間連結負債の中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益を記載することとする。
2. 本表の注1及び注2は、本表の中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の計算に用いるための必要な事項を記載することとする。
3. 特定非営利活動法人の非営利活動に係る中間連結損益計算書は、中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の計算に用いるための必要な事項を記載することとする。
4. 本表に記載する、又は記載する中間連結損益及び中間連結負債の金額は、本表に記載する金額である。
5. 本表に記載する金額は、中間連結損益及び中間連結負債の中間連結損益の金額である。

別紙様式第4号の3(第1条第3項及び第6項関係)

別紙様式第4号の3(第1条第3項及び第6項関係)
第1 期 期 決 算 出 産
年 月 日
発 行 所
株式会社 銀行
行 業 銀行業

Table with 3 columns: 科目, 金額, 前 年 同 期. Includes categories like 貸出金, 貸倒引当金, 現金, etc.

Table with 2 columns: 科目, 金額. Includes categories like 貸倒引当金, 貸出金, 現金, etc.

Table with 2 columns: 科目, 金額. Includes categories like 貸倒引当金, 貸出金, 現金, etc.

注記(内容)
(1) 前年同月比増減率を、(注)に、増減の理由を説明する事項については、その関係が明らかとなるように記載すること。

- (1) 繰上償還の増加(合併決算第12条に規定する繰上償還の増加をいう。以下同じ。)
(2) 繰上償還の減少(合併決算第12条に規定する繰上償還の減少をいう。以下同じ。)

- 規定する事項
(1) 有価証券の取得及び処分の方法
(2) 有価証券の取得及び処分の方法
(3) 有価証券の取得及び処分の方法

別紙様式第4号の4(第18条第1項及び第6項 関係)

別紙様式第4号の4(第18条第1項及び第6項関係)

第18条第1項第4号の4

年月日

会社名 株式会社
発行 銀行
発行種別 株式会社発行済

(関係上の住所)

登記簿上の住所及び登記簿上の住所と異なる事項については、登記簿上の住所一併して記載することとする。

発行種別 (年 月 日)

(単位: 百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Category) and 金額 (Amount). Categories include 現金 (Cash), 有価証券 (Securities), 貸倒引当金 (Provision for Bad Debts), etc.

Table with 2 columns: 科目 (Category) and 金額 (Amount). Categories include 其他の資産 (Other Assets), 固定資産 (Fixed Assets), 負債 (Liabilities), etc.

Table with 2 columns: 科目 (Category) and 金額 (Amount). Categories include 貸倒引当金 (Provision for Bad Debts), 繰上金 (Advance Amount), etc.

(関係上の住所)
1. 関係上の住所とは、登記簿上の住所を指すものとする。ただし、登記簿上の住所と異なる事項については、登記簿上の住所一併して記載することとする。

- ① 関係企業間の関係に関する重要な事項の存在の有無
② 関係企業間の関係に関する重要な事項の有無
③ 関係企業間の関係に関する重要な事項の有無
④ 関係企業間の関係に関する重要な事項の有無

別紙様式第6号の2(第19条第1項関係)

部	課	係	主任
事務担当			

(記載上の注意)

- この様式に記載する事項、情報及び数値は、この様式中で規定された単位で表示し、当該規定は厳格に遵守すること。
- この様式に記載する数値は原則として、小数点以下の数値は、小数第3位以下を半捨で5未満を不足と記載すること。
- この様式に記載する金額は千円単位とするものとする。ただし、1000円未満の金額は1000円未満を記載すること。
- この様式に記載する金額は千円単位とするものとする。ただし、1000円未満の金額は1000円未満を記載すること。
- この様式に記載する金額は千円単位とするものとする。ただし、1000円未満の金額は1000円未満を記載すること。
- この様式に記載する金額は千円単位とするものとする。ただし、1000円未満の金額は1000円未満を記載すること。
- この様式に記載する金額は千円単位とするものとする。ただし、1000円未満の金額は1000円未満を記載すること。

1 当社の概況に関する事項

(1) 事業の経歴及び概要

(記載上の注意)

- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。

(2) 現在及び将来の状況

(記載する場合は)

(単位：億円)

期	年	度	現在		将来	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経	営	収				
投	入	金				
経	営	費				
経	営	損				
経	営	益				
経	営	損				
経	営	益				
経	営	損				
経	営	益				
経	営	損				
経	営	益				
経	営	損				
経	営	益				

別紙様式第6号の2(第19条第1項関係)

期	年	度	現在	将来
経	営	収		
投	入	金		
経	営	費		
経	営	損		
経	営	益		
経	営	損		
経	営	益		

(記載上の注意)

- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。

(3) 企業価値の増進及び利益の状況

(単位：億円)

期	年	度	現在		将来	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経	営	収				
投	入	金				
経	営	費				
経	営	損				
経	営	益				

(4) 当社の概況に関する事項

(1) 事業の経歴及び概要

(記載上の注意)

- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。
- 本報告書の目的とする事項を、当該報告書において記載する事項の概要において、必要に応じて、重要な事項について記載すること。

(2) 現在及び将来の状況

(単位：億円)

期	年	度	現在		将来	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経	営	収				
投	入	金				
経	営	費				
経	営	損				
経	営	益				
経	営	損				
経	営	益				
経	営	損				
経	営	益				
経	営	損				
経	営	益				

第 1 号	第 2 号
第 3 号	第 4 号
第 5 号	第 6 号
第 7 号	第 8 号
第 9 号	第 10 号
第 11 号	第 12 号
第 13 号	第 14 号
第 15 号	第 16 号
第 17 号	第 18 号
第 19 号	第 20 号
第 21 号	第 22 号
第 23 号	第 24 号
第 25 号	第 26 号
第 27 号	第 28 号
第 29 号	第 30 号
第 31 号	第 32 号
第 33 号	第 34 号
第 35 号	第 36 号
第 37 号	第 38 号
第 39 号	第 40 号
第 41 号	第 42 号
第 43 号	第 44 号
第 45 号	第 46 号
第 47 号	第 48 号
第 49 号	第 50 号

(注) 監査役 (役員候補者) については、監査委員が監査をするに付、参考となるよう記載すること。

(4) その他の重要な事項

(注) 監査委員

その他重要な事項を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2 重要事項に関する事項

(1) 役員候補者の履歴状況

氏名	性別	生 年 月 日	職 務	経 歴	備 考

(注) 履歴上の注記

1 本表に於ける「役員候補者」とは、取締役、監査役及び執行役員をいい、役員候補を含まない。

2 最高執行役員候補者については、他の会社の業務執行取締役、執行役員、監査役を併せて記載し、並びに取締役候補者として記載するものがある場合は、当該取締役候補者となる旨を併せて記載すること。

3 「支那国主」とは、支那国に於ける「中華人民共和国の領土を有する主権を行使する者」を指す。支那国に於ける「中華人民共和国の領土を有する主権を行使する者」は、中華人民共和国の領土を有する主権を行使する者として記載すること。

4 本表に記載される役員候補者の経歴は、その経歴を概して記載すること。

(2) 当行と役員候補者 (又は支那人) との関係に関する事項

(注) 関係 - 関係性

役員候補者の氏名	関係	関係性

(注) 関係性の注記

1 本表に記載される役員候補者において、取締役候補者又は監査役候補者としての経歴が所定する重要な事項について記載すること。取締役候補者又は監査役候補者としての経歴が所定するものについては、当該役員候補者の役員候補の経歴を記載し、かつその下に当該役員候補者の役員候補の経歴が所定するものとなる旨を併せて記載すること。

2 「支那人」とは、支那国に於ける「中華人民共和国の領土を有する主権を行使する者」を指す。支那国に於ける「中華人民共和国の領土を有する主権を行使する者」は、中華人民共和国の領土を有する主権を行使する者として記載すること。

3 関係性については、関係性の注記に於ける「関係性」の注記を併せて記載すること。

4 関係性については、関係性の注記に於ける「関係性」の注記を併せて記載すること。

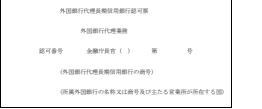
(3) その他の重要な事項

(注) 監査委員

その他重要な事項を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

別紙様式第7号の2 (第25条の2の4関係)

別紙様式第7号の2 (第25条の2の4関係)



(注) 関係性の注記

1 「外国銀行代理業務」の候補者及び当行の役員候補者(注1)は、外国銀行代理業務(監査役候補者)の候補者(注2)に規定する外国銀行代理業務をいい、以下同じ。の名称又は当行の名称又は当行の名称が所定する名称であること。当該名称が所定する名称である場合、以下に於ける外国銀行代理業務の候補者となる場合、以下に於ける外国銀行代理業務の候補者となる旨を併せて記載すること。

2 監査役候補者(注3)の候補者及び当行の役員候補者(注1)は、監査役候補者(注4)に規定する外国銀行代理業務をいい、以下同じ。を併せて記載すること。

3 関係性については、関係性の注記に於ける「関係性」の注記を併せて記載すること。

4 本表に記載される候補者及び候補者は、この表中で規定された範囲で記載し、当該候補者の経歴を記載すること。

別紙様式第7号の2 (第25条の2の15第1項関係)

別紙様式第7号の2 (第25条の2の15第1項関係)



(注) 関係性の注記

1 本表に記載される候補者及び候補者は、この表中で規定された範囲で記載し、当該候補者の経歴を記載すること。

2 監査役候補者(注3)の候補者及び当行の役員候補者(注1)は、監査役候補者(注4)に規定する外国銀行代理業務をいい、以下同じ。を併せて記載すること。

3 関係性については、関係性の注記に於ける「関係性」の注記を併せて記載すること。

4 本表に記載される候補者及び候補者は、この表中で規定された範囲で記載し、当該候補者の経歴を記載すること。

氏名	性別	生 年 月 日	職 務	経 歴	備 考

(注) 関係性の注記

1 「外国銀行代理業務」の候補者及び当行の役員候補者(注1)は、外国銀行代理業務(監査役候補者)の候補者(注2)に規定する外国銀行代理業務をいい、以下同じ。の名称又は当行の名称又は当行の名称が所定する名称であること。当該名称が所定する名称である場合、以下に於ける外国銀行代理業務の候補者となる場合、以下に於ける外国銀行代理業務の候補者となる旨を併せて記載すること。

2 「外国銀行代理業務」の候補者及び当行の役員候補者(注1)は、外国銀行代理業務(監査役候補者)の候補者(注2)に規定する外国銀行代理業務をいい、以下同じ。の名称又は当行の名称又は当行の名称が所定する名称であること。当該名称が所定する名称である場合、以下に於ける外国銀行代理業務の候補者となる場合、以下に於ける外国銀行代理業務の候補者となる旨を併せて記載すること。

3 関係性については、関係性の注記に於ける「関係性」の注記を併せて記載すること。

4 本表に記載される候補者及び候補者は、この表中で規定された範囲で記載し、当該候補者の経歴を記載すること。

Table with 4 columns: 役名 (Job Title), 氏名 (Name), 職階 (Rank), 印 (Signature)

1 当節は、当節における内閣府行政事務に必要とする役員及び職員について記載すること。

2 「役員」欄は、臨時職員及び嘱託員を記載すること。

Table with 6 columns: 職階 (Rank), 役名 (Job Title), 氏名 (Name), 所属 (Department), 内閣府行政事務 (Government Administration), 内閣府 (Government)

1 内閣府職員名、職階及び内閣府行政事務の項目は、当節において従来の内閣府職員の内閣府行政事務を記載すること。

2 重要職別に区分して記載すること。

6 内閣府行政事務の実績状況

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

1 「役員」欄は、役員又は実務部長等（総務法第4条に規定する実務部長をいう。）の受入が予定する期日の締結の履行を行ったものより、当節中に期日の締結に要する期間が経過し内閣府の職員に転じたものを記載すること。

(2) 臨時職員

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

当節における臨時職員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

1 当節における臨時職員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

2 「役員」欄は、職名及び内閣府職員に転じたものを記載すること。

3 「役員」欄は、内閣府に職名に転じたもの内閣府職員に転じたものを記載すること。

(2) 重要職別

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

1 「役員」欄は、当節における役員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

1 臨時職員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

2 「役員」欄は、当節における役員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

1 「役員」欄は、当節における役員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

2 「役員」欄は、当節における役員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

3 「役員」欄は、当節における役員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

Table with 4 columns: 内閣府 (Government), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff), 内閣府職員 (Government Staff)

1 「役員」欄は、当節における役員の内閣府職員に転じたものを記載すること。

別紙様式第7号の2の3(第5条の2第1項、第25条の2の16第1項関係)

別紙様式第7号の2の3(第5条の2第1項、第25条の2の16第1項関係)

(日本工業規格A4)

長官府行政事務第2条の2第1項に基づく役員名簿(長官府行政事務第17条において準用する行政事務第2条の3第1項に基づき変更報告書(第17条))

Table with 4 columns: 氏名 (Name), 職階 (Rank), 職名 (Position), 印 (Signature)

1 提出者及びその組織の有様等に関する事項

Table with 2 columns: 提出者 (Submitter), 提出者 (Submitter)

提出者(1) 提出者(2)

目次又は本誌発行地		
事業の種類		
フリボウ（フリボウ） 新巻型、新巻文は既巻 フリボウ（フリボウ） 新巻型、新巻文は既巻		
記事の種類		
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	

1) 発行の目的
発行の目的

2) その他誌発行者
第 1 欄 () 種別別 2 欄別別 3 欄 ()
フリボウ（フリボウ）
新巻型、新巻文は既巻

目次又は本誌発行地		
事業の種類		
フリボウ（フリボウ） 新巻型、新巻文は既巻 フリボウ（フリボウ） 新巻型、新巻文は既巻		
記事の種類		
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	

1) 発行の目的
発行の目的

4) その他誌発行者
第 1 欄 () 種別別 2 欄別別 3 欄 ()

目次又は本誌発行地		
事業の種類		
フリボウ（フリボウ） 新巻型、新巻文は既巻 フリボウ（フリボウ） 新巻型、新巻文は既巻		
記事の種類		
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	

1) 発行の目的
発行の目的

2) その他誌発行者
第 1 欄 () 種別別 2 欄別別 3 欄 ()

目次又は本誌発行地		
事業の種類		
フリボウ（フリボウ） 新巻型、新巻文は既巻 フリボウ（フリボウ） 新巻型、新巻文は既巻		
記事の種類		
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	
編集・発行	フリボウ	

1) 発行の目的
発行の目的

2) その他誌発行者
第 1 欄 () 種別別 2 欄別別 3 欄 ()

代表者氏名	
代表者職名	
代表者印	
代表者印	
代表者印	

2 監事(注)

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

3 出資者(関係者)

銀行等である関係者の名称、名称又は氏名
代表者(注)の署名

(記載上の注意)

1 一般的事項

(A) この欄記号において「関係者」とは、関係取締役法第17条において準用する関係法第25条の4第3項の規定により、取締役の委任を行う者(代表人等)が出資する場合には、当該出資の目的が定まるまで(注)をいう。

(B) この欄記号において「共同出資者」とは、関係者が出資取締役法第17条において準用する関係法第25条の4第1項第1号に掲げる者である場合に於ける共同で規定する関係者である。

(C) 第25条の2の2第2項3号に規定する銀行等は、その共同出資者(株式会社共同出資者となる者を指す。)の承認を受けて、当該共同出資者の出資を担保で提供できるものとする。

(B) 変更取締役は、監事目を変更する場合はあらかじめ、出資者の内情を、取捨選択して本又は出資者は事前所在地に変更があった場合にはあらかじめ提出すること。

(C) 変更取締役の提出に当たっては、変更のある事項だけでなく、監事目の提出の承認事項の全てについて記載すること。

- 2 関係事項
- (1) 決議
- 決議の議上、監事目の提出書又は変更取締役の提出書(以下「提出書」という。)を提出すること。
- (2) 署名
- 提出書、本又は出資者印(注)及び関係者印
- (3) 提出書人(代表人等)が提出する場合には(関係者)の署名、本又は出資者印(注)及び関係者印(注)を提出する場合は、提出書の提出に当たっては、提出書の提出を承認したとき、関係者印(注)に、提出書の提出に際する一部の行為につき、当該提出書人(代表者)の署名を付したることにより承認する旨を記載すること。
- (4) 提出書人(代表者)が提出する場合は、提出書に提出する銀行等である場合であって、当該提出書が共同出資者(株式会社共同出資者となる者を指す。)の承認を受けて、当該共同出資者の出資を担保で提供すること、当該共同出資者の内情を、本又は出資者印(注)及び関係者印(注)に提出すること、関係者印(注)に提出する旨を記載すること。
- (5) 「署名、本又は出資者印(注)及び関係者印(注)」とは、本人の署名又は署名、代表者印(代表者)の署名又は署名、代表者印(代表者)の署名又は署名に相当する行為を行うこと。
- (6) 関係者の関係
- 関係法第27条の2の「第1 関係者及びその関係者等に関する事項」の「2 関係者等」の(注)「関係者等の関係」に準じて記載すること。
- (7) 監事目
- 監事目の提出を提出する場合は、「監事目」欄に任意の3名以上の氏名を記載し、「関係事項」欄に記載しないこと。変更取締役を提出する場合は、「関係事項」欄に変更取締役(任意の3名以上の氏名)を記載し、「監事目」欄には変更の監事目を記載すること。
- (8) 監事目変更の届出
- 監事目の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。
- (9) 提出書の提出
- (10) 提出書の提出する期間の満了を〇で示すこと。

(12) 「銀行等である関係者の名称、名称又は氏名」欄には、関係法第25条の2の2第2項第1号に掲げる関係者(株式会社共同出資者となる者を指す。)として、当該共同出資者の共同出資者(株式会社共同出資者となる者を指す。)であって、第25条の2の2第2項第1号及び第2号に掲げる者に該当する者の名称、名称又は氏名を1つ記載すること。

別紙様式第8号(第25条の7第1項関係)

別紙様式第8号(第25条の7第1項関係) (日本企業関係人4)

中 国 銀 行 有 限 公 司

年 月 日 から 年 月 日 まで

長興証券銀行有限会社

年 月 日

金融庁長官 宛

存 続 公 司 長 興 証券 銀行 有 限 公 司

年 月 日から 年 月 日 までの業務及び関係の状況変更の届出書として提出します。

目 次

第1 中間事業報告書

1 事業の概要

2 子会社の状況

3 会社関係の組織の増減

4 株主の状況

5 連結計算上の利益の状況

第2 中間財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

2 中間連結財務諸表

3 中間連結損益計算書

4 中間連結貸借対当表

5 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(記載上の注意)

1 委員会設置法に基づいては、関係者(代表取締役)を「代表取締役」に含むこと

- 2. 2の議決に同意する会期、召集及び議程は、2の議決中が決定される期日以前に、当該議決の決議日以前に行うこと。
- 3. 2の議決中に記載する議決事項、議程その他の内容は、4条第3項以下を旨として当該議決中に記載すること。
- 4. 2の議決中、第2の2 中間取締役候補者、第2の3 中間取締役候補者、第2の4 中間取締役主要株主候補者、第2の5 中間取締役候補者（フォーワー）の募集に同意する事項は、第2の2、中間取締役候補者（フォーワー）の募集の日に限りて記載することができる。

第1章 期中（年月日） 中間事業報告書

1 事業の概要
 (1) 事業の概要
 長瀬建設銀行株式会社について、主要職員の構成の事項及びその概要並びに当該報告書の作成に必要となる事項を記載すること。なお、子会社等（長瀬建設銀行法第12条において準用する附属会社をいう）に該当する子会社等（以下、「以下同。」）に属する事業の概要に關する事項については記載すること。

2 子会社等の概要
 (1) 子会社等の概要

子会社名	所在地	設立年月日	資本金	事業内容	親会社に占める株式の割合	親会社との関係

【記載上の留意】
 「子会社」とは長瀬建設銀行法第12条の2第1号に規定する子会社を、「子会社等」とは長瀬建設銀行法第12条の2第1号に規定する子会社等（以下、「以下同。」）を指すものとする。なお、親会社（長瀬建設銀行）が当該子会社等の取締役の選任に關する事項については記載すること。

(2) 長瀬建設銀行株式会社グループの事業概要

(3) 子会社等の概要

会社名	所在地	設立年月日	資本金	事業内容	親会社に占める株式の割合	親会社との関係

【記載上の留意】
 1. 「子会社」とは長瀬建設銀行法第12条の2第1号に規定する子会社を、「子会社等」とは長瀬建設銀行法第12条の2第1号に規定する子会社等（以下、「以下同。」）を指すものとする。なお、親会社（長瀬建設銀行）が当該子会社等の取締役の選任に關する事項については記載すること。

(4) 子会社等の概要

会社名	所在地	設立年月日	資本金	事業内容	親会社に占める株式の割合	親会社との関係

【記載上の留意】
 1. 子会社、子会社等、関連法人等について記載すること。
 2. 「子会社」とは長瀬建設銀行法第12条の2第1号に規定する子会社等（以下、「以下同。」）を指すものとする。なお、親会社（長瀬建設銀行）が当該子会社等の取締役の選任に關する事項については記載すること。

3 役員及び取締役の概要

(1) 役員

役職名	氏名	生年	任期	経歴	親会社に占める株式の割合	親会社との関係
代表取締役社長						
取締役						
監事						

【記載上の留意】
 1. 「親会社」とは長瀬建設銀行株式会社を指し、「親会社」とは長瀬建設銀行株式会社を指すものとする。なお、親会社に占める株式の割合については、議決日の前日における親会社に占める株式の割合を記載すること。
 2. 「経歴」とは、親会社における取締役候補者となる取締役候補者の経歴を記載すること。
 3. 「職務」とは、取締役候補者となる取締役候補者の職務を記載すること。
 4. 「親会社」とは長瀬建設銀行株式会社を指すものとする。なお、親会社に占める株式の割合については、議決日の前日における親会社に占める株式の割合を記載すること。

(2) 当該報告の子会社及び関連法人

会社名	所在地	設立年月日	資本金	事業内容	親会社に占める株式の割合	親会社との関係

【記載上の留意】
 親会社、親会社による業務を指して記載すること。なお、「親会社」とは長瀬建設銀行株式会社を指すものとする。なお、親会社に占める株式の割合については、議決日の前日における親会社に占める株式の割合を記載すること。

4 株主の概要

株主名	住所	取得株式数	取得割合	備考

【記載上の留意】
 長瀬建設銀行株式会社について、持株比率の多い株主は10名を記載すること。

5 役員及び取締役の経歴

（親会社（長瀬建設銀行株式会社））

氏名	役職	任期	経歴	備考

（子会社等）

会社名	氏名	役職	任期	経歴	備考

別紙様式第9号(第25条の7第2項関係) (任意記載欄A4)

第 1 項 第 1 号 () 第 2 号 ()

第 2 項 第 1 号 () 第 2 号 ()

第 3 項 第 1 号 () 第 2 号 ()

- 第 1 項 第 1 号 () 第 2 号 ()
1 事業の概要
2 事業の目的
3 事業の組織
4 事業の沿革
5 事業の現状
6 事業の将来
7 事業のリスク
8 事業の利益

(記載上の注意)

- 1 役員名簿記載に当たっては、役員名簿の「役員候補者」を「役員候補者」に改め記載

第 2 項 第 1 号 () 第 2 号 ()
1 事業の概要
2 事業の目的
3 事業の組織
4 事業の沿革
5 事業の現状
6 事業の将来
7 事業のリスク
8 事業の利益

第 3 項 第 1 号 () 第 2 号 ()

- 1 事業の概要
2 事業の目的
3 事業の組織
4 事業の沿革
5 事業の現状
6 事業の将来
7 事業のリスク
8 事業の利益

Table with 2 columns: 役員名簿, 役員候補者. Includes fields for name, position, and term.

(記載上の注意)

- 1 役員名簿記載に当たっては、役員名簿の「役員候補者」を「役員候補者」に改め記載

第 4 項 第 1 号 () 第 2 号 ()

- 1 事業の概要
2 事業の目的
3 事業の組織
4 事業の沿革
5 事業の現状
6 事業の将来
7 事業のリスク
8 事業の利益

Table with 2 columns: 役員名簿, 役員候補者. Includes fields for name, position, and term.

(記載上の注意)

- 1 役員名簿記載に当たっては、役員名簿の「役員候補者」を「役員候補者」に改め記載

第 5 項 第 1 号 () 第 2 号 ()

Table with 2 columns: 役員名簿, 役員候補者. Includes fields for name, position, and term.

(記載上の注意)

- 1 役員名簿記載に当たっては、役員名簿の「役員候補者」を「役員候補者」に改め記載

第 6 項 第 1 号 () 第 2 号 ()

Table with 2 columns: 役員名簿, 役員候補者. Includes fields for name, position, and term.

(記載上の注意)

- 1 役員名簿記載に当たっては、役員名簿の「役員候補者」を「役員候補者」に改め記載

第 7 項 第 1 号 () 第 2 号 ()

Table with 2 columns: 役員名簿, 役員候補者. Includes fields for name, position, and term.

(記載上の注意)

- 1 役員名簿記載に当たっては、役員名簿の「役員候補者」を「役員候補者」に改め記載

4 (第 頁 目 次) 経路別児童発達支援事業計画書

経路名	児童発達支援		特別支援学級		特別支援教室		特別支援施設		特別支援学校		特別支援センター	
	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
経路1												
経路2												
経路3												
経路4												

※ 上記のとおり、この計画は、当該児童の発達支援計画を基に作成されたものであり、その内容に必要に応じて変更を行う場合があります。

※ 上記のとおり、この計画は、当該児童の発達支援計画を基に作成されたものであり、その内容に必要に応じて変更を行う場合があります。

※ 上記のとおり、この計画は、当該児童の発達支援計画を基に作成されたものであり、その内容に必要に応じて変更を行う場合があります。

※ 上記のとおり、この計画は、当該児童の発達支援計画を基に作成されたものであり、その内容に必要に応じて変更を行う場合があります。

5 第 期 (第 頁 目 次) 経路別児童発達支援事業計画書

経路名	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
経路1												
経路2												
経路3												
経路4												

1. 経路別の児童発達支援計画について記載すること。

2. 経路別に基き、又は経路別児童発達支援計画及びその子発達支援の経路別児童発達支援計画の記載を明らかにするために必要と認めるときは、この欄に記載する経路別の児童発達支援計画を添付し、その内容に応じて適切な記載を行うこと。

経路名	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
経路1												
経路2												
経路3												
経路4												

経路1												
経路2												
経路3												
経路4												

1. 経路別の児童発達支援計画について記載すること。

2. 経路別に基き、又は経路別児童発達支援計画及びその子発達支援の経路別児童発達支援計画の記載を明らかにするために必要と認めるときは、この欄に記載する経路別の児童発達支援計画を添付し、その内容に応じて適切な記載を行うこと。

- (1) 当社の概況に関する事項
(2) 事業の進捗状況に関する事項(記載上の留意点)
1. 長期経理方針の概要(事業内容、事業進捗状況)を記載する。
2. 主要な事業の進捗状況について記載する。必要に応じて、主要な事業の進捗状況を「進捗率」で示すこと。
3. 主要な事業の進捗状況について記載する場合は、進捗率(%)を「主要な事業の進捗状況」の欄に記載する。
4. 主要な事業の進捗状況について記載する場合は、進捗率(%)を「主要な事業の進捗状況」の欄に記載する。また、主要な事業の進捗状況について記載する場合は、進捗率(%)を「主要な事業の進捗状況」の欄に記載する。
(3) 経歴及び組織の状況
(記載事項の進捗状況の状況について記載する事項)

	年次	年度	年度	年度	年度
代表取締役社長					
代表取締役副社長					
執行役員(常務取締役)					
常務取締役					
専任取締役					
兼務取締役					
取締役(非執行)					
監査役					
取締役(非常勤)					
役員報酬					

- (2) 経歴及び組織の状況
(記載事項の進捗状況の状況について記載する事項)
- 経歴及び組織の状況
1. 経歴
2. 組織及び組織の状況(代表取締役、専任取締役)
3. 組織及び組織の状況(代表取締役、専任取締役)
4. 組織及び組織の状況(代表取締役、専任取締役)
5. 組織及び組織の状況(代表取締役、専任取締役)

	年次	年度	年度	年度	年度
代表取締役社長					
代表取締役副社長					
執行役員(常務取締役)					
常務取締役					
専任取締役					
兼務取締役					
取締役(非執行)					
監査役					
取締役(非常勤)					
役員報酬					

- (3) 経歴及び組織の状況
(記載事項の進捗状況の状況について記載する事項)
- 経歴及び組織の状況
1. 経歴
2. 組織及び組織の状況(代表取締役、専任取締役)
3. 組織及び組織の状況(代表取締役、専任取締役)
4. 組織及び組織の状況(代表取締役、専任取締役)
5. 組織及び組織の状況(代表取締役、専任取締役)

	年次	年度	年度	年度	年度
代表取締役社長					
代表取締役副社長					
執行役員(常務取締役)					
常務取締役					
専任取締役					
兼務取締役					
取締役(非執行)					
監査役					
取締役(非常勤)					
役員報酬					

- (4) 事業内容の状況
(記載事項の進捗状況の状況について記載する事項)
- 事業内容の状況
1. 事業内容
2. 事業内容の状況(代表取締役、専任取締役)
3. 事業内容の状況(代表取締役、専任取締役)
4. 事業内容の状況(代表取締役、専任取締役)

	年次	年度	年度	年度	年度
代表取締役社長					
代表取締役副社長					
執行役員(常務取締役)					
常務取締役					
専任取締役					
兼務取締役					
取締役(非執行)					
監査役					
取締役(非常勤)					
役員報酬					

- (5) 事業内容の状況
(記載事項の進捗状況の状況について記載する事項)
- 事業内容の状況
1. 事業内容
2. 事業内容の状況(代表取締役、専任取締役)
3. 事業内容の状況(代表取締役、専任取締役)
4. 事業内容の状況(代表取締役、専任取締役)

	年次	年度	年度	年度	年度
代表取締役社長					
代表取締役副社長					
執行役員(常務取締役)					
常務取締役					
専任取締役					
兼務取締役					
取締役(非執行)					
監査役					
取締役(非常勤)					
役員報酬					

44 重要取締役の選任等

Table with 2 columns: 氏名, 兼務. Includes a header row and one data row.

【記載上の留意】
当該事業年度中に実施した重要な取締役の選任、解任、辞任については、その内容及び影響を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な取締役の辞任、解任についてはその内容を記載すること。

【記載上の留意】

- 1. 取締役（非）企業価値の向上に資するもの
2. 取締役の選任に際しては、当該取締役の選任に資するもの
3. 取締役の辞任に際しては、当該取締役の辞任に資するもの
4. 重要セグメント等（経営の事業セグメントを指していない場合は主要な事業区分）に就任すること。

Table with 5 columns: 会社名, 所在地, 主要業務内容, 設立年月日, 資本金. Includes a header row and one data row.

Table with 5 columns: 会社名, 所在地, 主要業務内容, 設立年月日, 資本金. Includes a header row and one data row.

Table with 5 columns: 会社名, 所在地, 主要業務内容, 設立年月日, 資本金. Includes a header row and one data row.

【記載上の留意】
1. 取締役及び役員は、重要セグメントについて記載すること。
2. 重要な取締役の選任を付記すること。

Table with 4 columns: 借入金, 借入金利率, 借入の目的, 返済済比率. Includes a header row and one data row.

Table with 2 columns: 事業継続等の状況, 事業継続等の状況. Includes a header row and one data row.

- 1. 重要セグメント等（経営の事業セグメントを指していない場合は主要な事業区分）に就任すること。
2. 取締役の選任に際しては、当該取締役の選任に資するもの
3. 取締役の辞任に際しては、当該取締役の辞任に資するもの
4. 重要セグメント等（経営の事業セグメントを指していない場合は主要な事業区分）に就任すること。

- 1. 取締役及び役員は、重要セグメントについて記載すること。
2. 重要な取締役の選任を付記すること。

に就任する重要な事項）とし、その他企業価値の向上に資する重要な事項を記載すること。

2 役員（取締役、取締役、監査役及び執行役員）に関する事項

Table with 4 columns: 氏名, 役職及び数, 重要な報酬, その他. Includes a header row and one data row.

- 1. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
2. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
3. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
4. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
5. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
6. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
7. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。

Table with 2 columns: 氏名, 報酬. Includes a header row and one data row.

Table with 2 columns: 氏名, 報酬. Includes a header row and one data row.

- 1. 報酬等は、報酬、賞金その他の報酬の総額として受ける利益をいう。
2. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
3. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
4. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
5. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
6. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。
7. 取締役の報酬は、取締役の報酬の総額の範囲内において決定すること。

Table with 2 columns: 氏名, 報酬. Includes a header row and one data row.

【記載上の留意】

- ① 会社監事の監事としてある場合は、当該監事の人名及び住所を取締役執行役員の代表者の職務を行った役員名簿（取締役会決議（昭和24年法律第40号）第24条の6の4に規定するものを除く。）に記載し、その旨を記載すること。
- ② 取締役又は、取締役の候補者候補者の候補として交付する署名は、その旨を記載すること。
- ③ 以下の事項を「その他」に記載すること。
 - ① 会社監事の候補者として交付する署名簿（取締役会決議（昭和24年法律第40号）第24条の6の4に規定するものを除く。）に記載し、その旨を記載すること。
 - ② 会社監事として交付する署名簿（取締役会決議（昭和24年法律第40号）第24条の6の4に規定するものを除く。）に記載し、その旨を記載すること。
 - ③ 取締役候補者として交付した会社監事又は候補者の住所が不明であるときは、その理由を記載すること。
 - ④ 会社監事として交付した署名簿（取締役会決議（昭和24年法律第40号）第24条の6の4に規定するものを除く。）に記載し、その旨を記載すること。

氏名	住所

【記載上の留意】

取締役執行役員の候補者の氏名及び住所を記載している場合は、取締役執行役員の候補者の住所を記載し、その旨を記載すること。

- ① 会社監事として交付する署名簿（取締役会決議（昭和24年法律第40号）第24条の6の4に規定するものを除く。）に記載し、その旨を記載すること。
- ② 会社監事として交付する署名簿（取締役会決議（昭和24年法律第40号）第24条の6の4に規定するものを除く。）に記載し、その旨を記載すること。
- ③ 取締役候補者として交付した会社監事又は候補者の住所が不明であるときは、その理由を記載すること。
- ④ 会社監事として交付した署名簿（取締役会決議（昭和24年法律第40号）第24条の6の4に規定するものを除く。）に記載し、その旨を記載すること。

【記載上の留意】

取締役執行役員の候補者の住所を記載し、その旨を記載すること。

【記載上の留意】

取締役執行役員の候補者の住所を記載し、その旨を記載すること。

氏名	住所

【記載上の留意】

取締役執行役員の候補者の住所を記載し、その旨を記載すること。

【記載上の留意】

その他
その他を記載し、その旨を記載すること。

別紙様式第12号(第25条の9第2項関係)

第 1 頁

第 2 頁

第 3 頁

【記載上の留意】

- 1 役員候補者名簿に記載する事項は、役員候補者の「氏名(姓・名)」を「(株)株式会社」の後に記載すること。
- 2 取締役候補者名簿に記載する事項は、取締役候補者の「氏名(姓・名)」を「(株)株式会社」の後に記載すること。
- 3 取締役候補者名簿に記載する事項は、取締役候補者の「氏名(姓・名)」を「(株)株式会社」の後に記載すること。
- 4 取締役候補者名簿に記載する事項は、取締役候補者の「氏名(姓・名)」を「(株)株式会社」の後に記載すること。

氏名	住所	年齢	性別	職別	任期	報酬	その他

【記載上の留意】

- 1 役員候補者名簿に記載する事項は、役員候補者の「氏名(姓・名)」を「(株)株式会社」の後に記載すること。
- 2 取締役候補者名簿に記載する事項は、取締役候補者の「氏名(姓・名)」を「(株)株式会社」の後に記載すること。
- 3 取締役候補者名簿に記載する事項は、取締役候補者の「氏名(姓・名)」を「(株)株式会社」の後に記載すること。
- 4 取締役候補者名簿に記載する事項は、取締役候補者の「氏名(姓・名)」を「(株)株式会社」の後に記載すること。

提出した書類に記載すること。
 なお、個人名義の土地、建物等（事務所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にのみ
 ついては、次にその旨を土地、建物及び借入金の関係として記載すること。
 「土地」とは「所有権、借権等、

6. 貸付科目の記載については、所得控除に要する地上権関係を記載すること。
 7. 「貸付」とは、貸付金、借入金、借入金収入、その他債権の貸付等を含む。

別紙様式第14号(第25条の13関係)

別紙様式第14号(第25条の13関係) (F-14-F001A-20-00)

20
年
度
課
税
年
度
の
課
税
所
得
税
の
課
税
額
の
算
出
に
関
する
資
料
の
提
出

20年	20年	20年
長期投資銀行代理業者許可 長期投資銀行代理業者	長期投資銀行代理業者	長期投資銀行代理業者
許可番号 金融庁長官()第 ()第()号	許可番号 金融庁長官()第 ()第()号	許可番号 金融庁長官()第 ()第()号
(長期投資銀行代理業者の番号、長許又は氏名)		
(長期投資銀行代理業者の番号)		

① 「長期投資銀行代理業者の番号」は、当該長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。以上の範囲最高額保証額(以下「額」といふ)は、その範囲最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。
 ② 「長期投資銀行代理業者の番号」は、当該長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。以上の範囲最高額保証額(以下「額」といふ)は、その範囲最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。
 ③ 「長期投資銀行代理業者の番号」は、当該長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。以上の範囲最高額保証額(以下「額」といふ)は、その範囲最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。

別紙様式第15号(第25条の18関係)

別紙様式第15号(第25条の18関係) (F-14-F001B-20-00)

20
年
度
課
税
年
度
の
課
税
所
得
税
の
課
税
額
の
算
出
に
関
する
資
料
の
提
出

長期投資銀行代理業者に関する簿簿	長期投資銀行代理業者に関する簿簿	長期投資銀行代理業者に関する簿簿
()第()号	()第()号	()第()号
()第()号	()第()号	()第()号
()第()号	()第()号	()第()号

1. 長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。
 2. 「長期投資銀行代理業者の番号」は、当該長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。以上の範囲最高額保証額(以下「額」といふ)は、その範囲最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。
 3. 「長期投資銀行代理業者の番号」は、当該長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。以上の範囲最高額保証額(以下「額」といふ)は、その範囲最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。
 4. 長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。

別紙様式第16号(第25条の19関係)

20
年
度
課
税
年
度
の
課
税
所
得
税
の
課
税
額
の
算
出
に
関
する
資
料
の
提
出

長期投資銀行代理業者に関する簿簿	長期投資銀行代理業者に関する簿簿	長期投資銀行代理業者に関する簿簿
()第()号	()第()号	()第()号
()第()号	()第()号	()第()号

1. 長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。
 2. 「長期投資銀行代理業者の番号」は、当該長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。以上の範囲最高額保証額(以下「額」といふ)は、その範囲最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。
 3. 「長期投資銀行代理業者の番号」は、当該長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。以上の範囲最高額保証額(以下「額」といふ)は、その範囲最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。
 4. 長期投資銀行代理業者の「法第25条の13」第1条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)第14条第3項に規定する最高額保証額(以下「額」といふ)の範囲を記載すること。

[Empty box]

1.3 その他特記事項

[Empty box]

(記載上の注意)
当証券予約権の取得（本人でない団体の代表者又は管理人の名のあるものにあつては、その代表者又は管理人）、当証券の金銭的価値等の権利行使の目的を有するもの場合は、譲渡、取得された場合、消滅事由に關し記載された場合、重要不利影響を生ずる場合、当証券予約権が権利行使の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。